

4月企画運営委員会次第

日 時 平成 22 年 4 月 14 日(水)15:00～

場 所 県社会福祉会館 2階 第1会議室

1 理事長挨拶

2 議事録署名人の選任について

3 議題

- (1) 新委員の委嘱について
- (2) 平成 21 年度事業報告及び収支決算案について
- (3) 平成 22 年度事業計画及び予算案について
- (4) 第 44 回保育事業大会の概要について
- (5) 神奈川県保育会創立 50 周年記念大会計画(案)について
- (6) 一般社団法人神奈川県保育会規程について
- (7) 一般社団法人神奈川県保育会役員の選任について
- (8) その他

4 報告事項

- (1) 全保協情報
全保協ニュース No09-35、36、No10-1、2
- (2) 部会からの報告
- (3) 地域からの報告
- (4) その他

※次回企画運営委員会開催予定

平成 22 年 5 月 19 日(水)15:00～

県社会福祉会館 2階 第1会議室

(案)

平成 22 年度

一般社団法人神奈川県保育会

総会資料

日 時 平成 22 年 4 月 24 日 (土)

11:10~12:30

場 所 神奈川県社会福祉会館 4 階

第 1 ・ 第 2 研修室

一般社団法人神奈川県保育会

横浜市神奈川区沢渡 4-2

神奈川県社会福祉会館内

総 会 次 第

1 開 会

2 理事長あいさつ

3 議長選出

4 議 事

(1) 報告事項

平成 21 年度事業報告及び収支決算について

平成 21 年度会計監査報告について

(2) 議 案

第 1 号議案 平成 22 年度事業計画及び予算（案）について

第 2 号議案 一般社団法人神奈川県保育会役員の選任につ

いて

5 質 疑

6 閉 会

平成21年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告

平成21年度は、新しい保育所保育指針の施行や当保育会の将来を見据えた体制づくりが求められ、保育制度や当保育会にとっても大きな節目の年でありました。

このような状況の中で、昨年度は、グランドデザイン検討会答申を基に、法人化の検討を進め、秋には、臨時総会、設立総会を経て、一般社団法人神奈川県保育会として新たなスタートを切ることができました。

また、年間を通して、保育の質の向上や多様化する保育への要求に応じていくために、情報の伝達や研修の充実、各種委員会の開催、保育事業大会の実施等の諸事業を積極的に推進してまいりました。

【年間月別主な活動実績】

実施月	実施事業	関係団体の事業
4月	<ul style="list-style-type: none"> 表彰選考委員会開催(9日/木) 平成20年度決算監査(9日) 保育会委員会・部会(15日/水) 第43回神奈川県保育事業大会・保育会総会(25日/土) 	<ul style="list-style-type: none"> 県社協新任保育士激励会(11日)
5月	<ul style="list-style-type: none"> 第9回グランドデザイン検討会(12日/火) 保育会委員会・部会(20日/水) 	<ul style="list-style-type: none"> 全保協協議員総会(15日)
6月	<ul style="list-style-type: none"> 新任保育士研修会(3日/水) 第10回グランドデザイン検討会(5日/金) 全保協会長表彰選考委員会(15日/月) 保育会委員会・部会(17日/水) 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> 法人設立準備委員会(21日/火) 保育会委員会・部会(29日/水) 県市町児童福祉主管課長と委員との保育事業連絡協議会(29日/水) 	<ul style="list-style-type: none"> 第49回関東ブロック保育研究大会(8～9日さいたま市)
8月	<ul style="list-style-type: none"> 法人設立準備委員会第1回作業部会(10日/月) 〃 第2回作業部会(24日/月) 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> 法人設立準備委員会(7日/月) 予算対策協力金活動開始 保育会委員会・部会(16日/水) 神奈川県保育会臨時総会・一般社団法人神奈川県保育会設立総会(16日) 保育専門講座Ⅰ(30日/水) 「保育かながわ」71号発行 	<ul style="list-style-type: none"> 小田原市保育事業大会(6日) 関東ブロック保育事業連絡協議会(10～11日長野市)
10月	<ul style="list-style-type: none"> 保育会委員会・部会(7日/水) 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> 保育会委員会・部会(4日/水) 一般社団法人神奈川県保育会の設立 神奈川県保育会の解散(18日/水) 保育園利用者相談室研修会(24日/火) 保育専門講座Ⅱ(26日/木) 	<ul style="list-style-type: none"> 横須賀市保育事業大会(7日) 第53回全国保育研究大会(11～13日松山市) 民間保育大会(14日)
12月	<ul style="list-style-type: none"> 企画運営委員会・部会(4日/金) 保育の日前夜祭(4日/金) 神奈川県保育会会計監査(22日/火) 	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県保育のつどい(5日) 全国保育組織正副会長会(17～18日)

1月	<ul style="list-style-type: none"> ・企画運営委員会・部会 (13日/水) ・保育所食育研修会 (29日/金) 	<ul style="list-style-type: none"> ・県社協賀詞交換会 (7日) ・民間保育園協会「新春のつどい」 (19日)
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・保育専門講座Ⅲ (2日/火) ・企画運営委員会・部会 (10日/水) ・理事会 (22日/月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県保育士会50周年のつどい (7日/県民ホール)
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園利用者相談室研修会 (1日/月) ・企画運営委員会・部会 (10日/水) ・「保育かながわ」72号発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・関東ブロック保育協議会会長会 (5日) ・全保協協議員総会 (25日)

神奈川県保育会事業報告

【主要事業実績】

1 総会

(1) 神奈川県保育会総会

- ・開催日 平成21年4月25日(土)
- ・会場 神奈川県社会福祉会館 第1・2研修室
平成20年度事業報告及び収支決算について
平成20年度会計監査報告について
平成21年度事業計画及び予算(案)について

(2) 神奈川県保育会臨時総会

- ・開催日 平成21年9月16日(水)
- ・会場 神奈川県社会福祉会館 講堂
 - 1 神奈川県保育会の組織改正について
 - ・これまでの経緯について
 - ・神奈川県保育会グランドデザイン検討会答申について
 - ・今後の方向性について
 - 2 神奈川県保育会の解散及びそれに伴う残余財産の取扱いについて

2 行事

(1) 第43回神奈川県保育事業大会

- ・開催日 平成21年4月25日(土)
- ・会場 神奈川県社会福祉会館(全館)
- ・参加者 来賓、招待者、保育会・保育士会会員等 700名
- ・内容 第一部 式典 保育事業永年勤続表彰者 104名
記念品贈呈(叙勲、厚生労働大臣表彰、保育賞受賞者) 14名

第二部 分科会

第1会場 「職場内研修の充実による職員の資質向上」

- ① 行事を通して職員の育ちを考える ―とことん保育を楽しむ―
「フリー発表テーマ」
- ② 子どもの発達と運動あそび ～環境づくりと保育の計画～
- ③ 伊勢原に伝わる民話・伝承あそびについて

～いせはらっこに伝えよう～

第2会場 「子育て支援の拠点としての機能の充実」

—多様なニーズに応える取り組み—

① 子育て支援の拠点としての機能の充実

—保育の場の家庭支援と子育て支援—

② 保育園であそぼう ～私達にできる子育て支援～

第3会場 「フリー発表テーマ」

① おいしく楽しく食べるこども —文京保育園 食育の取り組み—

② —食育— ～たのしく！おいしく！食育！～

③ 楽しくからだを動かそう

(2) 県市町児童福祉主管課長と委員との保育事業連絡協議会

・開催日 平成21年7月29日(水)

・会場 ホテルキャメロットジャパン

・出席者 県・市・町児童福祉主管課長、保育会委員等 57名

・内容 (1) 「新型インフルエンザに対する対応について

～神奈川県的基本的考え方と対応方針について」

神奈川県保健福祉部健康増進課副主幹

長島 圭太 氏

(2) 「神奈川県保育会の課題と今後の方向性について」

意見交換会

3 研修会

(1) 新任保育士研修会

・開催日 平成21年6月3日(水)

・会場 県社会福祉会館 4階 第1・2研修室

・受講者 75名

・研修テーマ 「保育園で流行する感染症への心構え」

横田小児科医院院長・日本小児科医会常任理事 横田 俊一郎 氏

「子どもの理解のために —ちょっと気になる子とその対応—」

子育て協会所長・子育てコーディネーター

杉浦 正明 氏

(2) 保育専門講座Ⅰ

・開催日 平成21年9月30日(木)

・会場 ワークピア横浜 2階 おしどり

・受講者 81名

・研修テーマ 「保育における教育の充実と小学校との連携 —大切な育ちのつながり—」

早稲田大学教授

小林 宏己 氏

「保育園で流行する感染症 —職場からの質問・疑問に答える—」

横田小児科医院院長・日本小児科医会常任理事

横田 俊一郎 氏

4 会報の発行、その他の情報提供

「保育かながわ」を次のとおり発行するとともに、全国保育協議会から送付される国の制度改革や予算情報等について、各地区へ迅速な伝達・提供を行った。

・『保育かながわ』71号 平成21年9月30日 発行

配布先 各保育所、県・市・町、その他

5 「保育園利用者相談室」の運営

平成21年11月16日に定例会を開催した。

6 委員会、専門委員会の活動状況

区 分	開催回数	協 議 事 項
委 員 会 (専門部会)	7回 (随時)	・事業計画に基づく各事業の企画・実施 ・一般社団法人化に伴う問題点の検討 ・新たな保育問題の協議と対応 ・その他
表彰選考委員会	2回	県保育会長表彰、全保協会長表彰の選考・推薦

正副会長会議及び正副会長・部長会議を随時開催し、緊急・重要課題について協議した。

公立保育所専門委員会・給食問題研究委員会を随時開催し、保育課程一園の独自性、第三者評価委 マニュアルについて、保護者とのかかわり、説明責任、保育要録一学校とのかかわり、園長の資質向上一仕事の内容、職員の資質向上一園内研修、連携 等について検討した。

民間保育所経営問題専門委員会は制度・人材育成・保育サービス・経営の各分科会にて課題の検討を行った。

7 グランドデザイン検討会の開催

第9回検討会（平成21年5月12日）

・座長提案答申書（案）の検討

第10回検討会（平成21年6月5日）

・答申書（案）を検討・了承し、会長へ答申

8 全国保育協議会予算・制度対策協力金活動の推進

会員保育所・職員の皆さんに協力金活動への理解と協力をお願いし、ご賛同をいただいた。

一般社団法人神奈川県保育会事業報告

【主要事業実績】

1 総 会

(1) 一般社団法人神奈川県保育会設立総会

- ・開催日 平成21年9月16日(水)
- ・会 場 神奈川県社会福祉会館 講堂
- 1 一般社団法人神奈川県保育会定款(案)及び今後の登記手続きについて
- 2 平成21年度事業計画(案)及び予算(案)について
- 3 設立登記時の会員について
- 4 設立登記時の役員(理事・監事)について

2 行 事

(1) 保育の日前夜祭

- ・開催日 平成21年12月4日(金)
- ・会 場 横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ
- ・出席者 表彰受賞者、来賓、会員等 113名
- ・内 容 保育賞決定者、厚生労働大臣表彰の祝賀会(8名)
アトラクション 荒川 美江・長友 美夏 様

3 研 修 会

(1) 保育専門講座Ⅱ

- ・開催日 平成21年11月26日(木)
- ・会 場 県社会福祉会館 2階 講堂
- ・受講者 52名
- ・研修テーマ 「保育指針 こう実践」

新宿せいが保育園園長

藤森 平司 氏

(2) 保育所食育研修会

- ・開催日 平成22年1月29日(金)
- ・会 場 県社会福祉会館 2階 講堂
- ・受講者 76名
- ・研修テーマ 「心を育てる・家族を育てる・食卓」

聖徳大学児童学部児童学科教授

室田 洋子 氏

「食を通して意欲を育む ―成長、発達に合わせた食の進め方―」

夏見台幼稚園・保育園園長

南部 愛子 氏

(3) 保育専門講座Ⅲ

- ・開催日 平成22年2月2日(火)
- ・会 場 横浜情報文化センター 6階 情文ホール
- ・受講者 38名
- ・研修テーマ 「“愛とやさしさで人は育つ” ハープの調べにのせて」

ハープ&トーク

永山 友美子 氏

『自尊感情』を育てる幼児期のかかわりーいま保育園こそ希望の場ー」

フリージャーナリスト

北村 年子 氏

4 会報の発行、その他の情報提供

「保育かながわ」を次のとおり発行するとともに、全国保育協議会から送付される国の制度改革や予算情報等について、各地区へ迅速な伝達・提供を行った。

- ・『保育かながわ』72号 平成22年3月31日 発行
配布先 各保育所、県・市・町、その他
- ・ホームページを平成22年4月1日にリニューアル・オープンした。

5 「保育園利用者相談室」の運営

平成22年3月1日に定例会を開催した。

第1回研修会を平成21年11月24日（火）県社会福祉会館2階講堂にて開催した。

講義「苦情解決制度10年から学ぶこと ～保育の質の向上をめざすために～」

東洋英和女学院大学教授・かながわ福祉サービス運営適正化委員会委員 横倉 聡 氏

第2回研修会を平成22年3月1日（月）ホテルキャメロットジャパンにて開催した。

「研修事例によるグループ討議・講評」

第3者委員 小林 育子 氏、箕原 實 氏、鈴木 源二 氏、宮田 丈乃 氏

・配布冊子「保育園と家庭をつなぐHOW TOコミュニケーション」 全社協

6 企画運営委員会、専門委員会の活動状況

区 分	開催回数	協 議 事 項
企画運営委員会 (部会)	4回 (随時)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画に基づく各事業の企画・実施 ・一般社団法人化に伴う問題点の検討 ・新たな保育問題の協議と対応 ・その他

正副理事長会議及び正副理事長・部長会議を随時開催し、緊急・重要課題について協議した。

公立保育所専門委員会は企画運営委員会開催日に開催し、異年齢保育、特別支援保育、帳票類の簡素化、民営化保育園について等を、公立保育所の使命と地域社会での役割のテーマ研究とともに検討した。

民間保育所経営問題専門会は制度・人材育成・保育サービス・経営の各分科会にて課題の検討を行った。

7 理事会の開催

- ・開催日 平成22年2月22日（月） 13:30～16:30
- ・会 場 神奈川県社会福祉会館 1F ミーティングルーム
- ・議 題
 - (1)神奈川県保育会役員の選任について
 - (2)表彰選考委員会委員の選任について
 - (3)神奈川県保育会の主要規程（案）について
 - (4)平成22年度神奈川県保育会予算（案）について
 - (5)秦野市民間園長会からの質問に対する回答について
 - (6)神奈川県保育会利用者相談室について
 - (7)その他・県の子育て支援施策等に対する県への意見・要望等について

平成21年度神奈川県保育会収支決算書(案)

収入済額	14,234,486	3,863,297	18,097,783 円
支出済額	9,257,624	7,261,353	16,518,977 円
差引残額	4,976,862	-3,398,056	1,578,806 円(次年度への繰越)

【収入の部】 (平成21年4月1日～平成22年3月31日まで) (単位:円)

項目	目	予算額	H21.4～11.18	11.19～H22.3	合計収入済額	差異	摘要
会費		7,900,000	7,845,250	85,000	7,930,250	30,250	
	会員会費	6,300,000	6,305,250	35,000	6,340,250	40,250	
	相談室会費	1,600,000	1,540,000	50,000	1,590,000	△ 10,000	
補助金		4,456,000	2,814,000	1,642,000	4,456,000	0	
	県補助金	3,406,000	2,814,000	592,000	3,406,000	0	人件費3,166 事業費240(千円)
	県社協補助金	550,000	0	550,000	550,000	0	
	共同募金補助金	500,000	0	500,000	500,000	0	
事業収入		2,900,000	636,000	1,551,950	2,187,950	△ 712,050	
	諸研修会収入	1,200,000	482,000	531,950	1,013,950	△ 186,050	専門講座Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ.新任.食育
	行事収入	1,700,000	154,000	1,020,000	1,174,000	△ 526,000	保育の日前夜祭.市町との保育連絡会
協力金収入		2,100,000	1,553,340	366,620	1,919,960	△ 180,040	
	予対協力金収入	1,600,000	1,553,340	38,300	1,591,640	△ 8,360	
	保険会社協力収入	500,000	0	328,320	328,320	△ 171,680	AIU
雑収入		504,000	185,232	217,727	402,959	△ 101,041	
	雑収入	500,000	185,000	217,365	402,365	△ 97,635	図書販売.全保協組織推進費等
	預金利子	4,000	232	362	594	△ 3,406	
繰越金		1,200,000	1,200,664	0	1,200,664	664	
	繰越金	1,200,000	1,200,664	0	1,200,664	664	
合計		19,060,000	14,234,486	3,863,297	18,097,783	△ 962,217	

【支出の部】

項目	目	予算額	H21.4～11.18	11.19～H22.3	支出済額	差異	摘要
管理費		6,975,000	3,744,608	2,739,214	6,483,822	491,178	
	人件費(A)	3,375,000	1,889,039	1,276,961	3,166,000	209,000	給与、手当、法定福利費、県補助金充当
	〃(B)	2,580,000	1,439,312	1,131,560	2,570,872	9,128	給与、手当、法定福利費
	旅費	50,000	9,040	8,190	17,230	32,770	職員交通費
	福利厚生費	100,000	38,720	0	38,720	61,280	傷害保険(各委員会委員)
	消耗品費	400,000	159,288	184,331	343,619	56,381	コピー・印刷費・事務用品等
	通信・運搬費	250,000	96,435	47,422	143,857	106,143	
	慶弔費	200,000	92,774	90,750	183,524	16,476	
	雑費	20,000	20,000	0	20,000	0	
総務費		1,730,000	724,463	516,894	1,241,357	488,643	
	総会費	80,000	116,374	0	116,374	△ 36,374	総会資料等
	会議費	650,000	153,009	91,894	244,903	405,097	委員会・各部会・正副会長会議等
	委員会旅費	800,000	367,580	280,000	647,580	152,420	
	連絡調整費	200,000	87,500	145,000	232,500	△ 32,500	関係団体諸祝金等
事業費		5,150,000	2,034,149	2,538,422	4,572,571	577,429	
	県大会費	850,000	948,638	0	948,638	△ 98,638	県保育事業大会・分科会資料等
	関プロ全国大会費	400,000	560,741	0	560,741	△ 160,741	関プロ派遣・連絡協議会等
	諸行事費	1,800,000	394,300	1,536,378	1,930,678	△ 130,678	保育の日前夜祭.市町との保育連絡会
	相談室運営費	1,600,000	69,360	718,434	787,794	812,206	
	会報発行費	300,000	61,110	83,610	144,720	155,280	保育かながわ71・72号
	ホームページ経費	200,000	0	200,000	200,000	0	
研修・研究費		1,750,000	564,091	709,108	1,273,199	476,801	
	研修費	1,600,000	564,091	709,108	1,273,199	326,801	専門講座Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ.新任.食育
	調査研究費	150,000	0	0	0	150,000	
活動費		600,000	44,290	365,780	410,070	189,930	
	予対活動費	400,000	39,710	361,020	400,730	△ 730	全保協納入等
	専門委員会活動費	200,000	4,580	4,760	9,340	190,660	
負担金・補助		2,240,000	1,996,078	181,655	2,177,733	62,267	
	全保協・関プロ	1,790,000	1,795,350	0	1,795,350	△ 5,350	
	県社協	300,000	150,728	81,655	232,383	67,617	
	保育のつどい	50,000	50,000	0	50,000	0	
	保育士会	100,000	0	100,000	100,000	0	
予備費		615,000	149,945	210,280	360,225	254,775	
	予備費	615,000	149,945	210,280	360,225	254,775	法人化に伴う諸経費
合計		19,060,000	9,257,624	7,261,353	16,518,977	2,541,023	

保育事業推進基金会計

20年度	1,223,928
預金利子	1,956
合計	¥1,225,884

特別事業積立金

20年度	329,338
預金利子	107
合計	¥329,445

貸借対照表

平成22年3月31日現在

科 目	金 額 (円)		
I 資産の部			
1 流動資産			
普通預金	1,578,806		
定期預金基金	1,225,884		
普通預金積立金	329,445		
流動資産合計		3,134,135	
2 固定資産			
固定資産合計		0	
資産の部合計			3,134,135
II 負債の部			
流動負債		0	
固定負債		0	
負債の部合計			0
III 正味財産の部			3,134,135

正味財産増減計算書


2009(平成21)年11月18日から2010(平成22)年3月31日まで


科 目	金 額 (円)	
I 増加原因の部		
1 会費収入		85,000
会員会費	35,000	
相談室会費	50,000	
2 補助金収入		1,642,000
県補助金	592,000	
県社協	550,000	
共同募金	500,000	
3 事業収入		1,551,950
研修会	531,950	
行事	1,020,000	
4 協力金収入		366,620
制度問題対応	38,300	
保険会社	328,320	
5 雑収入		217,727
図書あっせん等	217,365	
受取利息	362	
6 寄付金収入		4,976,862
寄付金	4,976,862	
合 計		8,840,159
II 減少原因の部		
1 管理費		2,739,214
人件費	2,408,521	
旅費	8,190	
事務費	184,331	
通信費	47,422	
慶弔費	90,750	
2 総務費		516,894
会議費	91,894	
委員旅費	280,000	
連絡調整	145,000	
3 事業費		2,538,422
行事	1,536,378	
相談室運営	718,434	
会報発行	83,610	
ホームページ作成	200,000	
4 研修費		709,108
研修	709,108	
5 活動費		365,780
制度問題対応	361,020	
専門委員会	4,760	
6 負担金補助金		181,655
県社協	81,655	
県保育士会	100,000	
7 予備費		210,280
法人化に伴う諸経費	210,280	
合 計		7,261,353
当期正味財産増加額		1,578,806
前期繰越正味財産額		0
期末正味財産合計額		1,578,806

監査意見書

平成21年度神奈川県保育会収支決算書については、
関係書類を審査したところ適正に処理されていたこと
を認めます。

平成21年12月22日

監事 石野美保子 

監事 小川 晃 

神奈川県保育会の解散に伴う残余財産の承継について

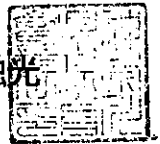
寄 附 申 込 書

平成 21 年 12 月 22 日

一般社団法人神奈川県保育会
理事長 都築 融光 様

(申込者)

横浜市神奈川区沢渡4-2
神奈川県社会福祉会館内
神奈川県保育会
会長 都築 融光



平成 21 年 11 月 18 日に、一般社団法人神奈川県保育会が設立されましたので、同日付けで神奈川県保育会を解散し、本会の所有する下記残余財産を寄附します。

記

- | | |
|-------|---|
| 1 預貯金 | 6,531,903円
(内訳 4,976,862円 + 1,225,650円 + 329,391円) |
| 2 物品等 | 別紙明細書のとおり |

物品等残余財産主要明細書

1 権利関係

- 県有財産使用貸借契約書（相手方 神奈川県知事）
 - ・ 保育会事務局の事務室(15.8 m² 無償)
 - ・ 使用貸借期間 H21.4.1～22.3.31
 - ・ 使用電気、上下水道、ガス、電話、清掃料等の維持管理共益費は団体負担（取りまとめ窓口 神奈川県社会福祉協議会）
- 共益費の負担にかかる協定書（相手方 神奈川県社会福祉協議会会長）

2 事務用機器

- パソコン2台、プリンター2台、Fax 通信機、電話機等
- 事務用机、椅子、ロッカー、キャビネット、書庫、印鑑箱等

3 事務用品

- 封筒、印刷用紙、ファイル、筆記用具等事務用品

4 書籍、記録集


5 神奈川県保育会の作成文書、他団体からの提供文書(現存分)、広報誌

※ 平成 21 年 11 月 18 日の神奈川県保育会解散時点において、保育会事務局にあるすべてのものを、一般社団法人神奈川県保育会へ引き継ぎます。

監査意見書

平成21年度一般社団法人神奈川県保育会収支決算書
については、関係書類を審査したところ適正に処理されて
いたことを認めます。

平成22年4月8日

監事 小川 

監事 石野美保子 

平成22年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画(案)

I 事業計画

保育を取り巻く環境が厳しさを増すなか、保育園は、保育園に通う子どもたちの健全な成長・発達を保障するだけでなく、地域の子どもや親に対する子育て支援機関としての使命と役割が求められており、当保育会は保育の質の向上や多様化する保育への要求に応えていく必要があります。

平成22年度については、当保育会が、昨年一般社団法人として衣替えをして、これまで以上に公共性や透明性を求めていくとともに、当保育会創立50周年を迎える一つの節目の年でもあり、こうした時代の要請に対応した新しい保育会を構築するために、神奈川県保育士会や神奈川県等との密接な連携のもとで、積極的な事業運営を推進してまいります。

(1) 新しい情報の迅速な伝達と意見・要望の表明

行政や全国保育協議会、さらには保育制度に関する動向等を把握し、必要な内容を速やかに会員に伝達して、保育活動の円滑な推進に努める。

また、保育の専門集団として、保育現場の声を行政の施策に反映させるため、神奈川県等との連携を強化していく。

(2) 多様化する保育ニーズへの対応

保育園は、子育てに不安を抱く保護者支援や被虐待等個別的な対応が必要な子どもの対策など、その役割はますます大きくなるとともに、地域からの期待も高まってきている。これらに応えていくためには、保育関係者が研鑽を重ね、職員の意識改革、専門性や資質のさらなる向上を図っていくことが必要であることから、積極的にこれを支援していく。

(3) 「保育園利用者相談室」の有効活用

保育園利用者や地域などからの意見、要望、苦情等は「自己点検」の糧として捉え、保育の質や保護者等との信頼感の向上さらには職員の意識改革のために役立てる。

また、法人化を契機として、今後の「保育園利用者相談室」のあり方を検討していく。

(4) 保育事業大会の充実

保育をめぐる環境の変化のなかで、保育事業の諸課題について現場の新しい取り組み等を発表する場をとおり、より質の高い保育を目指し、保育園相互が切磋

琢磨を図る一方、永年にわたり保育事業に尽力し精励した職員を表彰する。

(5) 創立50周年記念大会の実施

当保育会の創立50周年を祝うとともに、当会の発展に功労のあった方々に感謝し、今後のより一層の発展・飛躍の契機とすることを目的に実施する。

[2月26日(土) 横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ]

II 会議等の開催

- 1 総会 事業計画、予算、決算、事業報告その他重要事項を協議するため年1回定時総会を開催する。また、必要に応じて臨時総会を開催する。
- 2 企画運営委員会 本会の重要事業はじめ、諸事業について協議を重ね、的確な事業遂行を図るため、原則として月1回開催する。また、地域間の情報交換を行い、情報の共有化に努める。
- 3 理事会 本会運営上の重要問題・懸案事項を検討するため必要に応じ開催する。
- 4 専門部会・専門委員会 本会事業を専門的、効果的に推進するため、「専門部会」「専門委員会」を設けて、随時開催し検討、協議する。

III 専門部会が実施する事業

- 1 総務部
事業計画、予算、決算、諸会議、諸事業の総括をはじめ組織運営の全般について進行管理する。
 - ① 神奈川県保育事業大会の開催 [4月24日(土)]
 - ② 県市町児童福祉主管課長と委員との連絡協議会の開催 [7月28日(水)]
 - ③ 保育の日前夜祭の開催 [12月3日(金)]
 - ④ 保育功労者の表彰及び「表彰選考委員会」の運営
 - ⑤ その他組織運営、国県への予算要望、会の財務運営全般に関すること
- 2 研修部
保育を取り巻く環境の変化に対応したテーマを的確に選定し、園の総合評価を高める研修を実施する。
 - ① 新任保育士研修
 - ② 保育専門講座Ⅰ
 - ③ 保育専門講座Ⅱ

- ④ 保育専門講座Ⅲ
- ⑤ 保育所食育研修会

3 調査研究部

国や他県の先進事例等を調査、研究し活用を図る。

- ① 事業大会の研修部門における指針およびまとめ全般
- ② 関東ブロック保育研究大会および全国大会の総括
- ③ 保育園の経営問題や制度改革等に係る調査研究を行い提案等を行う

4 広報部

本会の活動状況や保育に関わる重要事項を周知するため広報紙「保育かながわ」を年2回発行し、会員、行政、関係団体に配布する。

また、ホームページの内容を点検・改修し、会員等の利活用を促進する。

5 予算対策部

国に対する保育事業の充実、強化や補助制度の改善等の要望を全国保育協議会と協力し、推進する。

また、県行政当局には、制度運営上の問題点、助成の改善など、保育の質を高めるための要望を行う。

IV 専門委員会

次の専門委員会を設け推進する。

- 公立保育所専門委員会
- 民間保育所経営問題専門委員会
- 食育推進委員会
- 表彰選考委員会

V その他事業

1 全国保育研究大会等への参加

- 関東ブロック保育研究大会 [7月6日(火)～7日(水) 新潟県]
- 全国保育研究大会 [10月20日(水)～10月22日(金)和歌山県]
- 関東ブロック保育事業連絡協議会 [9月9日(木)～10日(金) 静岡県]

2 関係団体等への支援

県保育士会の組織運営や諸活動を支援するとともに保育士養成校の実習に協力し有能な保育士の育成を図る。

平成22年度月間行事予定表(案)

月	県保育会の行事予定	関係団体の主要行事
4	<ul style="list-style-type: none"> ・表彰選考委員会(8日/木) ・21年度決算監査(8日/木) ・委員会(14日/水)・部会(14日) ・第44回保育事業大会(24日/土) 	<ul style="list-style-type: none"> ・県社協新任保育士激励会(10日/土)
5	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会(19日/水)・部会(19日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・全保協協議員総会(14日/金)
6	<ul style="list-style-type: none"> ・新任保育士研修会 ・全保協会長表彰選考委員会 ・委員会(16日/水)・部会(16日) 	
7	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会(28日/水)・部会(28日) ・県市町児童福祉主管課長と委員との連絡協議会(28日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・関東ブロック保育研究大会(6～7日)新潟県 ・平成22年度食育推進研修会(30日/金)
8		<ul style="list-style-type: none"> ・公立保育所トップセミナー(27～28日)
9	<ul style="list-style-type: none"> ・予算対策協力金活動開始 ・委員会(8日/水)・部会(8日) ・保育専門講座Ⅰ ・「保育かながわ」73号発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・関東ブロック保育事業連絡協議会(9～10日)静岡県
10	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会(13日/水)・部会(13日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国保育研究大会(20～22日)和歌山県
11	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会(10日/水)・部会(10日) ・保育専門講座Ⅱ ・「保育園利用者相談室」研修会 	
12	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会(3日/金)・部会(3日) ・保育の日前夜祭(3日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県保育の日(4日/土) ・全国保育組織正副会長等会議(16～17日)
1	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会(12日/水)・部会(12日) ・「保育園利用者相談室」研修会 ・保育所食育研修会 	
2	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会(9日/水)・部会(9日) ・保育専門講座Ⅲ ・県保育会50周年記念大会(26日/土) 	<ul style="list-style-type: none"> ・全保協保育所長・リーダー研修会
3	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会(9日/水)・部会(9日) ・「保育かながわ」74号発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・全保協協議員総会(17日/木)

[注] 随時開催 ①理事会(正副理事長・部長会議) ②公立保育所専門委員会
③民間保育所経営問題専門委員会 ④食育推進委員会

平成22年度一般社団法人神奈川県保育会予算書(案)

(自)平成22年4月1日～(至)平成23年3月31日

[収入の部]

単位:千円

項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘要
会費		7,091	7,900	△ 809	
	会員会費	5,161	6,300	△ 1,139	会員290園
	相談室会費	1,430	1,600	△ 170	
	準会員会費	500	0	500	神奈川県保育士会
補助金		4,620	4,456	164	
	県補助金	3,570	3,406	164	事業費
	県社協補助金	550	550	0	
	共同募金補助金	500	500	0	
事業収入		2,300	2,900	△ 600	
	諸研修会収入	1,100	1,200	△ 100	保育専門Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、新任、食育等
	行事収入	1,200	1,700	△ 500	保育の日前夜祭、市町との保育連絡会
協力金収入		1,750	2,100	△ 350	
	予対協力金収入	1,400	1,600	△ 200	
	保険会社協力収入	350	500	△ 150	AIU
雑収入		404	504	△ 100	
	雑収入	400	500	△ 100	図書販売、全保協組織推進費等
	預金利子	4	4	0	
繰越金		1,578	1,200	378	
	繰越金	1,578	1,200	378	
合計		17,743	19,060	△ 1,317	

[支出の部]

項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘要
管理費		6,815	6,975	△ 160	
	人件費	5,975	5,955	20	給与、手当、法定福利費
	旅費	30	50	△ 20	
	福利厚生費	40	100	△ 60	傷害保険(団体の管理下参加委員)
	消耗品費	350	400	△ 50	コピー・印刷費・事務用品等
	通信・運搬費	200	250	△ 50	
	慶弔費	200	200	0	
	雑費	20	20	0	
総務費		1,090	1,730	△ 640	
	総会費	60	80	△ 20	総会資料等
	会議費	350	650	△ 300	企画運営委員会・各部会・理事会等
	委員会旅費	500	800	△ 300	
	連絡調整費	180	200	△ 20	関係団体祝金等
事業費		4,350	5,150	△ 800	
	県大会費	800	850	△ 50	県保育事業大会・分科会資料等
	関プロ全国大会費	350	400	△ 50	関プロ派遣・連絡協議会等
	諸行事費	1,400	1,800	△ 400	保育の日前夜祭、市町との保育連絡会
	相談室運営費	1,400	1,600	△ 200	
	会報発行費	200	300	△ 100	保育かながわ73・74号
	ホームページ経費	200	200	0	
研修・研究費		1,550	1,750	△ 200	
	研修費	1,500	1,600	△ 100	保育専門Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、新任、食育等
	調査研究費	50	150	△ 100	
活動費		500	600	△ 100	
	予対活動費	350	400	△ 50	全保協納入等
	専門委員会活動費	150	200	△ 50	
負担金・補助		3,050	2,240	810	
	全保協・関プロ	1,485	1,790	△ 305	
	県社協	250	300	△ 50	
	事務所使用料	65	0	65	
	保育のつどい	50	50	0	
	保育士会	1,200	100	1,100	
予備費		388	615	△ 227	
	予備費	388	615	△ 227	
合計		17,743	19,060	△ 1,317	

神奈川県保育会50周年記念大会概算予算書

【 収入の部 】

単位 円

項	目	予 算	摘 要
会 費		2,500,000	
	参加費会費	2,500,000	1万円×250名
雑収入		2,500,000	
	雑収入	1,500,000	業者広告費依頼
	祝 儀	1,000,000	来賓等 100名
基金繰入		1,555,329	
	保育事業推進基金	1,225,884	
	特別事業積立金	329,445	
合	計	6,555,329	

【 支出の部 】

単位 円

項	目	予 算	摘 要
事業費		2,700,000	
	総務委員会	700,000	式典、講演講師料等
	広報委員会	1,000,000	記念誌印刷費
	財務委員会	1,000,000	会場費等
祝賀会費		3,500,000	
	祝賀会費	3,500,000	350名参加
予備費		355,329	
	予備費	355,329	
合	計	6,555,329	

一般社団法人神奈川県保育会役員候補者名簿

<理事会推薦>

1 理事

(氏名はアイウエオ順)

氏名	市町名	保育園名	備考
1 岩澤 貞之	茅ヶ崎市	西久保保育園	新任
2 大塚 哲朗	綾瀬市	吉岡保育園	再任(会員)
3 相馬 宣正	中郡	二宮保育園	再任
4 高木 睦子	横須賀市	長岡保育園	再任
5 都築 融光	小田原市	上府中保育園	再任
6 萩原 敬三	伊勢原市	大原保育園	再任
7 真壁 洋道	平塚市	真土すばる保育園	新任
8 榊 居祐三	藤沢市	高谷保育園	再任
9 三崎 たずゑ	綾瀬市	つぼみ保育園	新任
10 宮田 丈乃	横須賀市	長井婦人会保育園	再任
11 山本 昇	秦野市	やまゆり保育園	再任
12			
13			
14			
15			

2 監事

(氏名はアイウエオ順)

氏名	市町名	保育園名	備考
1 石野 美保子	南足柄市	ふくざわ保育園	再任
2 小川 晃	茅ヶ崎市	松林保育園	再任

	地区	公私	保育園名	氏名	〒	住所	TEL	FAX	備考
1	横須賀	私	長井婦人会保育園	宮田 丈乃	238-0316	横須賀市長井 2-2-3	046-856-1112	046-856-1112	
2	横須賀	私	長岡保育園	高木 睦子	239-0842	横須賀市長沢 1-25-8	046-848-0147	046-848-0022	
3	横須賀	公	追浜保育園	飯嶋 恵美子	237-0068	横須賀市追浜本町 2-1-41	046-865-3502	046-865-3502	
4	鎌倉	私	こぼとナーサリー	飯野 幸江	247-0051	鎌倉市岩瀬 776-2	0467-46-6930	0467-47-9517	
5	鎌倉	公	稲瀬川保育園	小林 和代	248-0016	鎌倉市長谷 2-20-18	0467-24-6121	0467-24-6121	
6	藤沢	私	高谷保育園	榊居 祐三	251-0012	藤沢市村岡東 3-413-1	0466-26-2737	0466-26-2350	
7	藤沢	公	浜見保育園	瀬川 多佳子	251-0037	藤沢市鶴沼海岸 4-17-6	0466-34-4545	0466-34-4539	
8	茅ヶ崎	私	西久保保育園	岩澤 貞之	253-0083	茅ヶ崎市西久保 596-7	0467-87-0311	0467-58-8460	
9	茅ヶ崎	公	香川保育園	野中 幸枝	253-0082	茅ヶ崎市香川 4-46-1	0467-57-6002	0467-57-6002	
10	逗子	私	沼間愛児園	若林 順子	249-0004	逗子市沼間 1-21-10	046-871-2669	046-871-2619	
11	三浦	私	城ヶ島保育園	脇坂 眞	238-0237	三浦市三崎町城ヶ島 429	046-881-2712	046-881-2728	
12	平塚	私	真土すぼる保育園	真壁 洋道	254-0019	平塚市西真土 3-22-39	0463-53-4141	0463-53-4151	
13	平塚	公	若草保育園	山下 雅子	254-0002	平塚市横内 2401	0463-54-0221	0463-54-0221	
14	小田原	私	上府中保育園	都築 融光	250-0215	小田原市千代 694-1	0465-42-1642	0465-42-7720	
15	小田原	私	久野保育園	近藤 正浩	250-0055	小田原市久野 1550	0465-35-2253	0465-32-0245	
16	小田原	公	早川保育園	中島 利子	250-0021	小田原市早川 2-3-13	0465-22-2710	0465-22-2710	
17	秦野	私	やまゆり保育園	山本 昇	259-1316	秦野市沼代新町 3-42	0463-88-7810	0463-88-3117	
18	秦野	公	つるまきこども園	源田 和代	257-0007	秦野市鶴巻 2248-1	0463-77-3536	0463-77-3536	
19	南足柄	私	塚原保育園	瀬戸 雄三	250-0117	南足柄市塚原 2161	0465-74-5826	0465-74-5827	
20	中郡	私	二宮保育園	相馬 宣正	259-0123	中郡二宮町二宮 1049	0463-71-0045	0463-73-4049	
21	足柄上郡	私	酒田保育園	露木 省子	258-0025	足柄上郡開成町円通寺 55-1	0465-82-2277	0465-82-7881	
22	足柄下郡	公	みやのうえ保育園	土屋 今日子	259-0314	足柄下郡湯河原町宮上 36-1	0465-63-5255	0465-63-5255	
23	厚木	私	キンダーガーデンこぼと	湯浅 房子	243-0014	厚木市旭町 3-7-3	046-220-6333	046-220-6334	
24	厚木	公	玉川保育所	櫛田 桃子	243-0121	厚木市七沢 162	046-248-0016	046-248-0016	
25	大和	公	福田保育園	平本 博子	242-0024	大和市福田 8-22-5	046-267-0995	046-267-4287	
26	伊勢原	私	大原保育園	萩原 敬三	259-1132	伊勢原市桜台 1-36-5	0463-93-8925	0463-95-4441	
27	海老名	私	つちのこ保育園	吉田 淳子	243-0414	海老名市杉久保 2586-1	046-238-3707	046-238-3720	
28	座間	私	座間保育園	渡辺 迪子	228-0024	座間市入谷 5-1803-3	046-251-0355	046-251-0419	
29	座間	公	相武台保育園	滝沢 紀美子	228-0011	座間市相武台 3-4770-4	046-253-2523	046-253-0943	
30	綾瀬	私	吉岡保育園	大塚 哲朗	252-1124	綾瀬市吉岡1980	0467-78-4324	0467-78-4365	理事会推薦
31	綾瀬	私	つばみ保育園	三崎 たずゑ	252-1103	綾瀬市深谷中 5-20-48	0467-78-0641	0467-79-2908	
32	寒川	私	旭保育園	中島 光子	253-0106	高座郡寒川町宮山 2194	0467-75-0773	0467-75-0528	
33	愛川	公	半原保育園	諏訪部 裕子	243-0307	愛甲郡愛川町半原 4495-1	046-281-0244	046-281-6155	
34	保育士会	公	南足柄保育園	諸星 暢子	250-0126	南足柄市狩野 125-1	0465-73-2515	0465-72-0988	会長
35	保育士会	私	おとぎ保育園	炭 美智子	252-1123	綾瀬市早川 3067-5	0467-76-3841	0467-76-3842	全国保育士会常任委員
36	保育士会	私	岩瀬保育園	富田 弘美	247-0051	鎌倉市岩瀬 1526	0467-46-2629	0467-46-2882	副会長
37	保育士会	公	浜見保育園	矢田 雅子	251-0037	藤沢市鶴沼海岸 4-17-6	0466-34-4545	0466-34-4539	副会長
38	顧問	私	岩瀬保育園	富田 英雄	247-0051	鎌倉市岩瀬 1526	0467-46-2629	0467-46-2882	
39	監事	私	松林保育園	小川 晃	253-0012	茅ヶ崎市小和田 1-5-36	0467-52-5560	0467-54-9954	
40	監事	私	ふくざわ保育園	石野 美保子	250-0111	南足柄市竹松 636	0465-74-6573	0465-74-7052	

一般社団法人神奈川県保育会定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人神奈川県保育会と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を横浜市神奈川区沢渡4番地の2に置く。

(目 的)

第 3 条 当法人は、神奈川県における保育の向上ならびにこれに従事する職員の資質の向上を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 保育にかかわる調査研究に関する事業
2. 保育技術の向上と地域における次世代育成にかかわる事業
3. 保育所機能と役割を向上発展させるに必要な研修・相談事業
4. 保育従事者の地位向上と保育所運営の健全化に必要な事業
5. その他保育所の社会的責任を果たすに必要な事業
6. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第 4 条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会 員

(種別)

第 5 条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の会員とする。

1. 正会員
 - (1) 法人設立時において神奈川県保育会の会員である保育所
 - (2) 神奈川県知事、県内中核市市長の認可した、公益を目的とする法人運営の保育所
2. 準会員
 - (1) 神奈川県保育士会
 - (2) 総会で特に認められた団体
3. 名誉会員
4. 賛助会員

(入会)

第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、理事長の承認を得るものとする。

- 2 理事長は、この申込みがあつた場合に、これを承認するときは、理事会の同意を得なければならない。

(経費の負担)

第 7 条 会員は、当法人の目的を達成するため、会費及び必要な経費を支払うものとする。

2 前項の会費及び必要な経費については、別に定める。

3 準会員は、別に定められた団体負担金を納入するものとする。

4 退会し、または除名された会員が既に納入した会費は、これを返還しない。

(会員の資格喪失)

第 8 条 会員は次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

1. 退会したとき。

2. 解散したとき。

3. 会費を2年以上滞納し、支払いに応じないとき。

4. 除名されたとき。

(退会)

第 9 条 当法人を退会しようとする会員は、退会届を理事長に提出しなければならない。

(除名)

第 10 条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、一般法人法第 49 条第 2 項に定める特別決議によりその会員を除名することができる。

2 前項の規定により除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員名簿)

第 11 条 当法人は、会員の氏名又は名称及びその他必要事項を記載した会員名簿を作成する。

第 3 章 総会

(種類)

第 12 条 当法人の最高の意思決定機関として総会を置く。総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第 13 条 当法人の総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により理事長が招集する。

2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事がこれにあたる。

3 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、1 週間前までに会員に通知しなければならない。

(議決権)

第 14 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

- 2 準会員の代表は、総会に出席し意見を述べることができる。その意見は尊重されるものとする。

(決議の方法)

第 15 条 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、第13条第2項の規定を準用する。

(議事録)

第 17 条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員の設定等)

第 18 条 当法人に、次の役員を置く。

1. 理事 3名以上15名以内
 2. 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。また、理事のうちから副理事長若干名を置くことができる。

(選任)

第 19 条 理事長及び理事並びに監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 前項の選任手続きについては、別に定める。

(代表理事の職務権限)

第 20 条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副理事長は理事長を補佐する。
- 3 理事長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第 21 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第 22 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時ま

でとする。

- 4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第 23 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬)

第 24 条 役員の報酬は無報酬とする。

(取引の制限)

第 25 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

1. 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
2. 自己又は第三者のためにする当法人との取引
3. 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第 26 条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第 27 条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

1. 当法人の業務執行計画の策定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 総会提出議事案件のとりまとめ

(招集)

第 29 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、第13条第2項の規定を準用する。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理

事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 6 章 企画運営委員会及び専門部等

(企画運営委員会)

第 32 条 当法人の企画調整及び運営を円滑に遂行するため、地区代表委員及び保育士会代表等による企画運営委員会を置く。

2 企画運営委員会は、原則として毎月開催するものとし、理事長が招集して、その議長となる。

3 企画運営委員会に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(専門部及び委員会)

第 33 条 当法人の事業を円滑に遂行するため、専門部及び委員会を置く。

2 専門部及び委員会に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第 7 章 顧問

(顧問)

第 34 条 当法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問は、重要な会務について、理事長の諮問に応える。

第 8 章 事務局

(事務局)

第 35 条 当法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第 9 章 計算

(事業年度)

第 36 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに、理事会の決議を経て理事長が作成し、企画運営委員会の同意を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事会の決議を経て理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、企画運営委員会の承認を経て、定時総会に報告しなければならない。

1. 事業報告
 2. 事業報告の附属明細書
 3. 貸借対照表
 4. 損益計算書（正味財産増減計算書）
 5. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 10 章 附 則

（本定款の施行）

第 39 条 この定款は、一般法人法に定める一般社団法人の設立登記の日から施行する。

（設立時役員の任期）

第 40 条 当法人の設立当初の役員の任期は、第 22 条第 1 項及び第 2 項にかかわらず、平成 22 年度定時総会の日までとする。

（設立時初年度の事業計画および収支予算）

第 41 条 当法人の設立初年度の事業計画および収支予算は、第 37 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

（最初の事業年度）

第 42 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

（設立時の役員）

第 43 条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時代表理事	都築	融光
設立時理事	宮田	丈乃
設立時理事	相馬	宣正
設立時理事	榊居	祐三
設立時理事	萩原	敬三
設立時理事	石塚	達義
設立時理事	高木	睦子
設立時理事	大塚	哲朗
設立時理事	山本	昇
設立時理事	小磯	英次
設立時監事	小川	晃

設立時監事 石野美保子

(設立時社員の氏名及び住所)

第 44 条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

- | | | |
|---|----|-----------|
| 1 | 住所 | 神奈川県小田原市 |
| | 氏名 | 都築 融光 |
| 2 | 住所 | 神奈川県横須賀市 |
| | 氏名 | 宮田 丈乃 |
| 3 | 住所 | 神奈川県中郡二宮町 |
| | 氏名 | 相馬 宣正 |
| 4 | 住所 | 神奈川県鎌倉市 |
| | 氏名 | 榊居 祐三 |
| 5 | 住所 | 神奈川県伊勢原市 |
| | 氏名 | 萩原 敬三 |

(法令の準拠)

第 45 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

本定款の施行に関し、必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

以上、一般社団法人神奈川県保育会設立のため、設立時社員 都築 融光、同 宮田 丈乃、同 相馬 宣正、同 榊居 祐三、同 萩原 敬三 の定款作成代理人行政書士永井 隆一は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成21年11月6日

設立時社員	都築 融光
同	宮田 丈乃
同	相馬 宣正
同	榊居 祐三
同	萩原 敬三

定款作成代理人

住所 横浜市神奈川区神奈川二丁目13番6号 KSビル5F

行政書士 永井 隆一

第44回

神奈川県保育事業大会係員資料

開催日 平成22年4月24日(土)

9:00 ~ 16:30

場所 神奈川県社会福祉会館

会場案内

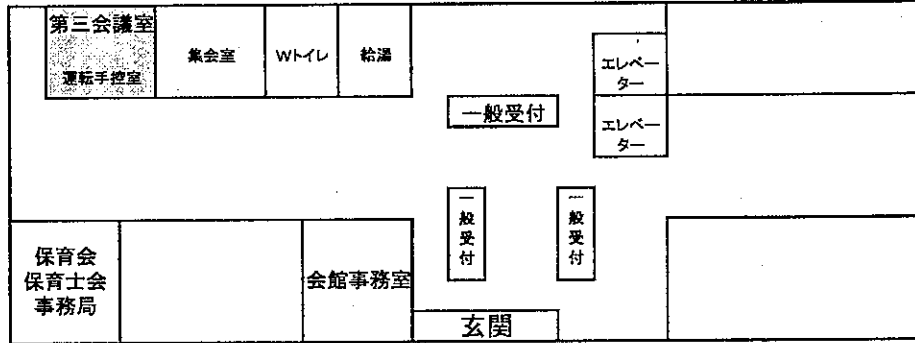
階	項目	場所	時間
1F	一般受付	正面玄関	9:00 — 10:00
	来賓ドライバー控室	第3会議室	9:30 — 11:00
2F	来賓・受賞者受付	講堂前	9:00 — 10:00
	来賓控室	役員室	9:30 — 11:30
	式典	講堂	10:00 — 11:00
	保育士会総会	講堂	11:10 — 12:30
	研究発表第三会場	講堂	13:40 — 16:00
	分科会打合せ会場	第2会議室	12:40 — 13:30
	処理委員会	第2会議室	16:00 — 16:30
	大会運営委員控室	第1会議室	8:30 — 16:40
4F	保育会総会	第1・第2研修室	11:10 — 12:30
	研究発表会第一会場	第1・第2研修室	13:40 — 16:00
	研究発表会第二会場	第3・第4研修室	13:40 — 16:00
	総会出席以外の食事場所	第3・第4研修室	11:30 — 13:00

会場全館見取図

1階

一般受付 来賓運転手控室 研究発表記録係事後整理会場

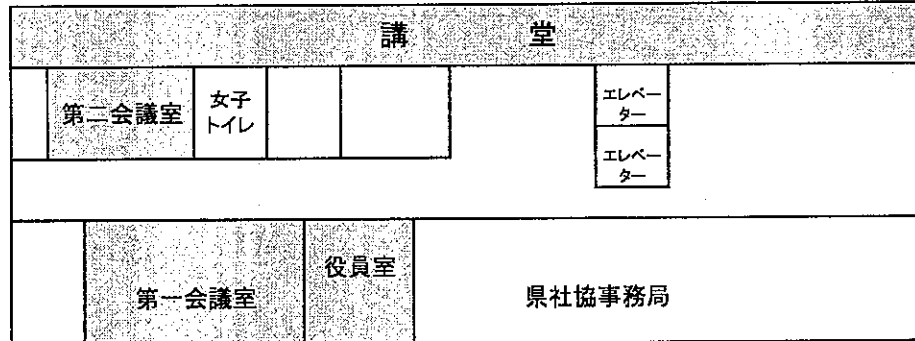
[北側]



2階

来賓受付 受賞者受付
 式典会場 保育士会総会会場 研究発表第3会場 研究発表者・議長・幹事・記録打合わせ会場
 処理委員会 来賓控室 役員控室 保育士会昼食会場

[北側]



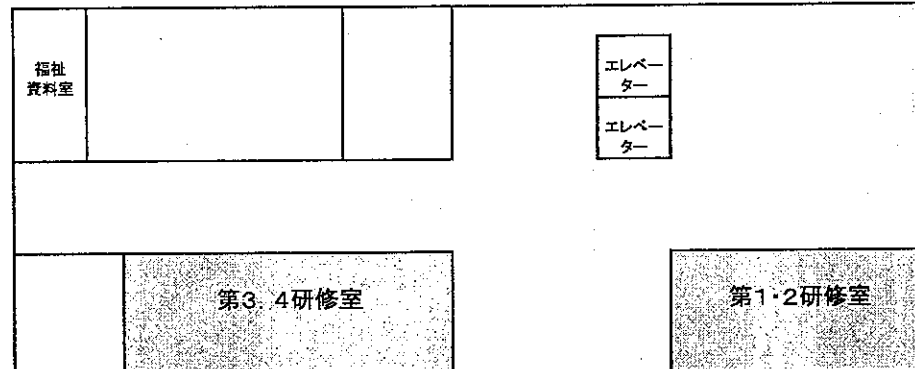
3階

— 使用せず —

4階

保育会総会会場 研究発表第1会場及び第2会場 保育会昼食会場 その他昼食会場

[北側]



第44回神奈川県保育事業大会進行表

9:00	受付	〔一般〕	1F 玄関ロビー
		〔来賓・受賞者〕	2F ロビー
10:00-11:00	式典	2F	「講堂」
11:10-12:30	総会	4F 「第一・第二研修室」	保育会
		2F 「講堂」	保育士会
	総会関係者以外の方		
	昼食	11:30 — 13:00	4F 「第三・第四研修室」
12:30-13:30	昼食 12:30 — 13:30		
12:40-13:30	研究発表者・議長・幹事・書記 打合せ(昼食摂りながら)		
13:40-16:00	研究発表		
	第一会場	4F 「第一・第二研修室」	
	第二会場	4F 「第三・四研修室」	
	第三会場	2F 「講堂」	
16:00	終了		
16:00-16:30	処理委員会 (保育会委員)	2F 「第二会議室」	

【日程・会場】

9:00 10:00 11:00 11:10 12:30 13:30 13:40 16:00 16:30

受付	式典	総会	昼食	研究発表・討議	処理委員会
	2階 講堂	◎保育会 4階 第一・二研修室 ◎保育士会 2階 講堂 ○総会関係者以外 昼食 11:30~ 4階 第三・四研修室	4階 全室 2階 講堂 ○研究発表 打合せ昼食 2階 第二会議室	[第1会場] 4階 第一・二研修室 [第2会場] 4階 第三・四研修室 [第3会場] 2階 講堂	2階 第二会議室

第44回保育事業大会業務分担総括表(案)

(4/14現在)
敬称略

区 分	場 所	人 数	委 員 名
業 務 総 括		3	宮田 山本 真壁
式 典 運 営	2F 講 堂	5	[進行司会]真壁(飯野) [司会補助]三瓶 [開会のことば]宮田
一 般 受 付	1F 玄関ロビー	4	小林 楠田 平本 吉田 渡辺 保育士会[広報部] 山口 佐藤 吉田 川田
来賓・受賞者受付	2F ロビー	4	源田 露木 土屋 湯浅
永年表彰受付	2F ロビー	5	保育士会[研修部] 大木 松本 深田 畠山 森田
賞状・記念品授与	講 堂 壇 上	3	[永年の賞状と記念品、大臣表彰の記念品] 都築 介添え 三崎 中島(光) 諏訪部
		3	[保育賞の記念品] 諸星 介添え(広報部) 込山 岩澤
来 賓 接 待	2F 役員室	4	高木 飯嶋 野中 若林 山下
式 典 会 場 設 営	2F 講 堂	*	真壁 山本 脇坂 瀬戸 岩澤 県社協 事務局
式 典 会 場 確 認			相馬 榊居 萩原
保 育 士 会 総 会	2F 講 堂	8	[会場設営] 保育士会 (広報部・研修部)
保 育 会 総 会	4F 第1・2研修室		[議長] 都築 [議案説明]事務局 [司会]真壁
弁 当 配 布	2F ロビー	*	[会場設営] 県社協 事務局 (保育士会) 込山・吉田・川田・佐藤 岩澤・山口
写 真 ・ 記 録			保育会 近藤 保育士会 川田 岩澤
発 表 会 場	4F 研修室 2F 講 堂	14	[第一会場] 議長:山本 幹事:瀬川 記録:大木・松本 [第二会場] 議長:岩澤 幹事:中島(利) 記録:森田・鈴木 [第三会場] 議長:大塚 幹事:滝沢 記録:竹之内・清水 [設営] 第一会場: 県社協 事務局 第二会場: 県社協 事務局 第三会場: 保育士会(山口・岩澤) 発表者打合会場: 保育士会(川田・吉田)

役割分担における職務の内容

集合時間: 8時30分 2階 第1会議室

役職名	場所	時間	職務の内容
一般受付	I階 正面玄関	8:45 から 10:00	① 正面玄関 入り口 長テーブル2脚設置 ② 大会資料・受賞者名簿を渡す→出席者名簿のチェック不要 ③ 来賓・受賞者の受付は2階の旨伝える ④ 来賓のドライバー控室はI階「第3会議室」ですので誘導する
来賓・受賞者の受付	2階 講堂前	8:45 から 10:00	① 長テーブルを役員室前と講堂前に各2脚設置 ② 大会資料・受賞者名簿を渡す ③ 来賓には、赤バラ胸花 大臣表彰・県保育賞受賞者にはピンクの胸花 永年勤続受賞者にはリボンを付ける、永年代表はピンクの胸花 ④ 来賓は役員室へ 受賞者は講堂最前列 名前入の指定席へ案内 ⑤ 永年勤続受賞者は賞状・記念品の置いてある名前入の指定席へ案内 代理で受け取る場合は園名・氏名を確認し記入する
来賓接待	2階 役員室	9:00 から 10:00	① 到着のつどお茶だし ② 9:55に舞台に設置の指定席に案内する ③ 式典終了後 直ちに 昼食・お茶の接待 ④ お付のドライバーの弁当は第3会議室(駐車場)等にて渡す
賞状授与式 介添え	2階 講堂壇上	10:00 から 11:00	① 永年勤続表彰の介添え(代表者)園長 保育士 調理員 の代表 ② 大臣表彰者への記念品贈呈における介添え ③ 県保育賞受賞者への記念品贈呈における介添え
会場設営	式典会場 総会会場 発表者 打合会場 第1会場 第2会場 第3会場	前日実施 11時まで 11時まで 12時半まで 12時半まで 12時半まで	①2階講堂 ①4階第1・2研修室 ①2階第2会議室 ①4階第1・2研修室 ①2階講堂 ①4階第3・4研修室 ②レイアウト図により会場をつくる ② 同上 ③表示張り紙をする ② 同上 ③同上 ②同上 ②同上 ②同上
弁当配布		11:30	配布先は①2階「来賓控室」②発表者打合わせ会場2階「第2会議室」 ③4階「第1・2研修室 ④4階「第3・4研修室」 ⑤2階「講堂」 ⑥1階「第3会議室」
議長・幹事 記録	発表会場	13:40 から 16:00	① 該当委員に別途配布

式 典 進 行

4/14現在

2010/4/24

所要時間
分

備 考

10:00 開会

司会進行	真壁 副部長	1	
開会のことば	宮田 副理事長	1	
花のおさなご	指揮	3	
	ピアノ		
児 童 憲 章	富田 保育士会副会長	1	
主催者あいさつ	都築 理事長	5	
永年表彰読み上げ	総務部 飯野	12	
・代表者受賞(4人)	都築 理事長	3	
大臣表彰 ・3 人に記念品	都築 理事長	3	
神奈川保育賞受賞者 ・3人に記念品	諸星 保育士会会長	3	
来賓祝辞紹介	真壁 副部長		
来賓祝辞	県 加藤 福祉・次世代 育成部長	4	
	県議会 国吉 議長	4	
	県町村会会長 大井町 間宮 町長	4	
	児福審議 松田 委員長	4	
	保育士養成施設協会会長 横浜女子短期大学学長 平野 様	4	
	来賓及び主催者紹介	真壁 副部長	3
祝 電 披 露	炭 保育士会副会長	2	
11:00 閉会	閉会のことば	諸星 保育士会会長	1
	合 計	58	

永年勤続表彰59名

式典会場のレイアウト(2F講堂)

4/14現在

平成22年4月24日(土)

- | | | |
|---|---|------------------------------|
| 1 都築 保育会理事長
2 諸星 保育士会会長
3 宮田 県社会福祉協議会常務理事
4 相馬 保育会副理事長
5 柘居 保育会副理事長
6 萩原 保育会副理事長
7 富田 保育会顧問
8 富田 全国保育士会常任委員
9 富田 全国保育士会会長
10 富田 全国保育士会副会長
11 矢田 保育士会副会長 | 1 加藤 県福祉・次世代育成部長
2 国吉 県議会議長
3 間宮 県町村会会長
4 松田 県児童福祉審議会委員長
5 平野 保育士養成施設協会会長
6 船本 次世代育成課長
7 小沼 小田原女子短期大学学長
8 石川 鎌倉女子大学短期大学部・教授
9 土屋 関東学院人間環境学部・教授
10 廣井 國學院大學幼児教育学専攻副学長
11 野口 湘北短大保育学科副学長
12 大谷 聖セシリア女短学科長
13 落合 洗足こども短大幼児教育学部保育科長
14 細川 鶴見大学短期大学部保育科長
15 井上 聖ヶ丘教育福祉専門学校長
16 杉山 横浜こども専門学校副校長
17 吉濱 横浜保育福祉専門学校教務部次長 | 後列 9 10 11 12 13 14 15 16 17 |
|---|---|------------------------------|

演壇

永年代表						
園長						
保育士						
調理性員	1	1	1	1	1	1
記念品贈呈						
大臣表彰	1	1	1	1	1	1
大臣表彰						
大臣表彰	1	1	1	1	1	1
保育賞	1	1	1	1	1	1
保育賞						
賞						

各列20席

〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇

小田原女子短期大学 荒井教授

秘書・付き添い 御席

後方に150席を配置する

式典来賓名簿

(4/14現在)

平成22年4月24日(土)

敬称略

No.	所 属	職 名	氏 名	備考
前列	1	神奈川県保健福祉局	福祉・次世代育成部長 加藤 芳明	祝辞
	2	神奈川県議会	議長 国吉 一夫	祝辞
	3	神奈川県町村会	会長・大井町長 間宮 恒行	祝辞
	4	神奈川県児童福祉審議会	委員長 松田 良昭	祝辞
	5	神奈川県保育士養成施設協会	会長 横浜女子短期大学学長 平野 建次	祝辞
	6	神奈川県福祉局	次世代育成課長 船本 和則	
	7	小田原女子短期大学	学長 小沼 肇	
	8	鎌倉女子大学短期大学部	教授 石川 修	
後列	9	関東学院大学	人間環境学部 人間発達学科教授 土屋 みち子	
	10	國學院大學幼児教育専門学校	保育実習指導室長 廣井 雄一	
	11	湘北短期大学	保育学科副学科長 野口 周一	
	12	聖セシリア女子短期大学	学科長 大谷 純一	
	13	洗足こども短期大学	幼児教育保育科長 落合 俊文	
	14	鶴見大学短期大学部	保育科長・保育科教授 細川 かおり	
	15	聖ヶ丘教育福祉専門学校	校長 井上 貴恭	
	16	横浜こども専門学校	副校長 杉山 誠	
	17	横浜保育福祉専門学校	教務部次長 吉濱 優子	

平成22年度 記念品贈呈者名簿

(4/14現在)

2010/4/24

(敬称略)

区分	所属	お名前	出欠	備考
1	厚生労働大臣表彰	須賀保育園	いしやま 石山 みよ子	○ 平塚市
2		南秦野保育園	おいかわ さちこ 及川 幸子	秦野市
3		初声保育園	たかぎ まりこ 高木 真理子	三浦市
4	県保育賞	長岡保育園	かくた りつこ 角田 律子	○ 横須賀市
5		酒田保育園	しいの なおこ 椎野 奈緒子	○ 開成町
6		金田保育園	もりかげ としこ 森蔭 敏子	○ 平塚市

神奈川県保育会創立50周年記念大会計画(案)

1 目的

神奈川県保育会創立50周年及び一般社団法人設立という節目の年を迎えて、全会員あげてこれを祝うとともに、保育会の発展に功労のあった方々に感謝し、今後の神奈川県保育会の発展・飛躍の契機とすることを目的に実施する。

2 開催時期

平成23年2月26日(土)

3 開催会場

横浜駅ベイシェラトンホテル・日輪(5階)

4 実施団体

主催 一般社団法人神奈川県保育会

後援(案) 神奈川県・各市町・神奈川県社会福祉協議会

神奈川県保育士会・神奈川県ゆりの会

神奈川県婦人懇話会

神奈川県民間保育園協会・神奈川県保育士養成施設協会

5 実施内容

第1部 式典

50周年記念式典・基調講演・表彰式等

第2部 懇親会

アトラクション・懇親会

(同一会場で継続して実施)

6 参加人員

300名 ~ 400名

50周年記念大会・委員会の主な活動内容と委員構成（案）

委員 会 名	主 な 活 動 内 容	委 員 構 成
運営実行委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・大会全般の企画・立案、総括、進行管理 ・目的別委員会の進行管理、進捗状況の把握、指導監督 ・大会実施に向けた課題解決のための協議・決定、指導・助言 ・大会の運営・指揮 ・その他大会全般に関する事項の検討・処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・会長(顧問) ・実行委員長(理事長) ・委員(副理事長)
総務・式典委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・式典全般の企画・立案 ・表彰内容の企画・立案、表彰選考委員会の運営、被表彰者の決定 ・後援団体の検討・決定、団体への協力依頼 ・来賓の選定・依頼、祝辞者の選定・依頼 ・基調講演、アトラクションの内容検討・決定・依頼 ・会場レイアウト、席の割り振りの検討・決定 ・記念大会式典の運営・指揮 ・他委員会に属さない事項の検討・処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長(宮田) ・委員 柘居、
広報委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・広報全般の企画・運営 ・大会参加者への参加依頼、PR、取りまとめ、参加者名簿の作成 ・大会資料の企画・立案、編集 ・記念誌発行の企画・立案、編集 ・その他広報関係の事項の検討・処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長 (相馬) ・委員
財務委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・財務全般の企画・運営 ・大会費用 (収入・支出) の検討・見積もり、確保策の検討 ・広告収入の検討・実施 ・大会関係業者との折衝・実施内容の決定 ・大会終了後の清算 ・保国会企画運営委員会、総会への事業実績・清算報告 ・その他財務関係の事項の検討・処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長 (萩原) ・委員

7 実行委員会等の設置

(1) 50周年記念大会運営実行委員会

記念事業の企画・立案・実施、他団体等との調整、記念誌の発行等の記念事業全般にわたる総括的な事業運営のために、保育会顧問を大会会長、理事長を運営実行委員長とする実行委員会を設置する。

委員の構成 … 顧問、理事長、副理事長

(2) 担当別委員会

副理事長、理事及び委員、委員会推薦の会員を構成員とする担当別委員会を設置して、それぞれの役割に応じた活動を実施していく。

- ・ 総務・式典委員会
- ・ 広報委員会
- ・ 財務委員会

**一般社団法人
神奈川県保育会**

規程集

平成21年11月

目 次

1	会員規程	1
2	総会規程	7
3	企画運営委員会規程	9
4	理事会規程	11
5	理事長の職務代理規程	14
6	役員選任規程	15
7	会計規程	17
8	事務局規程	20

(平成22年4月8日 理事会決議により制定)

一般社団法人神奈川県保育会会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人神奈川県保育会（以下「本会」という。）定款第7条の規定に基づき、会員が本会に納付する会費等の額及び徴収方法について定めるほか、会員管理等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の資格)

第2条 本会の会員は、定款第5条のとおりとする。

(会費及び経費等)

第3条 会員の会費は年額とし、正会員の会費は次のとおりとする。

(1) 会員会費 13,000円 + (50円×定員)

(全国保育協議会会費を含む)

2 准会員の団体負担金は次のとおりとする。

(1) 神奈川県保育士会 年額500,000円

(2) 総会で特に認められた団体 団体と協議のうえ、理事会の議決により別に定める。

3 本会の運営に関し、必要な経費は次のとおりとする。

(1) 研修会参加費 1回・1名につき3,000円を基本

(2) 保育所問題対応協力金 6,000円以上

4 会員が既に納入した会費は、過誤納による場合のほかはこれを返還しない。

(会費算定の基準日)

第4条 会費算定の基準日は、毎年4月1日とする。

(会費等の納入方法及び納期)

第5条 会員は、本会からの請求書受領後、指定された期日までに、振込みにより本会の銀行口座等に会費等を納入するものとする。

(入会)

第6条 正会員として入会を希望する者は、入会申込書(様式1)を本会に提出しなければならない。

2 会員としての入会は、本会から送付する入会承認通知書を受領した時点で成立する。

(退会)

第7条 会員は、退会する場合は、退会届(様式2)を本会に提出しなければならない。

(サービス内容)

第8条 本会は、次のサービスを提供する。

- (1) 本会の事業大会、会議、研修会等の主催
- (2) 本会が実施する調査研究事業に関する資料、報告書等の提供
- (3) 機関紙その他刊行物の送付
- (4) 本会ホームページ会員専用ページの閲覧
- (5) その他本会の実施事業に関連する資料、情報の提供及び一般県民への保育情報の提供

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 会員は、その権利を第三者に譲渡・貸与してはならない。

(秘密保持)

第10条 本会は、会員に関する情報及びサービスの提供上知り得た情報を他に開示・漏洩せず、サービスの提供に必要な範囲を超えて使用してはならない。

2 本会は、個人情報については、個人情報保護法に基づき適正に管理するものとする。

(慶弔)

第11条 会員の慶弔は、次のとおりとする。

- (1) 新築落成 10,000 円
ただし、公立保育園落成は、祝品とする。
- (2) 各種表彰に対する記念品
全国社会福祉協議会会長表彰、厚生労働大臣表彰、叙勲・褒章の受賞者には、保育事業大会の際に、記念品を贈呈する。
特に功労のあった者に対しては、理事長が別に感謝の意を表する。
- (3) 1か月以上の病気、傷害に対する見舞い 10,000 円
- (4) 死亡
会員 生花に添えて 10,000 円
会員の配偶者 10,000 円
同居の一親等者 10,000 円
- (5) 園舎及び会員住居に対する災害見舞い
会員が災害をこうむり相当の損害を受けたとき 10,000 円

但し、損害の程度により増額することができる。

- 2 各地区の代表委員は、前項の規定に該当する事由があった場合は、速やかに理事長に報告するものとする。また、この規定によりがたい場合は、理事長が理事会に諮って別に慶弔を行うことができる。

(表彰)

第12条 理事長は、保育事業に功労のあった者に対して、その功績を讃え、労をねぎらうため、表彰を行うものとする。

- 2 会員は、神奈川県内の保育所に施設長、保育士、調理員等の職員として、15年以上勤務し、かつ功績顕著であると認められる者を、定められた期日までに推薦するものとする。
- 3 表彰は、理事長が保育事業大会において、表彰状と記念品を贈呈してこれを行う。
- 4 会員から推薦のあった表彰対象者については、本会に表彰選考委員会を設置して、被表彰者を選考して決定する。

(旅費の支給)

第13条 本会の依頼を受けて、本会用務のために、会員が旅行した場合には、予算の範囲内で旅費を支給するものとする。

- 2 会員には、次の各号により旅費を支給する。

(1) 日帰り旅行	交通費実費
(2) 宿泊を伴う旅行	交通費実費 + 宿泊費相当額
- 3 企画運営委員会及び理事会出席者の旅費は、開催場所に至る交通費実費の内最小限を支払うものとする。

(報酬の支給)

第14条 本会の依頼を受けて本会の監査を実施する場合には、本会定款第24条の規定にかかわらず、監事に1回につき5,000円の報酬（旅費込み）を支給するものとする。

- 2 第12条第4項に掲げる表彰選考委員会に出席する委員に対しては、1回につき3,000円の報酬（旅費込み）を支給するものとする。

(規程の変更等)

第15条 この規程の変更は、理事会で協議し、企画運営委員会の同意を経て、総会の承認を得て行なうものとする。但し、第3条第1項の規定の変更については、総会の3分の2以上の同意を経なければならない。

- 2 この規程に定めのない事項については、理事長が理事会の決議により決する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成21年11月18日から施行する。

(旧会則等の廃止)

第2条 神奈川県保育会会則、神奈川県保育会委員会運営規程、神奈川県保育会慶弔規程、神奈川県保育会表彰規程、神奈川県保育会旅費規程は、一般社団法人神奈川県保育会会員規程施行と同時に廃止する。

(様式1)

入会申込書

平成 年 月 日

一般社団法人
神奈川県保育会理事長 様

(申込者)

職 _____

氏名 _____ 印 _____

貴会に平成 年度から入会したいので、次のとおり申込みます。

設置者	(ふりがな)	(代表) (ふりがな)	
保育所名	(ふりがな)	設置年月日	
施設長名	(ふりがな)	園児定員	
所在地	〒		
電話番号			
FAX 番号			
備考	施設の概要が分かる資料を添付してください。		

(様式2)

退 会 届

平成 年 月 日

一般社団法人
神奈川県保育会理事長 様

保育所名 _____

氏名 _____ 印

貴会の会員を平成 年 月 日付けで退会したいので、お届けします。

<退会理由>

一般社団法人神奈川県保育会総会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人神奈川県保育会(以下「本会」という。)定款第3章の規定に基づき、総会の適切かつ円滑な運営に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(書面表決等)

第2条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の措置を取った正会員は、総会に出席したものとみなす。

3 総会への出欠確認及び委任状の様式については、別紙のとおりとする。

(議事録)

第3条 総会の議長は、総会終了後、速やかに議事録を作成するものとする。

2 議事録の署名又は記名押印は、出席した正会員のうち議長及び総会において選任された会員2名が行うものとする。

(規程に定めのない事項)

第4条 この規程に定めのない事項は、理事長が理事会の決議により決する。

(附則)

この規程は、平成21年11月18日から施行する。

(Fax 番号)

出欠確認書及び委任状

平成 年 月 日()、 において開催される一般
社団法人神奈川県保育会総会に

出席

欠席 いたします。

(出席、欠席の該当する箇所に○をつけてください。)

(欠席の場合)

当日審議予定の議案等の決定については、①議長 又は、

② _____(市又は町) _____保育園 _____会員

に委任いたします。

(①又は②に○をつけ、②の場合は該当事項を記入してください。)

氏名 _____

保育園名 _____

所在地 _____

一般社団法人神奈川県保育会企画運営委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人神奈川県保育会(以下「本会」という。)定款第32条第3項の規定に基づき、企画運営委員会(以下「委員会」という。)の組織・運営等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の性格)

第2条 委員会は、本会運営の重要事項及び総会提出議案、保育関係案件等を審議・検討し、その経緯や結果等を会員に伝達するとともに、会員の意見・要望等を本会運営に直接反映して、円滑かつ効果的な組織運営を図っていくために、本会の最高の意思決定機関である総会の補完的機関として設置する。

(委員会の構成)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 地区代表委員 市郡毎に15保育所までを1名、30保育所までを2名、31保育所以上を3名の割で互選された者
- (2) 理事会で推薦された者 若干名
- (3) 監事、顧問
- (4) 保育士会代表

2 前項第2号の推薦にあたっては、推薦委員となるべき者の属する地区の意見に反しない配慮をして、理事長が委員会に諮って了承を得るものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

(委員会の権限)

第5条 委員会の権限は、次のとおりとする。

- (1) 本会運営に関する重要事項の審議・決定
- (2) 総会提出議案の審議・決定
- (3) 国・県・保育関係団体等の情報収集・提供、意見交換・意見発表
- (4) 専門部及び委員会の活動状況の把握及び助言・指導
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業の実施

(議決権)

第6条 委員会における議決権は、委員1名につき1個とする。

2 監事及び顧問は、委員会において意見を述べるができる。その意見は尊重されるものとする。但し、議決権を有しない。

(決議の方法)

第7条 委員会の決議は、議決権を有する委員の過半数が出席し、出席した委員の議決権の過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第8条 委員会の議事については、議事録を作成し、委員会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(規程に定めのない事項)

第9条 この規程に定めのない事項については、理事長が理事会の決議により決する。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成21年11月18日から施行する。

(旧規程の廃止)

第2条 神奈川県保育会委員会運営規程は、一般社団法人神奈川県保育会企画運営委員会規程の施行と同時に廃止する。

一般社団法人神奈川県保育会理事会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人神奈川県保育会(以下「本会」という。)定款第5章の規定に基づき、理事会の適切かつ円滑な運営に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(理事の資格)

第2条 理事は、本会の正会員の中から総会の決議により選任された者でなければならない。

(付議事項)

第3条 理事長は、次の各号に掲げる事項については、理事会に付議しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事内容に関すること
- (2) 定款及び規程等の制定及び改廃に関すること
- (3) 事業計画及び収支予算の承認及び変更に関すること(軽微なものを除く。)
- (4) 事業報告及び収支決算の承認に関すること
- (5) 企画運営委員会及び専門部等委員の選任及び委嘱に関すること
- (6) 準会員及び名誉会員並びに賛助会員の推薦、入会に関すること
- (7) 顧問の推薦に関すること
- (8) その他理事会が必要と認めた事項に関すること

(理事会の開催)

第4条 理事会は、年3回以上開催しなければならない。

- 2 理事長は、理事の半数以上の出席を確認した後に、開会を宣言し、議長となって議事を進める。
- 3 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 本会定款第30条第2項の規定に基づき、理事会の決議の目的である事項につき、理事全員が同意し、かつ監事が異議を述べないときは、書面又は電磁的方法により決議することができるものとする。

(監事の出席)

第4条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べな

なければならない。但し、議決権は有しない。

(招集の請求)

第5条 理事は、理事長に対して、理事会の開催目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

2 監事は、必要があると認めるときは、招集権者に対して、理事会の招集を請求することができる。

(招集の手続き)

第6条 前条の規定により、理事又は監事による招集の請求に基づき理事会を招集する場合は、その通知には、その旨を明示するものとする。

2 招集通知を受けた理事及び監事が、やむを得ない事由により、理事会に出席できない場合は、遅滞なくその旨を招集権者に通知しなければならない。

(書面による意見表明)

第7条 やむを得ない事由により、理事会を欠席する理事から、当該理事会の議題とされる案件について、あらかじめ書面をもって議長に対し、その意見の表明があった場合には、議長は、当該案件の審議の際にその旨及び内容を報告しなければならない。

(意見聴取)

第8条 理事長は、理事会の協議に必要があると認めた場合は、理事会の決議により、顧問又は議題に関係する業務を担当する委員等を理事会に出席させ、その意見を求め、又は説明させることができる。

(理事長の専決)

第9条 理事長の専決する事項は、次の通りとする。但し、特別な利害関係を有する場合は、理事会において選任された他の理事がこれを行うものとする。

- (1) 理事会の承認を得た理事長の職務代理者、理事等への辞令交付
- (2) 本会への入会及び退会の承認
- (3) 事務局職員の採用の決定及び雇用、給与等の辞令交付
- (4) 事務局職員の日常の労務管理、福利厚生
- (5) 契約及び協定等の締結(法人運営に重大な影響があるものを除く。)
- (6) 研修会及び行事等の参加費に対する領収書の発行
- (7) 予算の範囲内での緊急を要する物品の購入

- (8) 50万円以下の物品の購入
- (9) 予算上の予備費の支出
- (10) 寄付の受入れ、承認(法人運営に重大な影響があるものを除く。)
- (11) その他本会運営に関する軽微な事項
 - 2 理事長に事故あるときは又は欠けたときは、本会定款第29条第2項の規定に基づく理事が代決するものとする。
 - 3 緊急の案件で、理事会の決議の経路をいとまがないときは、理事長又は代決者は当該案件を決することができる。但し、遅滞なく、これを理事会に諮って承認を受けなければならない。

(議事録)

第10条 議長は、理事会終了後、速やかに議事録を作成するものとする。

- 2 議事録の署名又は記名押印は、出席者のうち議長及び理事会において選任された理事及び監事が行うものとする。
- 3 欠席した理事又は監事から議事録の請求があつたときは、速やかに議事録の写し及び議決結果を記録した書面を送付しなければならない。
- 4 議事録は、理事会の日から10年間、主たる事務所に備え置く。

(規程に定めのない事項)

第11条 この規程に定めのない事項については、理事長が理事会の決議により決する。

(附則)

この規程は、平成21年11月18日から施行する。

一般社団法人神奈川県保育会理事長の職務代理

規程

一般社団法人神奈川県保育会定款第13条第2項の規定により、あらかじめ理事会が定めた職務代理者は、次のとおりとする。

職務代理者 副理事長 宮田 丈乃

職務代理者に事故あるとき又は欠けたときは、理事会で協議して職務代理者を決定する。

(附則)

この規程は、平成21年11月18日から施行する。

一般社団法人神奈川県保育会役員選任規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人神奈川県保育会(以下「本会」という。)定款第19条第2項の規定に基づき、役員を選任手続きに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(理事の資格)

第2条 理事は、原則として地区代表委員である企画運営委員会委員から選任する。

(理事の選任方法)

第3条 理事の選任方法は、理事会推薦及び企画運営委員会推薦とする。

(理事会推薦名簿の作成)

第4条 理事長は、理事会において、新任の企画運営委員会名簿の中から、理事候補者の選考を行い、理事会推薦による理事候補者名簿を作成する。但し、理事会が必要と判断した場合には、正会員の中から候補者を名簿に加えることができる。

2 前項の名簿は、理事候補者名簿として、企画運営委員会に提案して同意を得なければならない。

(企画運営委員会推薦理事候補の選任)

第5条 理事長は、企画運営委員会において、自薦又は他薦による理事候補者を募集して希望者が出た場合には、企画運営委員会に諮り、同意が得られた場合には、前条の名簿に加えるものとする。

(理事の選任)

第6条 理事会において作成した理事候補者名簿は、総会に提案して承認を得なければならない。

(理事会の組織及び理事長の選任等)

第7条 前条において承認を受けた理事は、理事会を組織し、理事の中から、理事長を互選又は投票等により選任し、総会の承認を得なければならない。

(役員名簿の作成)

第8条 前条において承認を受けた理事長は、理事の中から、副理事長及び事業別担当理事並びに職務代理者を指名して、役員名簿を作成し、総会に報告するものとする。

(監事の選任)

第9条 理事長は、理事会において、正会員の中から、監事候補者の選考を行い、理事会推薦による監事候補者名簿を作成し、総会に提案して承認を得なければならない。

(規程に定めのない事項)

第10条 この規程に定めのない事項については、理事長が理事会の決議により決する

(附則)

この規程は、平成21年11月18日から施行する。

一般社団法人神奈川県保育会会計規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人神奈川県保育会（以下「本会」という。）の会計の基準を定め、財務の公正を期するとともに本会運営の状況を適正に把握することを目的とする。

(会計責任者及び会計職員)

第2条 本会には、会計責任者を置く。

- 2 会計責任者は、事務局長をもって充て、理事長が任命する。
- 3 会計責任者は、会計の状況について、必要に応じて理事長に報告し承認を得なければならない。
- 4 理事長は、収入及び支出の状況について、必要に応じて会計責任者に状況の報告を求めることができる。
- 5 会計事務を行うため、会計職員を置く。
- 6 会計責任者は、会計職員を指導監督しなければならない。

(会計伝票)

第3条 すべての取引に関する記帳整理は、会計伝票により行うものとする。

- 2 会計伝票は、証憑に基づいて作成し、証憑は会計記録との関係を明らかにして整理保存する。
- 3 会計伝票には、勘定科目、取引年月日、数量、単価、金額、相手方及び取引内容を記載する。

(証憑)

第4条 証憑とは、会計伝票の正当性を立証する次の書類をいう。

- (1) 請求書
- (2) 領収書
- (3) 証明書
- (4) 検収票及び納品書
- (5) その他取引を裏付ける書類

(会計帳簿等の更新)

第5条 会計帳簿等は、原則として会計年度ごとに更新する。

(収支予算の計上)

第6条 本会の予算は、千円単位で積算するものとし、収入科目については千円未満を切り捨て、支出科目については千円未満を切り上げて計上する。

(支出予算の流用)

第7条 会計責任者は、予算の執行上必要があると認めた場合は、理事長の承認を得た上で、勘定科目相互間において予算を流用することができる。

(予備費の計上及び使用)

第8条 予測しがたい予算の不足に充用するため、支出予算に予備費を計上することができる。

2 会計責任者は、前項の予備費を使用する場合は、あらかじめ理事長の承認を得なければならない。

(金銭の出納)

第9条 金銭の出納は、会計責任者の承認印のある会計伝票に基づいて行わなければならない。

(金銭の収納及び保管)

第10条 金銭の収納は、収入承認に関する書類及び収入に関する請求書等の関係書類に基づいて行い、同書類と入金した金銭の額を照合して収納して、領収書を発行する。

2 日々の金銭の収納は、これを直ちに支出に充てることなく、原則として、当日、やむを得ない場合は翌日、必ず一旦取引金融機関に預け入れなければならない。

(支出の手続)

第11条 金銭の支出は、支出承認に関する書類及び支払に関する請求書等の関係書類に基づいて行い、同書類と照合し、支払金額及び支払内容に誤りがないことを確認の上で、金銭の支出を行わなければならない。

2 金銭の支出については、請求書と同一の記名押印又は署名のある領収書を徴しなければならない。但し、金融機関からの預金口座振込、郵便払込により支出を行った場合には、振込又は払込を証する書類によって領収書に代えることができる。

(小口現金)

第12条 会計責任者は、会計職員に対して現金を前渡しし、当該職員の手許に小口現金を保管させることができる。

2 小口現金として保管することができる金額は、5万円を限度とする。

3 会計責任者は、小口現金について、必要と認める場合は検査を行うことができる。

(規程の改廃及び細則)

第13条 この規程の改廃は、理事長が理事会の決議により行うものとする。

2 この規程の実施に関し必要な事項は、事務局長が別に定め、理事長の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成21年11月18日から施行する。

一般社団法人神奈川県保育会事務局規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人神奈川県保育会(以下「本会という。」)定款第35条の規定に基づき、事務局の適切かつ円滑な運営に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 事務局の所掌事務は、別表1に定めるとおりとする。

(職員)

第3条 事務局に、事務局長及び事務職員若干名を置く。

(職員の任免)

第4条 事務局長の任免は、理事長が理事会の承認を得て行うものとする。

2 職員の任免は、辞令書を交付して行う。

(事務局長及び事務職員)

第5条 事務局長は、理事長の命を受けて事務局を統括する。

2 事務職員は、事務局長の命を受け、所掌する事務を処理する。

(職員の報酬・手当等)

第6条 職員の報酬・手当の支給等については、別に定める。

(文書等の保管管理)

第7条 文書及び関係書類、その他の資料等(以下「文書等」という。)は、必要時に取り出せるように常に整理して保管しなければならない。

(文書等の保存等)

第8条 文書等の保存期間は、別表2に定めるとおりとする。

2 保存期間を経過した文書等は、速やかに廃棄処理するものとする。

(公印の管理)

第9条 本会の公印の規格は、別表3に定めるとおりとする。

2 公印管理者は、事務局長をもって充て、公印の管理に万全を期さなければならない。

(公印の新調及び廃止)

第 10 条 公印管理者は、公印を新調し、又は廃止しようとするときは、事前に理事長の承認を得なければならない。

2 公印管理者は、その管理する公印について、紛失、破損等が生じたときには、直ちに理事長に届けなければならない。

(規程の変更及び)細則)

第 11 条 この規程の改廃は、理事長が理事会の決議により行うものとする。

2 この規定の実施に関して必要な事項は、事務局長が別に定め、理事長の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成 21 年 11 月 18 日から施行する。

(別表1)

所 掌 事 務

担 当	所 掌 事 務
総 務	<ul style="list-style-type: none">(1) 定款、規程等の制定・改廃及びその運用について(2) 総会、理事会、企画運営委員会等の開催及び議事録の管理に関する こと。(3) 法人及び会員に関すること。(4) 文書の保管・管理・収発に関すること。(5) 事務局の組織に関すること。(6) 職員の人事・給与、福利厚生その他職員管理に関すること。(7) 事務所の管理に関すること。(8) 表彰・顕彰に関すること。(9) 行政機関及び関係団体との連携・連絡調整に関すること。(10) 全国保育協議会及び関東ブロック保育協議会との連携・連絡調整に 関すること。(11) その他渉外に関すること。
会 計	<ul style="list-style-type: none">(1) 会計簿の作成及び保持に関すること。(2) 金銭及び物品の出納、保管管理に関すること。(3) 予算及び決算に関すること。(4) 収入及び支出に関すること。(5) 契約に関すること。(6) その他会計に関すること。
事 業	<ul style="list-style-type: none">(1) 神奈川県保育事業大会に関すること。(2) 県・市町児童福祉主管課長との保育事業連絡協議会に関すること。(3) 保育の日前夜祭に関すること。(4) 各種研修会、専門講座に関すること。(5) 会報の発行、その他の情報提供に関すること。(6) 保育園利用者相談室の運営に関すること。(7) 本会ホームページの運営・管理に関すること。(8) その他本会の目的を達成するために必要な事業に関すること。



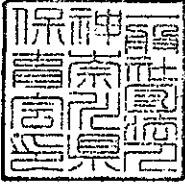


(別表2)

文書保存区分表

保存期間	文書の種類
永久保存	<ul style="list-style-type: none">・定款、規程集及びその制定・改廃に関する書類・登記及び登録等に関する書類・会員及び企画運営委員会委員名簿・訴訟、請願等に関する書類・重要な財産、権利の得喪等に関する書類・文書、写真等の成果物を製本したもの(1部)・人事に関する重要書類・会員の叙勲、表彰等に関する書類・外部諸団体に関する加入書類
10年保存	<ul style="list-style-type: none">・総会及び理事会並びに企画運営委員会議事録・事業計画及び収支予算に関する書類・事業報告及び決算に関する書類・会計勘定の記録及び整理に関する帳簿等・預金・貯金及び課税に関する書類・給料、賞与、手当等に関する書類・補助、助成等に関する書類
5年保存	<ul style="list-style-type: none">・軽易な契約、協定及び覚書に関する書類・職員の保健、衛生、安全に関する書類・行政庁、関係機関、外部諸団体との連絡交渉に関する書類
3年保存	<ul style="list-style-type: none">・文書、写真等の成果物(補助、助成等に関する書類を除く。)・電子媒体による記録

(別表3)

公 印 の 規 格

公印の種類	規 格	印 鑑
理事長印	直径 16.5mm の丸印	
法人印	直径 18.0mm の角印	
法人印	直径 24.0mm の角印	
登録印 (理事長印)	直径 18.0mm の丸印	
銀行印 (理事長印)	直径 16.5mm の丸印	

平成 22 年 4 月 14 日

一般社団法人神奈川県保育会会員 各位

一般社団法人神奈川県保育会
理事長 都築 融光

平成 22 年度一般社団法人神奈川県保育会定時総会
関係資料について(送付)

陽春の候、会員の皆様方におかれましては、ますますご健勝でご精励のこととお喜び申し上げます。

さて、標記定時総会の開催通知は、平成 22 年 3 月 25 日付けでご送付させていただきましたが、4 月 14 日の企画運営委員会において、総会提案議案等が了承されましたので、会員の皆様方に、総会資料をご送付申し上げます。

また、ご多忙のところ恐縮ですが、総会へのご出席をお願いいたしますとともに、同封の「総会出欠確認書及び委任状」に必要事項記載の上、折り返し保育会事務局あてに Fax にてご返送くださいますようお願いいたします。

さらに、神奈川県保育会の一般社団法人化に伴い、保育会の細則につきましては、会員の皆様方に関係の深い主要な規程(案)は、企画運営員会等の皆様方のご意見をお伺いしながら整備してまいりましたが、この度同封の「規程集」として作成いたしましたので、ご送付申し上げます。

なお、総会の会場では、総会資料を別途配布いたしますので、ご持参いただかなくても結構ですが、「規程集」は配布いたしませんので、ご了承くださいますようお願いいたします。

(神奈川県保育会事務局 045-311-8754)

(Fax 番号 045-311-1837)

出欠確認書及び委任状

平成22年4月24日(土)、神奈川県社会福祉会館において
開催される一般社団法人神奈川県保育会総会に

出席

欠席 いたします。

(出席、欠席の該当する箇所に○をつけてください。)

(欠席の場合)

当日審議予定の議案等の決定については、①議長 又は、

② _____ (市又は町) _____ 保育園 _____ 会員

に委任いたします。

(①又は②に○をつけ、②の場合は該当事項を記入してください。)

氏名 _____

保育園名 _____

所在地 _____

一般社団法人神奈川県保育会会員規程(抜粋)

(慶弔)

第11条 会員の慶弔は、次のとおりとする。

- | | | |
|------------------------|--|-----------------|
| (1) 新築落成 | | 10,000 円 |
| | ただし、公立保育園落成は、祝品とする。 | |
| (2) 各種表彰に対する記念品 | | |
| | 全国社会福祉協議会会長表彰、厚生労働大臣表彰、叙勲・褒章の受賞者には、保育事業大会の際に、記念品を贈呈する。 | |
| | 特に功労のあった者に対しては、理事長が別に感謝の意を表す。 | |
| (3) 1か月以上の病気、傷害に対する見舞い | | 10,000 円 |
| (4) 死亡 | | |
| | 会員 | 生花に添えて 10,000 円 |
| | 会員の配偶者 | 10,000 円 |
| | 同居の一親等者 | 10,000 円 |
| (5) 園舎及び会員住居に対する災害見舞い | | |
| | 会員が災害をこうむり相当の損害を受けたとき | 10,000 円 |
| | 但し、損害の程度により増額することができる。 | |

2 各地区の代表委員は、前項の規定に該当する事由があった場合は、速やかに理事長に報告するものとする。また、この規定によりがたい場合は、理事長が理事会に諮って別に慶弔を行うことができる。

⇒保育会事務局あてご連絡ください。他の地区委員へFax 連絡いたします。
理事長の代理で出席をお願いする場合があります。

(旅費の支給)

第13条 本会の依頼を受けて、本会用務のために、会員が旅行した場合には、予算の範囲内で旅費を支給するものとする。

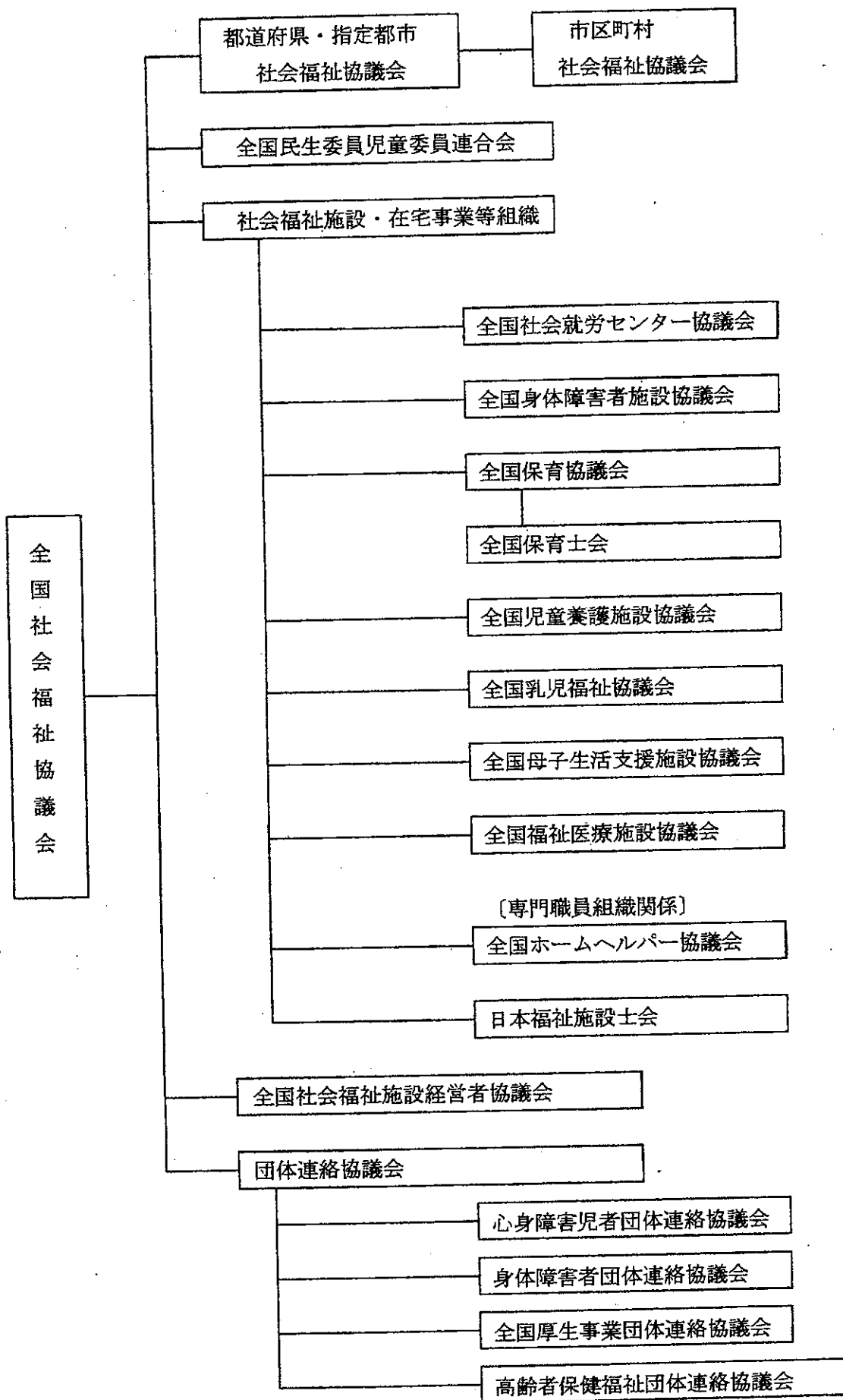
2 会員には、次の各号により旅費を支給する。

- | | |
|-------------|----------------|
| (1) 日帰り旅行 | 交通費実費 |
| (2) 宿泊を伴う旅行 | 交通費実費 + 宿泊費相当額 |

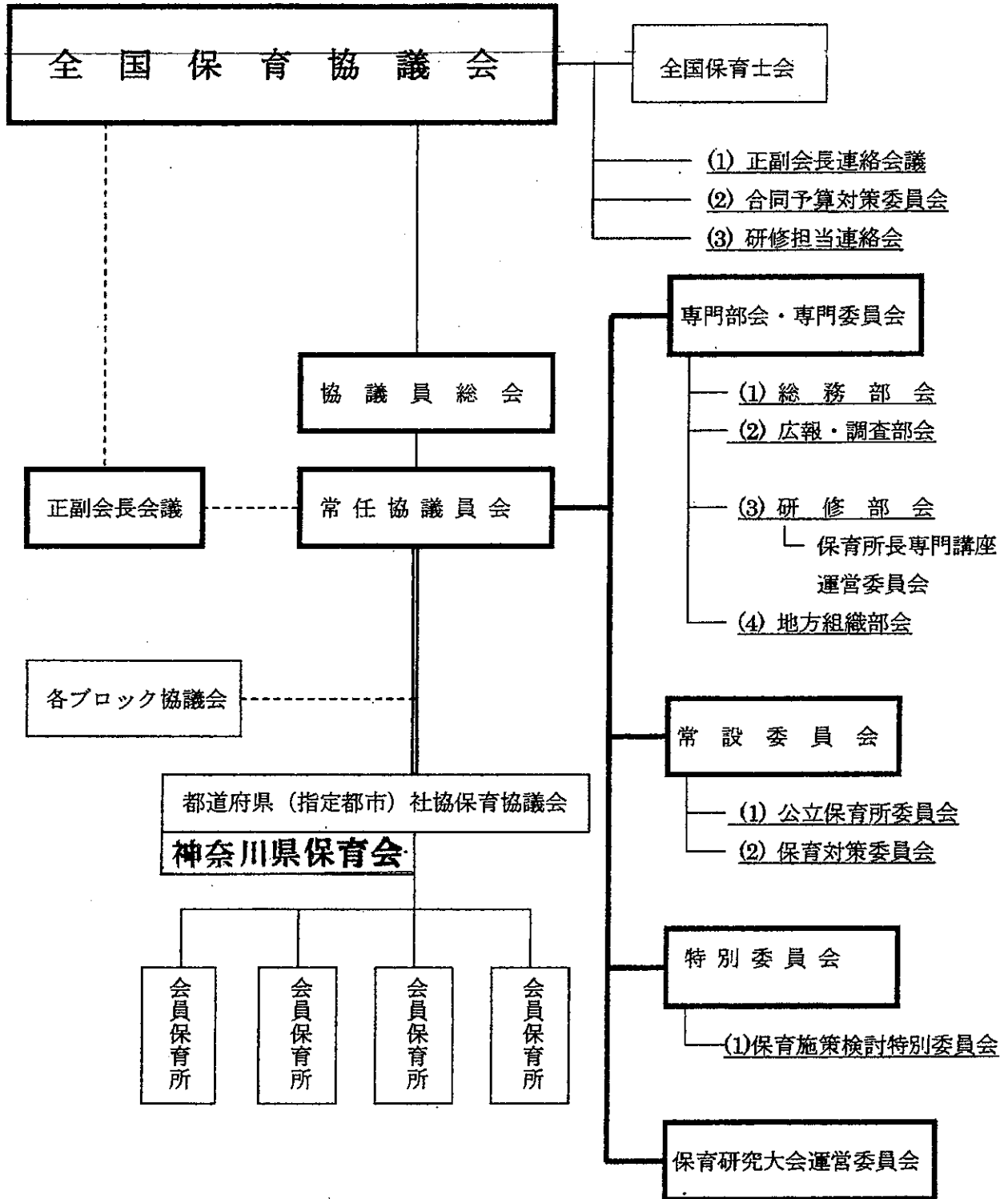
3 企画運営委員会及び理事会出席者の旅費は、開催場所に至る交通費実費の内最小限を支払うものとする。

⇒3～4月分をまとめて清算いたします。

全国社会福祉協議会組織機構図



全国保育協議会組織機構図



◎神奈川県の子育て支援施策等に関する意見・要望等

をお寄せいただいた皆様へ（結果報告）

一般社団法人神奈川県保育会

理事長 都築 融光

去る2月10日の企画運営委員会において、県への意見・要望等を提出することになり、会員の皆様へ呼びかけましたところ、別紙のとおり集まりましたので、3月11日付けで神奈川県子ども家庭課長あてに提出をいたしました。

3月29日付けで同課長から、別紙のとおり回答がありましたので、お寄せいただいた皆様にご報告いたしますとともに、4月14日の企画運営委員会においてもご報告させていただきます。

平成22年3月29日

一般社団法人神奈川県保育会
理事長 都 築 融 光 殿

神奈川県保健福祉部子ども家庭課長

神奈川県の子育て支援施策等に関する意見・要望等について（回答）

平成22年3月11日付けで依頼のありました標記の件について、別紙のとおり回答します。

問い合わせ先
保育班 下園
電話 045-210-4663

(別紙)

- 保育所運営費負担金や民間保育所運営費補助金には、保育士の配置に関する補助が含まれております。保育所運営費負担金は、児童福祉施設最低基準を超える保育士の配置について補助をしておりますし、主任保育士専任加算の制度もございます。県の単独事業である民間保育所運営費補助金では、さらに、保育士1人分を加配するための雇用経費について補助し、利用者別基礎加算として児童数に応じた保育士の雇用経費に対する補助も実施しております。これらの補助のほかに「保育士の専門職としての処遇」に係る補助制度を設けることについては、今後の検討課題とさせていただきます。
- 民間保育所運営費補助金の利用者別基礎加算（3歳児～5歳児）及び開所時間加算について、平成21年度から3分の1ずつの減とし平成23年度をもって廃止すること、障害児保育加算について、平成22年度から3分の1ずつの減とし平成24年度をもって廃止すること、特別経常費補助について、平成23年度の新規借入分から対象外とすることにつきましては、厳しい財政状況の中で全ての既存事業をゼロベースの視点で見直すという予算編成方針に基づき、スクラップアンドビルドを基調とし、選択と集中という考え方により事業見直しを進め、県と市町村との役割分担や所期の目的の達成状況等の視点から検討したものでございます。何卒、御理解をいただきたいと存じます。
- 安心こども交付金事業の保育所等の緊急整備を行った場合、入所児童の増加に伴いランニングコストが増加することになりますが、入所児童が増えた分は保育所運営費負担金に係る助成額も増えることになりすし、0歳児～2歳児については、民間保育所運営費補助金で引き続き対応します。
低年齢児特化型分園に係る緊急整備事業費の賃借料の補助については、今のところ、安心こども基金の期限である平成22年度をもって終了することになりますが、この期限を延長するよう国に対して要望しているところです。
幼稚園・保育所連携強化調査研究事業費補助については、幼稚園と保育所が連携し、それぞれの長をを活かしながら、一体となって待機児童の解消に向けた緊急的・実践的な調査研究を行う事業に対して補助を行うものです。事業主体である市町村と意見交換を行いながら、また、貴会の御協力をいただきながら事業を進め、有益な研究結果が得られるよう努めてまいります。
- 保育所の最低基準に関する国の動きについては、昨年12月に「地方分権改革推進計画」が閣議決定されております。当該計画では、保育所の最低基準は条例で都道府県・政令指定都市・中核市が定めることとし、その際、保育士の配置基準、居室の面積基準、保育の内容、調理室等については、国の基準と同じ内容でなければならない「従うべき基準」とし、屋外遊技場の設置、耐火上の基準などのその他の基準については、国の基準を参考にすればよい「参酌すべき基準」とすることとされております。ただし、居室の面積基準については、東京等の一部の地域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、合理的な理由がある範囲内で、国の基準と異なる内容を定めることができる「標準」とすることができるとされております。スケジュールについては、法案を今通常国

会に提出する予定であるが、施行時期、居室の面積基準の特例の地域や期間等については、現在検討中とのことです。県としましては、法案成立等の国の動きに注視するとともに、貴会をはじめとした関係団体等の御意見を聞きながら、条例制定作業を進めたいと考えております。

- 乳幼児保育のあり方については、保育所保育指針にもあるように、各保育所における保育の理念や目標に基づき、子どもや保護者の状況や地域の実情等を踏まえて行われるものであり、各保育所の独自性や創意工夫が第一義的に尊重されるべきと考えます。一方で、保育指針では、子どもの健康や安全の確保、発達の保障等の観点から、各保育所が拠るべき保育の基本的事項を定め、保育所において一定の保育の水準を保つこととしております。県としては、今後とも、保育指針の内容が広く保育現場に浸透し、各保育所の独自性や創意工夫が発揮され、かつ、乳幼児が健康で安全に育つよう、支援してまいります。
- 前記で触れていない意見・要望等項目につきましても、今後、各事業の実施の際、貴重な御意見として参考とさせていただきます。

平成 22 年 3 月 11 日

神奈川県保健福祉部子ども家庭課長 様

一般社団法人神奈川県保育会
理事長 都築 融光

神奈川県の子育て支援施策等に関する意見・要望等について（依頼）

早春の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、当保育会の事業運営に関しまして、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

去る 2 月 10 日の当会企画運営委員会において、神奈川県の子育て支援施策に関する当初予算案等についてご説明いただきましたが、当会から県に対して、意見・要望等を提出することとなりました。

そこで、会員に、意見・要望等の照会をしたところ、別紙のと通りの項目が提出されましたので、ご多忙のところ大変恐縮ですが、内容をご検討の上、ご回答についてよろしくご配慮くださいますようお願い申し上げます。

（事務担当 神奈川県保育会事務局）

TEL 045-311-8754

神奈川県の子育て支援施策等に関する意見・要望等項目について

1 民間保育所運営費補助金及び運営費負担金について

「入所児童の処遇向上のため、国の基準を超えて保育士を配置する」ことは、現実対応として適切であると実感しているが、さらに保育士の「専門職としての処遇」を検討する必要がある。専門職と言いながら、処遇が低いので、専門職としての自覚とプライドを持ってない、あるいは持とうとしない保育士が大半であると、実感している。

これは、児童の処遇の質と直接的にかかわる問題である。児童の処遇は、保育士の数だけで解決できる問題ではない。

また、近年、4年制大学卒の保育士が少しずつ増えており、今後は急速に増える傾向にある。この点にも、従来と違った保育士の処遇問題が出てくる。

以上は、単に地方自治体の検討すべき課題ではなく、もともとは、国が考えるべきことであるが、県や市町村にも対応を願わなければならない問題であると考えます。

2 保育所入所待機児童解消に向けた取り組みの促進

安心こども交付金事業費

① (基金事業全般について)

金額も42億450万円と大きく、目的も保育所等の緊急整備に充てるということですから、有り難いことと思いますが、継続性のない性格のお金ということで、先々のランニングコストを持ち切れるか、という不安はめぐえません。

そのことは、多くが弱小法人である保育所の立場でも、財政困難にあえぐ市町村の立場でも共通するものがあります。

しかも、若し未執行にすれば国庫への返還も迫られ、全部使い切っても、その後の経費は市や町の単独負担か、法人の運営費からの負担にされるのが当然で、しかも運営費補助は漸減されると言われるのですからとても不安です。

再来年以降のメニューが伴わなければ、全国展開の収益法人をバックにした社福しか使い切れないのではないのでしょうか。

② 低年齢児特化型分園の保育所緊急整備事業費のほうが額としては少なくても、柔軟な対応ができるし効果的にも効率的だと思います。しかし、これも家賃補助について、一定の期限を安定的に確保して頂く配慮がほしいと

7
思います。

- ③ 保育士雇用緊急促進について、派遣会社に支払うべき手数料を聞くと、派遣労働者年収の10%程度などと言います。職安に求人を出すと3日と経たないうちに派遣会社の営業マンが玄関に訪ねてくる状況もあります。職安の窓口を営業情報の主舞台にしているのではと思わざるを得ない業者もいるわけですが、そんな業者にこの補助金が渡ることのないようにしたいものです。

- ④ 幼一保連携強化調査研究事業費について、2月10日の神奈川新聞の記事など、県保育会の企画運営委員会でも議論があったように、非常に誤解を生みやすいものです。

これを行うならば、「実践的な調査研究」を行う研究主体を募集するところから始めるのはどうでしょうか。募集要項をしっかりと作ってから始めるべきと思います。思いつきの作文でこうした中身が出来上がっていくことを予防するためにも、県保育会がかかわることは？

- ⑤ 家庭的保育改修事業ですが、個人的な家屋の改修に安易に使われないようにしてほしいと思います。

家庭的保育の難点（1人での保育が発生しやすいとか、弁当持参とか）をどう解消するのか心配です。

- ⑥ 民間保育所運営費補助

現在3分の1を削られている補助金について、是非継続を望みます。

- ⑦ 民間保育所運営費負担金については、23年度までで特別計上費が打ち切りになることは、他県との比較でやむを得ないということですが、弱小な法人の多い保育所のありようから考えても、また、地域に密着した数多い保育所が身近にあることが望ましいということからも、何らかの金融的な補助手段が必要ではないだろうか。

元金補助でなくても、低利かつ長期の安定的な貸付事業を民間金融機関と連携して設定することなど考えられないか。

3 県の幼保連携事業について

4、5歳児は幼稚園で、3歳以下は保育園で行い、余ったスペースで0~2歳児の待機児を受け入れるという県の方針は、保育園を「幼稚園の下請け機関と考えている」考えであると思いました。

7

「人を育てる」ということをどう考えているのでしょうか。同じ保育方針環境で、子ども達、保護者は就学前まで保育を受けたいと願うし、保育でも、就学前まで子ども達の成長を見ていきたいと願っています。

待機児対策は、認可保育園を創るなど子ども達にお金をかけて、解決をして頂ければと思います。子どもを大切にしたい園づくり県政を目指してください。

4 保育所入所希望者は、増加しているが、親のニーズにばかり応えて良いのか、疑問に思う点がいくつかあります。

- ・ 低年齢に特化した保育園分園
- ・ 職員確保の難しさ→職離れ
- ・ 長時間保育のニーズの高さ→対応の困難さ
- ・ 神奈川新聞の記事

幼保連携事業の、㊦夏休みの幼稚園の利用というのは、詳細は分からないが問題点も多いと思う。

5 子育て支援施策の充実については、かねてより思うことがありましたので、この際、意見を述べたいと思います。

公立（私立）保育園は8園ありましたが、そのうち1園が市の財政難という名目で数年前に民営化されました。順次民営化されるだろうと思われていたが、現在凍結されたままで、動き出す気配がありません。

待機児童対策として、いろいろの施策が補助金や交付金の形で施されていますが、どれもこれもアイデア倒れの感を否めません。

既存の保育園を活性化させて、充実した保育経営、運営に努めたならば、待機児童等の問題点も短期的に解決が期待できると思われれます。

そのためには、民間保育園は取り組んでやってきたことを、公立保育園はやってこなかった経過や実績をクリアーする必要があります。

開所時間、延長保育等、公立保育園がいま何を求められているかを再考して、周辺整備をしたならば、必ずやその方向性は決まってくる筈です。

民営化か凍結されているいまが、絶好のチャンスです。公立保育園の活性化による待機児童解消などの、早急な解決策を模索すべきではないでしょうか。

6 神奈川県当局の「子育て支援策」の無策と県当局の自己矛盾

① 既に既存の民間保育園の存立にかかわる重大な運営費補助金の削減、整備補助金の廃止等が打ち出されいながら、2月10日付けの神奈川新聞

発表の新年度予算案の内容では、待機児童解消の名目のもとに、実は法の定める保育所の最低基準の堅持を、見事に無視して行動を行うのは神奈川県当局自身ではないでしょうか。

② 最近（本年 1 月）に県下全施設に配布したカラー刷りポスター「社会福祉施設等職員の透明な職場づくり相談」（県福祉監査指導課内）

ポスターの文面（赤字）に大きく 3 項目。そして、“不祥の芽を絶つことが大切…。職場の改善…。施設職員からの相談…。不正が行われると思われる…” 等々の言葉は、施設職員の透明な職場づくりといいながら、実は施設職員の職場の内部告発を促す言葉であり、最も陰険な手段を行使するのに呆れている。

“最低基準を遵守しろ”とは誰に向かって言っているのか。神奈川県当局又は県職全員に摘要するべきではないかと思われるが…。

この自己矛盾を責任の自覚のある県当局（知事、部長、課長等の管理職）から、納得のできる説明（釈明）を個人に対してでなく、全体の会議の場で語ってくれることを求めます。

7 最低基準を地方自治体に移譲するための検討がされているとのこと、保育園としての最低基準の確保を保障してほしい。

- ・ 器ばかり作るのではなく、保育内容を充実させてほしい。
- ・ 子どもの育ちの保障、最善の利益が守られる保育ができる環境を整えてほしい。
- ・ 0～2 歳児を増員するとなると、3 歳児の増員も検討が必要。それに伴い、4、5 歳での入園が難しくなるのではないか。
- ・ 幼稚園の夏休みや昼以降の空き教室の利用方法は、どのようにしていくのか。
- ・ 保育スペースの確保の間仕切りでは、落ち着ける環境にならないのではないか。

8 質問項目

- ① 保育士の専門性が大変高まる中、職員の処遇が是正されること。
- ② 職員の配置基準について配慮されるべき。
待機児童対策に施設整備のみに子ども基金が投入されていることに憂いています。
- ③ 民間保育所運営費補助の見直しは現時点で踏みとどまるべきである。
補助金の廃止は避けてください。

④ 乳幼児保育のあり方について充分なる配慮がなされ、現状の対応について向上あることを願います。

9 幼保一元化でどう変わりますか。幼稚園が保育所のようになるだけでも、待機減らせる？もう出来きってるか、幼稚園が給食場を設けられたら、それでも乳児の受入れまでは困難でも、とりあえず乳児の利用は増えるのではと想像します。だめでしょうか。

保育所の扱いが、0～3歳と短期なものになれば、入所しても馴染もしないうちに、幼稚園へと通園先を変えなければならず、あわただしく落ち着かない期間になりそうですね。書類の用意だけでも大変なのに、人によっては引っ越しもあったり、兄弟がいたら2か所に通園、行事も重なり仕事どころじゃなさそうですね。親たちは疲れと思います。1、2年ぼっきりの保育所生活になるのなら、育休普及と長期拡大を望まれ、制度も改まるかも。そうしますと、幼稚園は万歳。保育所は利用者激減。保育所全滅ともなりかねないのでは。心配です。

子どもは社会が育てると言われ始めて大分経ちますが、言葉どおり、生まれた子は保育所と必ず連携の義務保育にでもなったらどうかと。

とにかく、0～5、6歳まで通して通えないのには反対です。

職員の多くは、幼保の両資格があって、勉強しながら見てきてくれています。今見ている年齢幅を楽しく勤めています。

4、5歳児を奪うようなこと。今ある保育所のシェアを必要以上に分配するようなことは、されたくないと思います。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

◆引き続き、有識者からのヒアリングを実施◆

～子ども・子育て新システム検討会議 作業グループ 第2回会合～

内閣府は、3月17日（水）に「子ども・子育て新システム検討会議 作業グループ 第2回会合」を開催しました。第2回会合では、前回に引き続き、有識者からのヒアリングとして、秋田喜代美 東京大学大学院教授、小西砂千夫 関西学院大学大学院教授、普光院亜紀 保育園を考える親の会代表から意見提出がされ、その後、意見交換が行われました（主な意見内容等については、下記をご参照ください）。

今回は3月25日（木）13:00から保育団体（日保協、全私保連）および全国認定こども園協会のヒアリングが予定されています。全国保育協議会のヒアリングも当初、25日に予定されておりましたが、作業グループ会合の時間が変更されたため、全国保育協議会の協議員総会と重なることにより、ヒアリングの日程が4月7日（水）に変更されています。

なお、全国保育協議会がヒアリングで提出する資料については、現在、正副会長会議、常任協議員会を経て、調整を行っており、3月25日に開催する協議員総会でご報告する予定です。その後、1週間程度で各都道府県保育協議会のご意見を伺うことを予定しておりますので、年度末・年度初めの忙しい時期ではありますが、ご予定いただきますようお願いいたします。

議事内容（記録は事務局）

1. 有識者からのヒアリング

(1) 秋田喜代美 東京大学大学院教授

① 国際的な視点からみた幼保一体化動向と実施体制について

➢ 諸外国では、行政所管上の幼保一元化が増加傾向

ただし託児サービスとしてだけでなく、幼児教育の重視、保育の質の向上が統合の動きの背景にある。いずれの国においても、小学校以上のカリキュラムの一貫性・連続性がその射程におかれている。

➢ 幼保一体化施策のためには、検討すべき諸課題がある。

政策目標、行政管理、法体系と規則、財政、カリキュラム、質保障のシステム
保育士・教師の俸給、保育料、資格制度（養成と研修）、サービスのあり方

➢ 諸次元から見た日本のあり方

日本においては諸外国に比べて公的投資が少なく民営（私立化）が進められている。

日本ではさらに良質の保育に向けての一体化が求められる。カリキュラムはすでに統一され

ているが、さらに保護者への周知は必要。

幼稚園と保育所の基準は違うところもあるが、本来的には日本の子どもたちにとってどんな施設・環境が必要かという視点に立って、質の向上を図ることが必要。

(人員の配置基準、施設基準、合同研修等の実施、幼稚園教諭、保育士の資格の併用化等が今後一層必要)



認定こども園に一本化されることが望ましいわけではない。むしろ多様性をもった制度として構築していくことが必要ではないか。保護者の視点からみても一定の質以上の保育環境を、保護者・子どもの多様なニーズにあわせ、選べるようにしていくことが求められている。

② 日本の保育・教育の今後の方向性

- ▶ 保育の質の保障は、長期的にみても社会的な投資になるものであり、経済格差是正のためにも不可欠である。待機児童解消は大切な視点ではあるが、そのことだけを進めるために結果として保育の質を低下させるような事態となれば、逆に社会的なコストは大きくなる。集団の保育が重要であり、さらにその保育の質が良質であるということが重要である。
- ▶ 保育の質の保障とは養護と教育の不断の質の確保と改善過程にある。子どもの最善の利益を考慮し、子どもの暮らし、遊び、学びの質を保障することが大切。これが21世紀型人材のキーコンピテンシーとしての協働性、自立性、創造性の育成につながる。
- ▶ そのためには、保育実践のための施設等の最低基準の保障、保育者の高度専門性育成、ナショナルカリキュラムの遵守、園の自律的自己評価により、一定以上の保育の質保障を行う公的な統合システムが必要。
- ▶ どの子どもも一定の質の保育が、どのような施設形態でも、国により地域や家庭の格差なく保障されることが、その後の子どもたちの発達のためにも、日本の将来の人材育成のためにも求められる。
- ▶ その上で、歴史的・地域的に培われてきた子育てや保育の文化が尊重されることが望まれる。

(2) 小西砂千夫 関西学院大学大学院教授

少子化対策特別部会「第一次報告」で打ち出された方向性を、現政権ではさらに強化するという方向性であるという認識の下、意見表明をする。「子育ての社会化」という方向性には賛意を表す。

多様なサービスメニューを基礎自治体が整備していくということ、費用負担をどうするかということ、地域主権改革とリンクさせて考えていく必要がある。

その意味では、平成23年度以降の子ども手当の財政措置と地域主権として示された「原ロプラン」(地方自治体の子育て政策を担う)は、まさに財政社会学におけるパースペクティブとして実行すべき。

- ・ 子育てを社会が担う社会を作るためには、子育てや介護の社会化を進める必要がある。
- ・ その場合には、ユニバーサルサービスとして、地域社会ごとに家族やコミュニティの実情に対応して、現物給付の形で提供されることが望ましく、地方政府が担うことが望ましい。



*子育てに関する現物サービスの考え方

- ・ 全国一律で裁量の余地のない現金給付的なものは国が負担し、地域のニーズに応じた提供がなされるべき現物給付的なものは主として地方が負担する考え方が基本。
- ・ 地方が担うべきサービスは、義務付け・枠付け等の縛りを廃し、地方がそれぞれの地域のニーズに対応できるようにすることが、現政権下で行われている地域主権改革の方向性に適うもの
- ・ 私立保育所運営費の一般財源化、児童福祉施設最低基準の義務付けの見直しの観点も、地方が決定できるように緩和し、サービス水準の確保に国等が必要だとしても、事後的なチェックで対応する方向が望ましい。
- ・ 一般財源化すると十分な財源は確保できないのではないかという懸念⇒結局は地方財源総額として必要分を確保できるかどうかの課題。ぜひ一般財源化については前向きにご検討いただきたい。

(3) 普光院亜紀 保育園を考える親の会代表

① 待機児童の深刻な状況

面積基準の緩和等の小手先の対策ではなく、子どもにとって望ましい環境を増やす対策が必要。その意味でも、保育の質のナショナルミニマムは必要。子どもの発達保障は、子どもの権利条約締結国の責任であり、国益である。

⇒そのためには財源の確保が必要である。

また、公立保育所の一般財源化の影響を検証する必要があるし、保育所運営費の一般財源化は、待機児童対策にもマイナスの影響を及ぼす。

② 幼保一体化についての問題意識

認定こども園制度は、「一体化」といいながら、子どもの環境を地方政府の数だけ「多元化」させ、深刻な「格差」を許容している。認定こども園の看板は、国民に何を保障しているのか。

↓

さまざまな子どもの状況に対して、それぞれに合ったサービスを選べる支援を受けられるという「子どもの平等」の視点が必要。

③ カリキュラム上の保育所と幼稚園

一日の大半を保育園で生活する子どもたちには、養護の概念が必須。またとくに2歳までの保育は非常にデリケートであり、心の絆をつくる関わりを重視した保育によりホスピタリズムが回避される。

また、乳児には教育がないかのような考え方もあるが、乳児であっても工夫された環境の下での遊びや保育者とのかかわりによって発達が促されている。

④ 異なるニーズに対応し、異なる役割を担ってきた幼と保

(保育所と幼稚園の姿・役割を説明)

ある認定こども園で短時間利用の子どもと長時間利用の子どもの平等性を担保するために、「午後の活動では特別なことはしないようにしています」と言われたことがある。このことは決して長時間利用の子どもにとっては平等ではないし、子どもの利益にはなっていない。

⑤ 就学前教育に求められていること

土台が育つ時期の教育であり、学校教育のミニ版ではない

⑥ 幼保一体化になるとしたら

- 1) 保育所・幼稚園それぞれのよさを失わせない仕組み
- 2) 保育所も幼稚園も質が向上できる仕組み
- 3) 子どものセーフティネット・子育て支援の機能を地域に確保
- 4) 公的「就学前教育」では子どもの平等を確保

⑦ 少子化対策特別部会「新しい仕組み」案について

- ・ 直接契約下で、低い質、トラブルなどが「民民の問題」になってしまわない仕組みが必要。市町村の責任を明確に。
- ・ 細かい区切りの時間単位・日数単位の保育は「保育の切り売り」につながる。保育所の「包括的子ども家庭支援」「子ども集団を活かした教育」の機能を損ねることがないように配慮を。
- ・ 保育料が応能負担でなくなり、認証保育所並になると、低所得者層を援助しても中間所得層が利用できなくなる。「子ども手当」の財源があるならば、むしろ保育料全体を安くする方が望まれる。
- ・ 指定制は、都市部の「ビル保育」の激増につながることを懸念する。ビル内など戸外遊びの確保が困難な施設は、認可にあたって乳児専門とすることも検討すべき。一方で、園庭を備えた長時間保育を実施する保育所を増やすなど、チルドレンファーストの視点が必要。
- ・ 営利は制限することが必要。株主の利益が子どもの利益より優先されない仕組みが必要。
- ・ 人材確保の仕組みが必要
- ・ 徹底した情報開示も必要

2. 意見交換

泉政務官) 子どもにかかる予算が相対的に少なく拡充していくことはご承知のとおり。子ども手当についてどう考えるか。

普光院) こういうご時世の中で保護者としてもらえるのであればありがたいと思うが、財源に限りがあるということでパートナーになってしまうのであれば、むしろ現物給付のほうが望ましい。

またこれだけ財源が不足していることをマスコミなどで騒いでいることを聞くと、将来的には子どもの借金になってしまうのではないかと考えると、それこそ課題を感じる。

小西) 保育サービスを充実させろ、保育料を何とかしろというほうが声としては大きい。扶養控除の増収分をどのように使うのかということもある。

秋田) 10年後、20年後までのグランドデザインを作成して、親が安心して子どもを預けられるように投資をしていただけることが必要。国が子どもにきちんとお金を使っているということを説明することが必要。

高井政務官) 質を保障する仕組み、担保する仕組みをナショナルミニマムとして行う部分ではないかと思う。現場は多様だが、細かいところは自治体が決めるべきなのか、たとえば面積要件は国が定めるべきなのか、ご意見を伺いたい。また、イコールフィッティングとして考える際に、市場原理に任せるような仕組みとしないほうがいいのか、ご意見を伺いたい。

小西) 義務付け・枠付けの見直しをしているが、そもそも義務付け・枠付けがどのように出てきたのかということ、これまでは官僚が決めたくて決めてきたのではなく、何か問題が起きたら国の責任にされ、厚生労働大臣が善処しますと応えてきたことが、義務付け・枠付けになってきていたのではないかと思っている。義務付けではなく、審査・評価をしたうえで、問題があれば改善を求めていくということになるのではないか。どのように質を担保させるのかということは正直言って具体策はないが、試みてから調整してもよいのではないか。

普光院) 最低基準は最後のガードレールのようなものであり、保育行政に理解のない自治体、首長がいる場合、保育に関しては予算がつけられないことが往々にして起こる。第三者評価に関しては、残念ながら機能していない。受審料の補助がでないと、非常に受審率は低いというのが実際であり、また受審料をどこが支払うかによっても、例えば保育所が受審料を払って第三者評価を受審すると保育所によいような評価をつける評価機関もあるなど、様々な問題がある。また、株式会社が参入することは反対しているわけではないが、国の制度としては営利を優先するようなものには制限をかけてほしいと思っている。保育士の配置、処遇など、質担保の仕組みを作る必要がある。

秋田) 地方に任せられる部分と任せられない部分がある。小学校教育を国が保障しているのと同様、保育・幼児教育は国が保障すべき。OECDのほかの国でも地方自治体任せにしているところはなく、むしろ国に権限を集中化する方向。最低基準については、本当に最低であり、戦後作られてからほとんど改正されていない。株式会社等、事業者についてとやかくいう立場ではないが、一定の質が担保するというところに国の基準を置いていただくことが必要。

泉政務官) 入園していない子どもたちをどうしていくのかという視点も必要だと思う。幼稚園、保育所が専門化していく中で、家庭を機能させ、どう女性の社会参加をどう促進していくのか、国がどのように支えるのか、という視点で考えたいと思っている。初期投資が少ない保育所を作りたいと思っている事業者はいないと思うが、今の時代において子どもたちにとって何が必要なのかという視点が必要ではないかと思う。

小川政務官) 幼保一体化には何が必要なのか。

秋田) 将来的には一元化することが必要なのではないか。一体というのはカリキュラムであり、質であり、最低基準が一体化されることが必要。省庁再編の議論の前に、子どもたちをどのように育てるのかという国としてのグランドデザインを作って示してほしい。

小西) すきまをどのように埋めるのかということが問題になってきていると思う。幼でも保でも埋められないような子どもたちのために幼保一体化はありなのではないかと思う。幼と保を一体的に考えることは必要であるが、それぞれをまとめてつまらない仕組みにすることではない。

普光院) 幼と保のよいところをあわせて幼保一体化されるのであれば、反対意見はない。大人の視点から均質的なものにするための幼保一体化するのではなく、子どもにとって必要とされる質が担保された保育、幼児教育の環境をどのように作るのかという視点が必要。

秋田) 幼保という話が出ているが、子どもは18歳までであり、放課後児童クラブや社会的養護の必要な子どもたちも含め、18歳までの子どもの育ちを射程に入れて考えてほしい。

泉政務官) 現在の家庭環境というものについてどう考えるか。今の親たちは、子どもにとって集団生活が必要であり、何らかの保育サービスを利用しないとバランスがとれないということになっていると思うが、どのように考えるか。

普光院) 子どもを育てにくい社会になっている。核家族で母子カプセルで子育てをしている家庭は、ある意味ですでに保育に欠けているとも言えるかもしれない。保護者ももっと幼稚園、保育所

に関われるようにしていかないと、保護者とともに連携して子育てをしていくことが難しい。ワークライフバランスを進めることが必要。

秋田) 家庭が成り立たない場合、家庭に代わるものとして児童養護施設等の役割が非常に重要になってきている。一緒に子育てを楽しんでいけるような社会をつくる、ワークライフバランスについても、保護者が長い時間ワークをしているだけではなく、子どもにとっても長時間保育を受けるのではない社会をどのように作っていくのか、という視点での検討が必要。

小西) 子育ての社会化という言葉について、これまでであったように子育ては家庭で担うべきものとされてきたパラダイムが転換されてきたことであり、重要な転換期であると思っている。

◆「地域主権推進一括法案」等を閣議決定◆

政府は、3月5日(金)に地方分権改革の柱である「地域主権推進一括法案」など地域主権改革関連2法案を閣議決定しました。「地域主権推進一括法案」では、「地域主権戦略会議」(議長:鳩山由紀夫首相)と「国と地方の協議の場」を法制化し、国が地方自治体の業務を法令で規制する「義務付け・枠付け」の一部を見直すこととしています。

「義務付け・枠付け」の見直しに関しては、地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)にもとづき、関係する41法律を一括改正をすることとしています。このうち保育所に関しては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を地方自治体の条例に委任するとし、下記の項目は厚生労働省令で定める基準に従うこと、下記以外の項目は厚生労働省令を参酌することが記載されています。

- (イ) 児童福祉施設に配置する従業員数及びその員数
- (ロ) 児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する事項であって児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
- (ハ) 児童福祉施設の運営に冠する事項であって、児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

具体的には、平成21年11月に厚生労働省が示した「地方分権改革推進委員会第3次勧告に対する厚生労働省の対応方針」のとおりになっていますので、施設等の基準については、すべて条例に委任した上で、「人員配置基準」「居室面積基準」「人権に直結する運営基準」に限り「従うべき基準」とすること、保育所については「東京等に限り、待機児童解消までの一時的措置として、『居室面積基準』のみ『標準』とする」こととなります。

地域主権改革関連2法案では、開会中の第174回通常国会での成立を目指しています。施行日は、地方自治体の条例整備が必要なもの(児童福祉施設最低基準の自治体への条例委任等)は平成23年4月1日が予定されています。

法案が成立すれば、その後、各都道府県で条例整備の作業になりますので、各都道府県保育組織において、各都道府県の条例整備に向け児童福祉施設最低基準の遵守およびそれ以上の基準とするよう働きかけを行うことが必要です。全保協では、今後も情報収集・提供に努めてまいりますので、各組織におかれましても働きかけに向けた準備をしていただきますよう、お願いいたします。

※地域主権改革関連2法案については、内閣府HPをご参照ください。

<http://www.cao.go.jp/chiiki-shuken/kaigi/kaigikaisai/kaigidai02/kaigi02gijishidai.html>

(内閣府>地域主権>地域主権戦略会議>第2回)

全保協ニュース

〔協議員情報〕

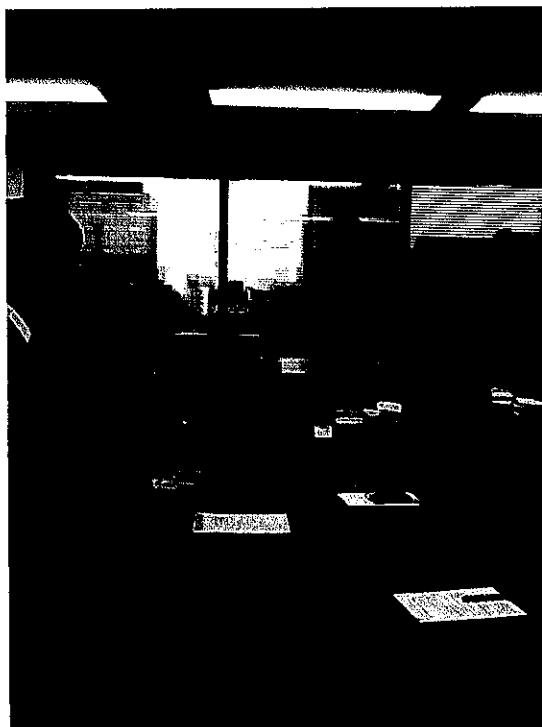
全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509
ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

◆「平成 23 年度保育関係施策・予算に対する要望書」を 厚生労働省に提出◆

全国保育協議会と全国保育士会は、正副会長会議、常任協議員会、全保協・全国保育士会合同予対委員会で協議を重ねてきた「平成 23 年度保育関係施策・予算に対する要望書」を 3 月 24 日に厚生労働大臣に伝達願いたいと厚生労働省雇用均等・児童家庭局 伊岐局長に提出しました。また、内閣府少子化担当大臣にもあわせて提出し、保育および子ども家庭福祉施策の充実と予算の確保を要望しました。

平成 23 年度予算要望書は、主要な事項を 1 ページ目に、詳細事項を 2 ページ目に記載しています。具体的な要望内容は、別紙「平成 23 年度保育関係施策・予算に対する要望書」をご参照ください。



(伊岐雇用均等・児童家庭局長に「平成 23 年度保育関係施策・予算に対する要望書」を手渡しする小川全保協会長、御園全国保育士会会長、菊池全保協副会長)

◆保育所の現状と課題を中心に意見陳述◆ ～子ども・子育て新システム検討会議 作業グループ 第3回会合～

内閣府は、3月29日（月）に「子ども・子育て新システム検討会議 作業グループ 第3回会合」を開催しました。第3回は、関係団体として、全国保育協議会、全国私立保育園連盟および全国認定こども園協会からヒアリングが行われた後、意見交換が行われました（主な意見内容等については、下記をご参照ください）。なお、日本保育協会は、4月7日の第5回会合においてヒアリングが実施される予定です。

なお、前回の全保協ニュースでは、全保協のヒアリングは4月7日と記載していましたが、急遽、予定が早まり、3月29日となりました。そのため、25日に開催した全保協協議員総会において、意見書案を会長から説明し、総会の場で意見をいただくとともに、26日午前中までに追加の意見をお寄せいただくようお願いしておりました。

全保協では、いただいた意見等を踏まえ、別添のとおり保育所の実態と課題がわかるように意見書をまとめ、参考資料も添えて提出いたしました。ぜひ添付した意見書および参考資料をお読みいただき、とくに幼保一体化に対する全保協の考え方や新たな保育制度の構築には財源確保や市町村の責務が不可欠であるといった全保協の主張等にご理解をいただきますよう、お願いいたします。

次回は4月1日の予定です。

議事内容（記録は事務局）

1. 団体からのヒアリング

(1) 全国私立保育園連盟（菅原良次常務理事）

1) 新たな保育・子育てシステムと「幼・保一体化」を検討するための基本事項

- 児童福祉法にもとづき、すべての子どもと家庭が「いつでも、どこでも、だれでも」受けられるより豊かな子育て支援と保育、教育政策の確立が重要。
- 保育・福祉事業への「企業への過度の参入」による市場原理市場競争の行き過ぎと利益優先型の事業拡大や格差を広げる制度設計は避ける必要がある。
- 児童福祉法を尊重し、国と市町村の役割と責任を明確にした制度とすることが必要。
- 国際的に批准されている児童権利条約に定められる「子どもの最善の利益」に沿った保育と「環境及び質」の向上に努めることが大切。
- 乳幼児期からの子どもの発達の切れ目のない連続性を保障する新たな保育・子育てシステムと「幼・保一体化」が求められる。
- 将来に向けて、「国・自治体・事業主・保護者」の社会全体で子どもの育ちと子育てを支える新たな財源制度の確立が必要。

2) 政策・制度設計は政府の内閣府特命担当大臣少子化対策担当と国家戦略局の下で、「子ども・子育てビジョン」に示された「理念・目的」との関係で検討されるべき。

3) 「生命と育ち」「保育と教育」を保障する児童福祉施設最低基準（ナショナルミニマム）を、国・市町村において遵守することが必要。

4) 新しい保育・子育てシステムと「幼・保一体化」には、「すべての乳幼児を対象とした」制度設計が大切。

5) 日本の将来に向けた幼保一体化・子ども子育て新システムの実現には、家庭的保育、一時保育、地域子育て支援拠点事業等の拡充と育児休業手当の充実をはじめとしたワーク・ライフ・バランスの推進を行うことが必要。

(2) 全国保育協議会（小川益丸会長、西田泰明副会長、御園愛子副会長（全国保育士会会長）

小川会長

「安心と成長のための緊急経済対策」で示されているように、子どもの世界も「安心」と「成長」がキーワードである。

安心と成長を一体的に行うのが養護と教育を一体とした保育の営みである。

子育てと就労との生活のバランスを求める家庭、親にとって、子どもの「安心と成長」に十分関わりきれない現状がある限り、保育の営みは子どもにとっても家庭にとっても必要である。

親、次世代の視点からも、国が子育てに対する「安心」のメッセージを発することが必要である。

子育ては自己責任であるというメッセージでは、子どもを産み、育てようとする人にとって安心感
は担保できない。

国と自治体が同じように、「子育てはあなただけの問題ではない」というメッセージを送るため
に、①国が新しい保育システムの恒久的な財源を、現金給付とバランスのとれたサービス給付とし
て確保すること、②自治体が関与すべきことは明確に関与すること、③子育ての担い手を国や自治
体がしっかり支え、保育の質を確保する、というメッセージが必要である。これらによって、子ど
もを産み育てようという力を引き出してほしい。

地域、社会の視点から、国も自治体も企業も、当事者も子どもの未来が日本の未来であるという
「はたらき」がみえるようにすることによって、社会の「安心」と「成長」がある。検討されてい
る新システムはまったくの「私」の活動ではなく、必要な「公」の関与がある、と論じられている。
システムを維持する費用の大半が公的な費用である限り、国も自治体も同様に関与する責務がある。
それが見えてこそ、「新しい公共」を作り出す意欲が醸成される。

最後に子どもが「育つ生活の場」をどこに求めていくか。共働き世帯が増加しているが、子ども
の「安心と成長」を確保する場が必要であり、働く女性のM字型を改善するための親の安心の場の
確保も必要である。すべてが共働きになると、子どもの育つ生活の場も収斂していく。ただし、現
在は、すぐにそうなることはありえない。家庭を基盤に、そのうえで「多様な経験や活動を広げて
いくという子どもの生活の場」もなければ、親の子育ての理念や方法に関する選択の余地が失われ
る。

西田副会長

- * 21世紀の子どもたちの心の育ちをどのように保障していくのかということが重要。
- * 保育所は、地域の児童福祉施設としてその役割を担ってきているし、地域の子育て家庭からも
保育所を求める声が大きくなってきている。
- * 新たな保育・子ども家庭福祉制度における地方自治体の実施責務を明確にしていきたい。
市町村の責務のもとに子どもの育ちを支えることのできる制度とすることが重要であり、利用
者・事業者・地方自治体の三者間での「公的保育契約」の位置づけと法的根拠を明確にするこ
とが必要である。
- * 「指定制」を導入することが少子化対策特別部会の整理では記載されているが、「指定制」を導
入するのであれば、その仕組みと事業主体の属性にそった規制が必要である。規制なき市場化、
競合化、コスト削減による保育の質の低下は起こしてはならない。
- * また保育の質を担保するためにも、運営費の用途制限を明確にしておくことが必要である。株
式会社を否定するものではないが、配当に運営費を充当することには従来から反対している。
- * この機会に、あらためて認可保育所の社会的使命、位置づけ、評価を明らかにし、法に位置付
けるべきである。
- * これまで認可保育所は、日本の子どもたちを健やかに育むために日々、努力を重ね、保育を行
っている。待機児童の解消のためにも、定員の125%までの弾力運営をし、子どもたちの受入
れを行ってきている。しかし今回、参考資料1にも添付したように、保育所の現状運営は厳し
く、現場の努力だけでは解消できない問題も多い。すべての子どもの健やかな育ちを支えるた
めにも、財源確保も含め、保育制度の拡充が必要不可欠である。
- * 少子化担当大臣、厚生労働大臣に提出した平成23年度の政策・予算要望をぜひお読みいただき、
政策実現をはかられたい。

御園副会長（全国保育士会会長）

- * 鳩山首相の施政演説で「命を守りたい」と言われていたが、保育現場では「命を守る」ことを
日々行っている。子どものいのちを守り、育ちを育む保育に社会的使命と役割がある。
- * 子どもの育ちを守るためには、「食」が非常に大切。保育所保育指針や子ども・子育てビジョン
で食育を謳いながら、一方で構造改革特区評価・調査委員会で給食の外部搬入が認められるよ
うな決定がされたと同っている。食育を崩すような政策が一方で行われるのであれば、子ども
の代弁者として認めるわけにはいかない。
- * 今回、保育実践をご理解いただくために実践事例を参考資料2で用意した。政務官の皆様
にぜひご一読いただき、せめて朝7時から夜7時まで、一日保育体験等を行っていただくよう
お願いしたい。

(3) 全国認定こども園協会（若盛正城代表理事、古渡一秀副代表理事、中山昌樹事務局長）

認定こども園の好事例

課題：二重行政による歪み



ユニバーサル・サービス＝「すべての子どもの最善の利益」

ワンストップ・サービス＝「子どもの教育・保育・生活の質の確保」

「子ども環境（家庭・地域社会）機能の再生・回復」

地域の子どもを地域で育てるというためには、保育所で、幼稚園でということではなく、地域で育てる＝認定こども園の役割は大きい。

2. 意見交換

泉政務官) 幼稚園をどのように考えるか？

菅原常務理事（全私保連）違いを明確にし、差別化することを明確にするのではなく、子どもの育つ環境を整理していく中で、おのずと役割や、本来的な幼児教育のあり方はどうあるべきなのかが明確になってくるのではないかと。

小川会長（全保協）就学前全体をみて幼稚園をどう考えるのかということだったと思うが、保育所は児童福祉の視点にたって10時間、11時間という長い時間を持って子どもの保育を行う役割を担っている。一つ一つの保育と家庭との連携の中で、子どもの情緒の安定をはかり、養護と教育を行っている。幼稚園とは立場が違うので意見を述べるのは難しいが、保育所はそういうもの（児童福祉施設としての役割を果たすもの）であるとしか言いようがない。

泉政務官) 保育所に通う子どもも幼稚園に通う子どもも、すべて地域にいる子どもに対して何ができるのかという趣旨で検討をしてきているということを理解いただきたい。

高井政務官) 一番守るべきナショナルミニマムは何だと考えているか。

若盛代表理事（認定こども園）地域で子どもを育てることが大切だと考えている。幼稚園教育要領と保育所保育指針は実質的にはかなり一体化してきている。

御園副会長（全保協）モノ、ヒト、コトだと思っている。モノは子どもの育ちに必要な場の設定（児童福祉施設最低基準の堅持と向上）、ヒトは保育に携わる人の資質（保育士であること）、コトは保育内容（保育所保育指針）である。

菅原常務理事) 保育所の適切な人員のあり方、非常勤化していることも問題だし、子どものグループ規模の小規模化も必要だと思う。このグループ規模の小規模化については、小学校の1クラスの人数が変わらないと、幼稚園の35:1も保育所の年長児の30:1も改善しないと思っている。

高井政務官) 適切なクラス規模のあり方については、検討がはじまっている。また先ほど御園先生から給食の話が出たが、給食は自園調理ですべきということか？

御園副会長) そう考えている。

泉政務官) 小学校の給食は外部搬入が多いが、そのことと保育所給食との関係はどのように考えるか？

御園副会長) 保育所では産休明けの生後57日から就学前までの子どもの保育を行っており、身体の育ちの基本と生きる力の基礎を培う大事な時期。その意味でも小学校期の給食とは違う。

小川政務官) 幼保一体化についてどう考えるか？また認定こども園がその一例になると思うが、伸びていないのはなぜか。

若盛代表理事) 資料に課題を書いているが、一番の解決すべき課題は、行政所管の違いが現存していることにある。様々な基準についても、幼稚園と保育所の違いがあり、このことを一つにしていくことが必要であり、現在は認定こども園になってもとくにメリットも生じないことにもある。

小川会長) 今日、参加されている認定こども園の方々は理念をもって認定こども園を運営されているので、とくに申し上げることはないが、認定こども園の中には認可外の施設を付随したところも多い。質の担保されていない地方裁量型の認定こども園には、課題が多いと思っている。幼保一体化については、保育所は共働きの方も片働きの方もともに利用できるような広い制度となってきた。子育て家庭によっては、家庭を中心に生活し、幼児教育だけを受けたいという方もいるし、役割・機能が様々であってもよいのではないかと。

小川政務官) つまり機能が別であるので、別であっても良いのではないかとということか。

小川会長) そのとおり。新しい保育・子育て家庭制度が検討されてきている中なので、一足飛びに幼保一体化にしなくてもよいのではないかと。

菅原常務理事) すべての子どもということで差別化しない制度というものをどう構築するのか、ということを検討すべき。ナショナルミニマムを統一して質を担保する中で、多様な選択肢があってもよいのではないか。

若盛代表理事) 夢を子どもたちに伝えていきたいという思いで認定こども園を運営してきている。中山事務局長(認定こども園) 認定こども園は単に幼稚園と保育所を一体化したものではなく、子育て支援を機能とし、総合施設として役割を果たしてきている。イギリスのチルドレンセンターでも、センターが核となって地域を活性化してきている。日本でも必ずしもイコールではないが、認定こども園がチルドレンセンターとして機能を果たしていくべきであると思っている。

泉政務官) 「待機児童」という言葉が資料にはないが、保育所等で皆さんが行っているような質の高い保育が受けられない子どもたちが待機児童として存在していることについては、どのように考えているか。

小川会長) 待機児童は解消しなければいけないし、現状の認可保育所だけで待機児童を解消するのは無理であるということも現実である。このことに対しては、新たな制度のなかで多様な事業主体の参入を検討されているものと思っている。

また待機児童問題については、東京都圏の出産可能年齢女性は、20年経てば半減し、待機児童そのものがなくなる可能性もある。町田市などで行われているような10年の期間限定の参入のあり方もあってもよいのではないか。

◆ 待機児童は4万6,058人◆

～ 保育所入所待機児童数(平成21年10月)について ～

厚生労働省は、3月25日に平成21年10月1日現在の待機児童数を公表しました。この公表によると、平成21年10月の待機児童数は4万6,058人で、前年の同月に比べ5,874人増加しています。また平成21年4月の待機児童数2万5,384人から2万674人(1.8倍)増加しています。

このうち10月1日現在の待機児童数が多い都市は、多い順に横浜市(2,414人)、川崎市(1,490人)、名古屋市(1,249人)と都市部と沖縄県に集中しています。待機児童の年齢も、3歳未満児が84.9%(4月時点では81.9%)と多くなっています。

※詳細は、厚生労働省HPをご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000584s.html>

(厚生労働省>報道発表資料>2010年3月)

◆ 指導監督基準に適合していないベビーホテルは63%◆

～ 認可外保育施設の現況(平成21年3月31日現在) ～

厚生労働省は、3月26日には「認可外保育施設の現況(平成21年3月31日現在)」を公表しました。この資料によると、平成21年3月31日現在の認可外保育施設は7,284か所であり、前年(7,348か所)と比べ、64か所の減少となっています。内訳は、ベビーホテルが前年比159か所増の1,756か所、その他の認可外保育施設が前年比223か所減の5,528か所です。

入所児童数は176,421人であり、前年(177,231人)と比較して810人の減少となっています。年齢別では3歳未満児が約86千人、3歳以上児が約82千人と半々の状況になっています。保育時間帯別入所児童数をみると、24時間保育されている者が127人、主に夜間に保育されている者が5,509人(17%)、主に昼間に保育されている者が25,682人(80%)という結果が出ています。

また、認可外保育施設に対する点検結果および指導状況では、ベビーホテルの63%(868か所)、その他の認可外保育施設の48%(1,841か所)が指導監督基準に適合しておらず、口頭指導もしくは文書指導を受けています。とくにベビーホテルの2か所については、改善命令も出されています。

※詳細は、厚生労働省HPをご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/hoiku06/index.html>

(厚生労働省>子ども・子育て>保育関係)

◆ 「保育士養成課程等検討会・中間まとめ」まとまる◆ ～ 今後の検討課題は、キャリアアップ、国家試験の実施等～

厚生労働省は、保育所保育指針の改定を受け、昨年 11 月に「保育士養成課程等検討会」を設置し（全国保育士会からは上村初美副会長が参画）、保育士養成課程の見直し等について検討を行ってまいりましたが、3 月 24 日に『保育士養成課程等の改正について（中間まとめ）』を取りまとめ、公表しました。

『中間まとめ』では、保育指針の改定を受けできる限り早期に改正することが必要とされている保育士養成課程と保育士試験の改正に関する内容について「第 1 部」で改正案を示し、今後の制度改革等の動向を踏まえた保育士養成における検討課題に関する内容を「第 2 部」で示しています。

保育士養成課程は改正案においても 2 年制課程を基本とし、現行どおりの設置単位数 79 以上、総履修単位数 68 とされています。「保育者論」「保育の心理学」「保育課程論」「保育相談支援」が新設され、「障がい児保育」「保育実習」は単位数が増えています。なお、保育士試験も試験科目は現行以上に増やさないとし、試験科目の変更、実技分野の統合などが示されています（養成課程・保育士試験の改正案の詳細は「中間まとめ」および「中間まとめ・概要」参照）。

第 2 部の今後の検討課題では、キャリアアップ、主任保育士の法令上の位置付け、国家試験の導入、実習受け入れ等について、以下の内容が記されています。

- ・ 保育士が目標をもってキャリアアップを目指すことのできる仕組みについて検討が必要。
- ・ 主任保育士の位置づけや新人、中堅、ベテランの役割及び業務内容について全国で一定程度、共通の認識を持てるようにし、その制度的位置づけも含め検討することや、保育士が長期的見通しをもって、自身の資質を向上させていけるような仕組みが必要。
- ・ 4 年制課程や大学院での学びなど専門性の更なる向上を視野に入れた養成年限や国家試験の実施の要否等について検討することが必要。
- ・ 保育実習先における教員の訪問指導の充実や学生、保育士、教員による一定の時間の話し合い等の実施により相互理解が図られることが重要であり、実習評価の基準を保育士の協力により策定するなどの工夫を検討すべきである。なお、その際、受け入れ施設や保育士の負担増について、一定の配慮も必要。

この内容については、全国保育士会の意見も反映されたものとなっています。

改正の時期は、保育士養成課程については平成 23 年度入学生から、保育士試験については、受験者の負担を考慮し、一定の周知期間を設けて実施すべきとしています。厚生労働省は、中間まとめを踏まえた保育士養成課程の改正について、平成 22 年度早々にパブリックコメントを実施した後、告示や通知等によりを行うとしています。

なお、検討会が今後も適宜、必要に応じて開催され、保育士養成等について継続的に検討する必要があるということをおまえ、平成 21 年度における検討会の報告書は「中間まとめ」とされました。

※「中間まとめ」は、厚生労働省ホームページに掲載されています

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/03/s0324-6.html>

（厚生労働省＞審議会、研究会等＞上記以外の検討会、研究会等＞雇用均等・児童家庭局）

◆ 児童虐待の早期発見・早期対応に向けて◆

～「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」～

3 月 24 日に厚生労働省は、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（雇児発 0324 第 1 号）を各都道府県・指定都市宛に発出しました。

この通知は、過日の東京都江戸川区の虐待事件を受けて、児童虐待に早期発見・早期対応、子どもの適切な保護に向け、関係各機関の連携が非常に重要であることから、文部科学省、厚生労働省で協議のうえ、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」（以下「本指針」）を作成し、周知を図るものです。

本指針では、定期的な情報提供の頻度を「おおむね 1 か月に 1 回を標準とする」とし、対象幼児

児童などの、対象期間の出欠状況、家庭からの連絡の有無、欠席の理由等を、学校及び保育所が、市町村に提供するものです。

※ 詳細については、厚生労働省HPをご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000005464-img/2r9852000000547m.pdf>

(厚生労働省>報道発表資料>2010年3月)

◆学童保育、都道府県の取り組みに格差◆

～国民生活センター「学童保育サービスの環境整備に関する調査研究」～

独立行政法人国民生活センターは、3月17日に「学童保育サービスの環境整備に関する調査研究」をまとめ、公表しました。本調査研究では、都道府県を対象として、学童保育サービスの環境整備に焦点をあて、管区市区町村との連携体制、予算措置状況、契約の適正化、安全面への取り組みを調査したものです。

この調査結果からは、運営費の補助などの財政支援をはじめとする学童保育サービスへの取り組みや実施状況の格差があきらかとなり、指導員数の把握、ケガ・事故の報告など市区町村との連携が不十分である実態が明らかになっています。なお、本調査を受け、国民生活センターでは「学童保育サービスの環境整備に関する研究会」(座長：松村祥子 放送大学教授)を設置し、調査結果の分析を行い、学童保育サービスを必要とする、すべての子どもがどこに住んでいても安全な生活の場として利用できる制度・システム構築に向けた環境整備のあり方等について、提言をまとめています。

※調査研究の概要は、国民生活センターHPをご参照ください。

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20100317_3.html

(国民生活センター>報道発表資料>学童保育サービスの環境整備に関する調査研究)

《添付資料》

- (1) 「次世代育成支援のための包括的・一元的システムの構築」への意見
- (2) 参考資料1 「保育所の現状と課題」
- (3) 参考資料2 「子どもの命を守り、育ちを育む保育の社会的使命と役割」
- (4) 参考資料3 「平成23年度保育関係施策・予算に対する要望書」

全保協の動き

◆ 平成 21 年度第 2 回全国保育協議会協議員総会 開催

3月25日(木)に開催しました平成21年度第2回全保協協議員総会において、「平成21年度全国保育協議会収支補正予算」「平成22年度全国保育協議会事業計画および収支予算」および「全国保育協議会会計規程」「全国保育協議会委員など活動費内規」の改正が承認されました。

後日、平成21年度第2回全国保育協議会協議員総会報告書をお送りする予定です。

◆ 第 11 期保育所長専門講座 引き続き参加者募集中！

2月にご案内しました第11期保育所長専門講座ですが、3月24日現在、参加申込みが31名にとどまっている状況です。以前よりお願いしておりますとおり、各県(市)1名以上受講いただきますようご配慮いただきたくお願い申し上げます。またあわせて、既に申し込みのある県(市)におかれましてもさらなる受講の推進方よろしくお願い申し上げます。

つきましては4月9日(金)本会事務局着分まで申込を受け付けさせていただきますので、各都道府県・指定都市保育協議会での受講奨励および取りまとめにつきまして、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

開催要綱等、詳細については、全国保育協議会HPをご参照ください。

<http://www.zenhokyo.gr.jp/>

◆ 厚生労働省『「次世代育成支援のための新たな制度体系」の設計に向けた実態調査』への協力について(再依頼)

2月に依頼文書をお送りしました、厚労省委託調査『「次世代育成支援のための新たな制度体系」の設計に向けた実態調査』(凸版印刷実施)ですが、3月26日現在、回収がまだ3割程度にとどまっている状況です。厚生労働省から本会に、さらなる回収に向けた協力依頼が届いておりますので、調査票が届いている施設につきましては、年度末年度初めの忙しい時期だとは存じますが、ご協力のほど、よろしくお願い致します。

◆ 全国保育協議会活動日誌

(平成 22 年 3 月 1 日～3 月 31 日)

3 月 4～5 日	平成 21 年度保育所長専門講座リカレント研修会 (於：全社協議会議室、参加者 39 名)
3 月 9 日	第 10 回正副会長会議 (1) 平成 23 年度予算要望(案)について (2) 「次世代育成支援のための新たな制度体系」に対する全保協の意見について (3) 平成 22 年度人材養成支援事業開催要綱(案)について (4) 第 2 回協議員総会の上程議案について ① 平成 21 年度全保協事業進捗状況及び補正予算(案) ② 平成 22 年度全保協事業計画(案)及び予算(案) ③ 規程・内規の見直しについて (5)第 2 回協議員総会の報告事項について (6)第 2 回協議員総会の運営について
3 月 10 日	第 2 回全保協・保育士会合同正副会長会議 (1)平成 21 年度 全国保育協議会事業の実施状況について ① 平成 21 年度 事業進捗状況について ② 平成 21 年度 補正予算(案)について (2)平成 22 年度 全国保育協議会事業の実施について ① 平成 22 年度 事業計画(案)について ② 平成 22 年度 収支予算(案)について (3)平成 21 年度 全国保育士会事業の実施状況について ① 平成 21 年度 事業進捗状況について ② 平成 21 年度 補正予算(案)について (4)平成 22 年度 全国保育士会事業の実施について ① 平成 22 年度 事業計画(案)について ② 平成 22 年度 収支予算(案)について
	第 9 回常任協議員会 (1) 平成 23 年度予算要望(案)について (2) 「次世代育成支援のための新たな制度体系」に対する全保協の意見について (3) 平成 22 年度人材養成支援事業開催要綱(案)について (4) 第 2 回協議員総会の上程議案について ① 平成 21 年度全保協事業進捗状況及び補正予算(案) ② 平成 22 年度全保協事業計画(案)及び予算(案) ③ 規程・内規の見直しについて (5)第 2 回協議員総会の報告事項について (6)第 2 回協議員総会の運営について (7)その他 ①第 56 回全国保育研究大会の開催地について
3 月 20 日	平成 21 年度「保育所長専門講座」運営委員会 (1) 保育所長専門講座の実施状況 ・これまでの経緯と第 11 期の進捗状況について報告 (2) 保育所長専門講座運営委員会での検討事項 ・改訂内容について (3) 今後のすすめ方について
3 月 24 日	平成 23 年度予算要望書持込
3 月 25 日	平成 21 年度第 2 回公立保育所懇談会 平成 21 年度第 2 回全国保育協議会協議員総会 第 1 号議案 平成 21 年度 全国保育協議会 補正予算について 第 2 号議案 平成 22 年度 全国保育協議会 事業計画について 第 3 号議案 平成 22 年度 全国保育協議会 収支予算について 第 4 号議案 全国保育協議会規程の改正等について
3 月 29 日	子ども・子育て新システム検討会議作業グループ 第 3 回会合 ヒアリングでの意見陳述

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509
ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

◆保育所団体の圧力が認定こども園等の参入障壁??◆ ～子ども・子育て新システム検討会議 作業グループ 第4回会合～

内閣府は、4月1日（木）に「子ども・子育て新システム検討会議 作業グループ 第4回会合」を開催しました。2部構成の第1部では、幼稚園関係団体からのヒアリングを行い、第2部は全国学童保育連絡協議会、子育てひろば全国連絡協議会、㈱J Pホールディングスにヒアリングを行いました。次回は4月7日に予定されています。

議事内容（記録は事務局）

第一部：幼稚園団体から

1. 団体からのヒアリング

(1) 全日本私立幼稚園連合会（吉田敬岳会長、北條泰雅常任理事、田中雅道元副会長）

吉田敬岳会長：

すべての子どもの最善の利益にむけて、すべての子どもに良質な幼児教育を。

将来の日本を作る大事な議論であるので、関係団体の意見も十分に聞き、十分に検討してほしい。

田中雅道副会長：

- ①すべての子どもには良質な幼児教育を受ける権利がある。
- ②M字型カーブを否定するのではなく、M字型カーブを通して豊かな人生を保護者に保障することが大切。
- ③認定こども園への参入障壁をなくすことが必要。
 - 「認定こども園」を活用しやすく
幼稚園はすでに預かり保育を9割実施しており、事実上「認定こども園」となっている。しかし幼稚園型認定こども園を申請しても、行政の窓口で受け付けられなかったり、安心こども基金の助成を受けられなかったりする。
 - 柔軟な制度活用で待機児童解消へ
私立幼稚園は待機児童解消のために施設を開放する用意がある。
- ④すべての地域にとって、幼稚園は子育てのための重要なインフラ
 - 幼稚園は「地域の子育て・教育」のセンター的機能を有している。
 - OECD並みの教育投資が必要

⑤機能に応じた助成体制が必要

○ 「幼児教育」をすべての子どもたちに

○ 「教育・保育」「子育て」「就労支援」の整理と公平な助成制度の確立

社会制度の中で、子どもが「保育に欠ける」という状態に追い込まれている家庭への支援と、親の人生選択の中で「保育に欠ける」状態を選んでいる家庭への支援を同一にすることは困難。「家庭での子育て」を大切にしている家庭への支援も含めて、公平な助成制度の確立が重要。

(2) 全国国公立幼稚園長会（岡上直子会長、池田多津美副会長、大橋由美子副会長）

① 幼児教育の重要性

教育基本法に幼児期の教育の重要性が示され、学校基本法に幼稚園が最初の学校として位置づけられたが、依然として社会的評価が高いとは言えない。

② 幼保一体化の認定こども園

地域の実状に応じて、乳幼児保育や幼児教育のいずれもが充実することを期待する。

→幼保連携型の認定こども園への期待

③ 子育ての現状

子どもが子どもらしく生きることのできる社会づくりを。

保護者の「子育てに関する学びの場や機会」も重要＝幼稚園は役割を果たしている。

④ 次代を担う人づくりの根本的な対策として

子どもの育ちの視点から

ゆったりとした時間の流れの中で、親子のかかわりや地域の人々のかかわりが必要。

「人間らしく生きる」ことができる社会の実現を！

⑤ 子育て家庭は、地域社会づくりに大きな貢献

幼稚園に通う親子は、地域コミュニティをつくる基盤となっている。

様々な価値観をもった家庭が地域と多様なかかわりをもつ姿が存在することが、変化に対応できる底力のある社会や国家づくりにつながる。

⑥ 多様な価値観、生き方が認められる社会づくり—国民の責任ある選択を

⑦ 保護者が選択できる多様な幼児期への教育への期待と今後の幼稚園の活動

○ 幼児教育の質の向上につながるために、多様化する幼児教育施設のなかで、幼稚園・保育所・認定こども園いずれの施設でも確実に教育活動が展開できるような仕組みづくりが必要。

○ 教師、保育士の質の向上のための研修制度の充実

○ 幼保と小学校教育との接続の重要性

○ 保護者が、自分の生き方・子どもの生き方を安心して選択できる社会づくりのための財政措置を十分に検討していただきたい。

2. 意見交換

泉政務官) 都市部の待機児童についてはどのように考えるか？

田中(私立幼稚園連合会) 子どもが安心して育つ環境がない現状を憂いている。埼玉県の保育所でおこったような事故(散歩に行く途中で車が突っ込んできてお子さんがなくなった)を思うと、安心して遊べる園庭があればあのようなことは起きなかったのではないか。子どもが安心して育つことのできる環境を整えていく必要がある。

しかし、認定こども園は、地域によってはなかなか認可を受けることができないという現状がある。

岡上(公立幼稚園長会) 預かり保育を積極的にしていきたいと考え、取り組んでいる。子どもが豊かに育つ環境を提供していきたい。

北條(私立幼稚園連合会) 幼稚園と保育所はそれぞれの役割をきちんと担ってきている。幼稚園も保育所も不足している地域が大都市圏にはあるが、そのような地域には保育所を整備していく必要がある。しかし市町村の財政負担が大きく、なかなか進まないのも現状だと考えると、そのコストをどう考えるのか。私立幼稚園としては、在宅子育て家庭の2歳児で困っているような家庭

には、親子登園や一時預かりをしており、今後もそのような役割は担っていく。

泉政務官 機能別選択として現在は保育所と幼稚園に分かれているが、施設内選択（同じ施設の中で短時間利用の子ども、長時間利用の子どもがいる）ということについてはどう考えるか？

岡上（公立幼稚園長会）そのような形態があってもよいと思う。その一つの方法が認定こども園ではないか。ただしその場合、一つの施設の中で選択できるようにするのか、保育所と幼稚園等が連携したうえで選択できるようにするのかで大きく違う。個人的には連携型としてであると良いと思う。

吉田（私立幼稚園連合会）4時間、6時間というものをたとえば12時に連れてきて7時までお願いします等といった利用の仕方をされてしまうと、3～5歳児等の集団性のある教育を提供するうえでは課題が生じる。選択でもいいが、集団性を考慮してほしい。

田中（私立幼稚園連合会）こうでなければいけないと言われてしまうと困る。むしろ地域の実情に応じて、Aもありますよ、Bもありますよ、Cもありますよ、どのような選択型を選びますかと言ってもらえるのであれば良いのではないかな。

北條（私立幼稚園連合会）施設の選択の一つとして認定こども園があると思うが、幼稚園型の認定こども園は行政窓口が認可しないというケースもある。幼保連携型の認定こども園でも保育所団体の圧力によって認可しないというケースもたくさんある。

小川政務官 保育所側の圧力とはどのようなことか？認定こども園が進まないのは、保育所側の抵抗があるからなのか？先週のヒアリングを聞いていて、認定こども園が進まない理由として、保育所の抵抗があるということを感じているが、実際はどうなのか。このシステム検討会議の大きな課題は待機児童をどうするかということだが、本音で話ししてほしい。

北條（私立幼稚園連合会）はっきり言って保育所は認定こども園の参入に抵抗があるということは事実。また、認定こども園の仕組みとして、行政の方からも、この地域には待機児童がないので認可しないと言われることもある。

田中（私立幼稚園連合会）安心こども基金は平成22年度までの時限的な制度。補助の枠組みが23年度以降にどうなるのかわからないなかで、積極的に手を挙げるということは難しい。

小川政務官 その中途半端な予算の出し手はどこか？

田中（私立幼稚園連合会）国です。

小川政務官 厚労省か？どうしてそうなっているのか？

香取審議官 安心こども基金は時限的な予算であり、そのような制度設計となっているということ。また安心こども基金は、認定こども園だけの整備に向けたものだけではない。

高井政務官 予算と制度さえ整えば、幼稚園は認定こども園にしたいという覚悟があるということか？また、夜間保育や病児・病後児保育等を、保護者のニーズに応じて、幼稚園が柔軟に行うことも可能なのか？

田中（私立幼稚園連合会）認定こども園の制度ができたときには、認定こども園にしたいと思っていた幼稚園が2000あったが、実際には地域の実情もあり足踏みをした結果、現在の350程度にとどまっているということ。

岡上（公立幼稚園長会）家庭で子育てをしたいという親も幼稚園利用者にはいる。すべての子どもを長時間利用とするのではなく、就労していることだけを重視した子育て支援ではいけないと思う。

田中（私立幼稚園連合会）マニフェストに書かれている子どもという言葉の定義はされているのか。

泉政務官 特にはしていない。

田中（私立幼稚園連合会）ぜひ「子ども」とは0歳から18歳までの子どもたちだと定義した上で、子どもたちにどのように幼児教育・教育を提供していきたいのかという理念を形作ってほしい。

小川政務官 地域の実情に合わせると書かれているが、幼稚園の施設の基準を地域にゆだねるということにはどのように考えるか？

田中（私立幼稚園連合会）ナショナルミニマムは必要。地域の独自性という名目で、それを下回るものを子どもを実験台にしながら作るということではない。日本の基準が高いものであればそれ

もあるかもしれないが、今の最低基準は劣悪なのが実態であり、この最低基準をさらに下回るべきではない。

第二部

3. 団体等からのヒアリング

(3) 全国学童保育連合会（真田祐事務局長）

資料説明（学童保育制度の抜本的な拡充を！）

(4) 子育てひろば全国連絡協議会（奥山千鶴子理事長）

- 幼稚園・保育所は入る前が課題
- 子育て家庭や支援団体、企業等の多様な関係者（ステークホルダー）の参画、全国的な中間支援組織の育成
- 一元的な給付と拠出のシステムづくりのための財源の統合に期待する。

(5) JPホールディングス（山口洋代表取締役）

- 誰のための保育なのか、「保育を運営している事業者のためにあるのではない」という課題意識を持って、保育事業に参入してきた。
- 質の確保されたサービスをスピード感を持って拡充を図るためには、多様な経営主体参入の促進が必要。
- 参入障壁

* 地方自治体における差別的取り扱いが大きなこと！

多くの市町村では保育園団体の圧力により、株式会社の認可保育所への参入が制限されている。とくに地元議員（自民党議員を中心に）のなかには保育所経営者も多い。このような利権団体の圧力を残していけば、待機児童問題は解消しない。

- 既存認可外施設の活用による待機児童解消が即効性のある対策
- 前々回のヒアリングでビル型保育はよくないと話された方がいたが、誰もビル型保育をしたいと思っているわけではない。仕方なしにビル型保育を実施している。当社でもビルの中の保育所はあるが、毎日、公園に散歩に連れて行ったりしているので、特に問題は感じない。

4. 意見交換

近藤政務官) 持続的に学童を運営していくためには、どのくらいの金額があれば足りるのかお教えいただきたい。

真田) 1か所あたり 500~3,000万円程度とマチマチ。学童の運営費のほとんどが指導員の人件費なので、指導員の数と勤務の仕方によって異なる。

近藤政務官) 山口さんは、参入にあたって保育所団体からの圧力が…と言われたが、幼稚園側からはあるのか？

山口) 幼稚園からはない。社会福祉法人の保育所団体からの圧力。

小川政務官) 採算はどうなっているのか、お教えいただきたい。

山口) 保護者の負担については、当社は認可保育所なので、社会福祉法人と同じ金額になっている。グループ全体として利益があがっている形態。

小川政務官) 公費はまったく入っていないのか？

山口) 公費はまったく入っていません。

徳久審議官) 運営費はほぼ公費のはず。

香取審議官) 自治体の上乗せもあるので、ざっくり言うと運営費は7割が公費で、保護者負担は3割程度になる。

奥山) 一時保育の利用は1時間800円。ただしこのような金額には保育士資格を有していない人が保育にあっている場合が多い。自治体によっては上乗せをしているところもある。保護者としてはもちろん保育士資格を持っている人に子どもを預けたいが、そうなるためには補助金がでないとなかなか難しい。

近藤政務官) 配当は禁止されているのか？

山口) 配当は厳密に言えば行うこともできるが、その場合には民改費として上乗せされている部分が削除される。また自治体によっては、名古屋市のように配当を認めない地域もある。

近藤政務官) なぜ配当を認めないのか。個人的には良いんじゃないかという思いもあるが。

香取審議官) 厚労省としては株式会社の参入を認めた段階で、配当は禁止していない。ただし自治体においては公費を使って行う保育事業において配当を認めることには抵抗感がある。また保育団体においても、配当についてはかなり抵抗感があり、いまだになぜ株式会社を参入させたのかと言われることもある。

津村政務官) 都会と地方の違いはどのようなことがあるか？

山口) 参入ということを考えると、地方の子どもが少ない地域には株式会社の参入は難しい。

真田) 学童に関しては、都会と地方では大きな違いはない。

◆「児童福祉施設における食事の提供ガイド」策定◆

厚生労働省は、3月31日付けで「児童福祉施設における食事の提供ガイド」（以下「食事の提供ガイド」）を公表しました。この食事の提供ガイドは、子どもの健やかな発育・発達を支援する観点から、児童福祉施設における食事の提供及び栄養管理のあり方等について検討を行うため、平成21年9月より学識経験者・実務者等で構成される「児童福祉施設における食事の提供及び栄養管理に関する研究会」（座長：吉池信男 青森県立保健大学健康科学部教授）を開催して検討を行い、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」（児童福祉施設における食事の提供及び栄養管理に関する研究会報告書）としてとりまとめたものです。

食事の提供ガイドの主な内容は以下のとおりです。

- 1) 児童福祉施設における食事の提供及び栄養管理に関する考え方及び留意点
 - 子どもの健やかな発育・発達をめざし、子どもの食事・食生活に支援することが重要との観点から、食事の提供と食育を一体的な取り組みとして栄養管理を行っていくうえでの考え方および留意点を提示
 - 一人ひとりの子どもの発育・発達への対応、多職種や家庭・地域との連携、食事の提供の際の計画・実施と評価、衛生管理、食育、食を通じた子どもの自立支援等の観点から留意点を整理
- 2) 児童福祉施設における「日本人の食事摂取基準（2010年版）」の適用・活用
 - 「日本人の食事摂取基準（2010年版）」を実務レベルで活用するために、食事摂取基準の基本的な押さえるべきことを整理
- 3) 実践例の提示
 - 食事の提供の私あとの計画・実施と評価や食事摂取基準の活用についての具体的な手順、食中毒予防のための衛生管理の留意点等について具体的な実践事例を提示
 - 保育所、乳児院、児童養護施設、障害児施設における食事の提供について、施設の種類別の留意点、施設での取り組み事例を提示

※「児童福祉施設における食事の提供ガイド」は厚労省 HP をご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/03/s0331-10.html>

(厚生労働省>審議会、検討会等>その他(審議会、検討会等)>雇用均等・児童家庭局)

■平成22年度 人事異動のお知らせ

【厚生労働省（関連異動のみ抜粋）】

(敬称略)

新	氏名	旧
保育課課長補佐	今 村 則 継	母子保健課課長補佐
保育課課長補佐	森 田 博 通	広島市
保育課課長補佐	岩 崎 武 司	保育課保育需給対策官
保育課保育指導専門官	丸 山 裕美子	採用（東京都新宿区教育委員会学校運営課幼保連携・子ども園主査）
保育課総務係長	竹 中 大 剛	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課総務係長
保育課幼保連携推進室認定こども園運営費係長	芝 海 大 介	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課訪問サービス係長
保育課予算係長	百 瀬 秀	育成環境課予算係長
保育課企画法令係	高 橋 晋 一	三郷町より出向
保育課企画法令係	渡 部 功 一	相模原市より出向
保育課地域保育係	島 田 直	那須塩原市より出向
(独)国立重度知的障害者総合施設のぞみの園総務部会計課長	川 島 均	保育課総務係長
家庭福祉課予算係長	川 岸 直 樹	保育課予算係長
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課福祉財務係長	稲 田 征 之	保育課幼保連携推進室認定こども園運営費係長
辞職（三重県健康福祉部社会福祉室長就任予定）	田 中 規 倫	保育課課長補佐
辞職	天 野 珠 路	保育課保育指導専門官 内閣官房教育再生懇談会担当室 企画調査官併任
総務課課長補佐	川 鍋 慎 一	保育課課長補佐
復帰（横手市）	栗 林 弥 生	保育課企画法令係
復帰（藤沢市）	菊 池 靖 彦	保育課企画法令係
復帰（和歌山市）	南 村 和 憲	保育課地域保育係

【全国社会福祉協議会(児童福祉部関連異動のみ抜粋)】

新	氏名	旧
事務局長 国際部長兼務 中央福祉人材センター長兼務	山 田 秀 昭	総務部長
事務局次長 政策企画部長兼任	渋谷 篤 男	地域福祉部長 地域福祉部全国ボランティア活動 振興センター所長兼任
総務部長 財団法人保健福祉広報協会総務部長 併任	笹 尾 勝	児童福祉部長 財団法人保健福祉広報協会総務部 長併任
児童福祉部長	松 島 紀 由	総務部秘書室長代理
児童福祉部副部長	小 川 耕 平	児童福祉部副部長代理
児童福祉部参事 (全国児童養護施設協議会担当)	藤 咲 宏 臣	中央福祉学院参事
児童福祉部 部員 (全国保育士会担当)	森 山 小 槇	出向解除 (社会福祉法人天竜厚生会)
地域福祉部部員	大 藪 綾 香	児童福祉部 部員 (全国保育士会担当)
中央福祉学院教授(嘱託職員採用)	齊 藤 貞 夫	事務局長(定年退職)
(出向解除、3/31付)	川 本 大 輔	児童福祉部 付 (社会福祉法人 旭川荘より出向)

*全国保育協議会担当は、引き続き下記のとおりです。今年度もよろしくお願ひします。

児童福祉部	参事	岡澤 和枝
	参事	今井 遊子
	参事	武田 篤
	部員	藤高 直之

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509
ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

◆幼保一体化について意見が分かれる◆

～子ども・子育て新システム検討会議 作業グループ 第5回会合～

内閣府は、4月7日（水）に「子ども・子育て新システム検討会議 作業グループ 第5回会合」を開催しました。2部構成の第1部では、3月29日の保育関係団体からのヒアリングを実施した第3回会合に日程等の関係で参加できなかった日本保育協会からのヒアリングを行い、第2部は経済団体からとして、日本経済団体連合会、日本商工会議所、日本労働組合総連合会からヒアリングを行いました。主に幼保一体化についての考え方を各団体からヒアリングしましたが、それぞれの立場により意見が分かれました。

次回は4月15日に全国知事会、全国市長会、全国町村会のヒアリングが予定されています。

議事内容（記録は事務局）

第一部：日本保育協会からのヒアリング

（坂崎隆浩保育問題検討委員会委員長、川合洋子北海道支部長）

1. 意見陳述

1) 子ども・子育て新システムの構築にあたっての基本的考え方（坂崎委員長）

- * 新システムの構築にあたっては、国及び地方公共団体の責任の強化による施策の推進が重要。
- * 現金給付と現物給付のバランスの確保が大切
- * 待機児童解消のためには、国及び地方公共団体が大幅な財源を投入し、保育所整備を図るべき。

2) 幼保一体化について（川合支部長）

- * 幼稚園及び保育所の両制度を核にしながら、認定こども園制度の改善を含めた制度改革が必要であり、両制度を一律に一元化することは、逆に利用者のニーズに応えられない。
- * 3歳以上児は幼稚園でという乱暴な議論を聞くこともあるが、保育所では0歳から就学前までの児童を対象に養護と教育を一体とした保育を展開し、小学校教育の架け橋としている。3歳未満は養護で3歳以上は教育ということは、乳幼児期ではありえない。

3) 保育制度改革に望むこと（坂崎委員長）

- * 財源確保が大前提
- * 保育所は家庭に代わる子どもの生活と学びの場であり、この視点は維持すべき。

- * 家庭や地域の子育て機能の低下を補完するシステムの必要性
- * 世界の中で最低レベルの最低基準の引き上げと認可保育所の整備の促進
- * 保育の質の向上のためには保育士の配置基準と処遇の改善が必要

2. 意見交換

泉政務官) 待機児童対策は全国一律の課題ではなく、国も地方も知恵をしばらなくてはならない。日本保育協会の意見としては、保育所に全員入所できるようにするべきということだと思うが、どこを変えれば整備が進むと思うか？また、そのためにはどのくらいの金額が必要か、試算したことはあるか？

坂崎委員長) 私の記憶が正しければ、少子化対策特別部会において、待機児童数が潜在的ニーズを含めて約 100 万人いるということ、さらに質の改善は含めないで試算をすると 2 兆円必要という数字が出ていたと思う。

泉政務官) すべての子どもに保育所保育をとというふうに聞こえたが、そのとおりか？保育に欠ける子ども、欠けない子どもということか？

坂崎) 保育に欠ける子だけでなく、一時保育なども含め、必要としている子どもすべてが何らかの形で保育を利用できるようにすべきと考えている。

小川政務官) 幼保一体化をどう考えるのか？また地域主権については、どのように考えるか？

坂崎) 幼保一体化の前にやるべきことがある。一つは待機児童解消であり、もう一つは認定こども園制度の見直しは少なくともやらなければいけない。また保育制度改革の議論が行われているが、「幼保一体化」というものがどういうものなのか、わからないので、非常に答えにくい。地域主権については、地方財政がひっ迫している中で、実際には公立保育所の一般財源化の結果として公立保育所の民営化がここまで進んでいる状況を見ると、地方に委ねることには課題があるのではないかと思う。

小川政務官) 潜在的なニーズが 100 万人あるなかで、有力な乳幼児預かり機関として幼稚園があるのではないかという仮説を持っているが、認定こども園がなぜここまで進まないのか。

坂崎) 必要とされているのは保育なので、保育所があえて幼保連携型や保育所型の認定こども園にする必要がない。幼稚園型認定こども園については、2 歳以上しか受けてきていない幼稚園について、0～2 歳に踏み込むのは非常に難しい。ただし、認定こども園が幼保一体化の議論の前に、制度として整理をしていくことができれば、その活用もあるのではないか。

小川政務官) 認定こども園は有効な手段だと思うか。

坂崎) 有効な手段だと思う。

高井政務官) 保育に欠ける要件は必要だと思うか？この国は子育てサービスがあまりにも貧困であると思っており、保育所でも幼稚園でも良いとは思いますが、子どもの育つ環境を整える必要があると思っている。

坂崎) 日本保育協会が調査したなかで、文言として「保育に欠ける」を変更しても良いのではないかという回答は 3 割だった。ただし要件を外すのではなく、「保育に欠ける」にプラスをしていく必要があるのではないかという回答が多かった。

II. 経済団体からのヒアリング

1. 意見陳述

(1) 日本経済団体連合会（高尾剛正少子化対策委員会企画部会長）

- * 少子化対策は将来の国民の生活と社会基盤の維持に直結する最重要課題であり、重点的に取り組むべき。
- * 緊急に対応すべきは待機児童の解消
 - ① 「子育て会議（仮称）」の設置
 - ・ 子育て支援関連予算の規模・使途の「見える化」を図る
 - ・ 主要関係閣僚、労使団体、地方自治体、保育利用者等が参画
 - ・ 重点施策や予算編成の基本方針を策定するとともに、執行状況を確認
少子化対策特別部会で提案された子育て基金等、財源を一元化することは中央集権的

になる懸念があるので、反対の立場を明示

② 教育と保育の一体的推進

- ・ 幼稚園・保育所それぞれの基盤の上に、保育・教育機能を付加
- ・ 認定こども園の設置拡大に向け、手続きや運営費補助など、普及の阻害要因を解消

③ 保育分野の参入規制の見直し

- ・ 多様で柔軟な保育サービスの拡充に向け、株式会社やNPOの参入を促進
- ・ 保育所等の開設にかかわる初期投資の負担軽減（施設整備費補助を株式会社やNPOにも！）
- ・ 社会福祉法人会計による財務諸表の作成・報告等の規制を撤廃

④ 保育の担い手の確保

- ・ 保育士資格制度の見直し（認可外保育施設などでの勤務実績の考慮）
- ・ 有資格者の掘り起こし

(2) 日本商工会議所（田中常雄東京商工会議所少子高齢化問題委員会副委員長）

* 少子化対策予算の増額が必要

* 切れ目のないサービスの実現が必要

待機児童の解消には既存の幼稚園の利用、幼稚園教諭の活用が有効

=幼保一体化を進めるべき

* すべての子育て世帯が保育サービスを受けられるように「保育に欠ける」要件を廃止すべき

* 多様な保育サービスへの支援の実施が必要。

* きめ細かいサービス実現のためには、権限移譲が必要

① 地域の実情に応じて子育て世帯のニーズが解決できるように、地方自治体への権限移譲

② 新規事業者の参入や既存事業者のサービス拡充を妨げないように、認可の客観化や規制緩和をあわせて実施

* 事業主負担には課題が多い（給付と負担の対応がとれていない、給付に関する考え方が不明瞭、事業主との協議の場がない、すでに高率の法人税を負担など）

=これ以上の事業主負担を求めるべきではない。

(3) 日本労働組合総連合会（中島圭子総合政策局長）

1) 基本的な考え方

* 政権交代によって、日本の子ども・子育て施策が変わる！というメッセージを国民に送ることができた。子ども・子育て支援策の拡充が社会的課題。

* 共働きが一般的になり、仕事と生活を両立できる仕組みや環境がなければ、子どもを産み育てることは困難な社会になっている。両立支援策としての現物サービスが充実しないと少子化は改善しない。

* 子ども・子育て政策の総合化と財源の統合化が必要。

2) 幼保一体化について

* 当面は認定こども園にかかわる評価をベースに、認定こども園、とりわけ幼保連携型の普及・環境の整備が現実的ではないか。

* 将来的には、「子ども家庭省（仮称）」を展望する。

* 現在の子ども・子育て関連の財源は、施策ごとに財源が異なり、切れ目のないサービスが提供できていない。安定財源の確保と財源の統合により、子ども・子育て政策を統合化・体系化する必要がある（連合の「子育て基金（仮称）」構想）

3) 費用負担について

* 国と地方の役割分担について

○ 現物給付については、市町村がサービスの供給を行うべきだが、子どもの育ちの権利と最善の利益のためには、国が果たすべき役割が大きい。

○ 国によるナショナルミニマムとこれを裏打ちする財源、末端まで確実に子ども・子育てに財源が回る仕組みが必要。

○ 「例外のない子どもへのサービス保障」のためには、権利性の確立だけでなく、こうした基盤整備が前提。

* 一般財源化については、子ども・子育てにかかる財源が地域における子ども・子育て施策に使われているかが不透明であり、地域においては子育て世代は「少数者」であり、情報の非対称性もあり、子ども・子育てへの戦略的な財源配分は困難である。また、公立保育所運営費等の一般財源化の影響を検証すべき。

* 子ども手当については、現物給付と現金給付のバランスが必要であり、基盤整備を優先すべき。

4) 切れ目のないサービスの保障

* 放課後児童クラブについては、事業の位置づけ・基準を検討し、早急に制度化すべき。子どもの安全の確保、および指導員の待遇改善と人材確保のために、必要な手当をすべき。

2. 意見交換

高井政務官 経団連は幼稚園、保育所のうえに認定子ども園と書かれていて、商工会議所は幼保一体化を進めるべきと書かれているが、どうしてそう考えているのか？

高尾(経団連) 幼稚園には教育機能、保育所には保育機能を拡充した上で、一体化を進めるのではないかと考えている。財源の問題もはっきりしていないなかで、一体化、一体化と言われても、何のために幼保一体化をするのかわからない。現実に認定子ども園という制度があるのだから、そこを進めるというのが現実的ではないかということ。

田中(商工会議所) 商工会議所として考えていることは、なるべく障壁をなくすということ。待機児童がいるなかで、一方では幼稚園の定員割れが発生していて、なかなか幼稚園の認定子ども園の参入が進まないなかでは、幼保一体化をはかることが具体的な対応ではないか。

泉政務官 有資格者が多いにも関わらず、現場に有資格者が戻ってこない理由は何か？

田中(商工会議所) 現場を知らないの、詳しくはないが、現在は両方の資格を取らなければいけない。重複する部分は良いとかできれば良いのではないか。

泉政務官 待機児童対策のために、地域主権をはかることにはどのように考えるか。

高尾(経団連) 地域差というのはあるので、全国一律に規制をかけるというのは無理があるのではないか。

泉政務官 働き方が多様化しているということは事実だが、子どもにとって長時間預けられる、休日預けられることを広げていくことは本当に良いのかという議論もこれまではあったが、どのように考えるか？

田中(商工会議所) 子どもを育てるかということと、親が働くということは相反する部分もあるが、地域でニーズに応じて必要なサービスを利用できるように整備することを地方に任せる必要があると思う。

泉政務官 経団連は基金に反対しているが、連合としてはどのように考えているか？

中島(連合) 連合としては、基金という形にこだわるものではないが、子育てに関する財源を入口から出口まで整理をして見えるようにしていくことが必要。

高尾(経団連) 財源を一元化してしまおうということは、結果として中央集権的になる恐れがある。

高井政務官 女性が仕事を辞めることは大きな損失という意見だったが、人によっては夜までに保育を必要としていることも事実。長時間保育・教育を子どもにすることにも問題があるという意見もあると思う。どのように考えるか？

中島(連合) 経済的に自立して、自分のライフスタイルを自分で選択することができるということは必要であり、そのためにも働きながら子どもを育てることのできる社会の構築が必要。日本の場合は、均衡待遇がなされていないので、一旦、女性が仕事を辞めてその後、働く場合には賃金が大きく下がってしまうということもあり、女性が継続して就労できるようにするために、両立支援策を整備することが必要である。

高尾(経団連) 女性が仕事を辞めてしまうということは会社にとっても大きな損失。配偶者の転勤や子育て等の理由で仕事を離れる女性に対し、その事由がなくなった後の再雇用制度等も企業によっては整備している。

田中（商工会議所）中小企業はM字型カーブの再雇用の受け皿となってきたのも事実。子どもを預けっぱなしで良いのかということはそのとおりであって、預ける方が悪いということではなく、子どもを安心して預けることのできるような制度が必要。

泉政務官）事業所内保育所が増えてきているが、どのような課題があるか？

田中（商工会議所）ローカルな地域では事業所内保育所はやりやすい。これは単純に通勤の問題であり、都市部ではラッシュの中で子どもを連れてこられるかということが課題であり、フレックスを利用する等の取り組みが必要。要望としては、初期投資や保育所運営に係る経費がほとんどないので、そこが必要だと思う。

◆私立保育所給食の外部搬入方式の容認 全国実施決定◆ ～構造改革特別区域推進本部～

構造改革特別区域推進本部(本部長：鳩山由紀夫内閣総理大臣)は、3月25日(木)に「構造改革特別区域の第16次提案等に対する政府の対応方針」を決定しましたが、このなかで「私立保育所における給食の外部搬入方式の容認」の全国実施も決定されました。決定内容は、「3歳以上児に対する給食については、特区における特例措置の内容・要件のとおり、全国において実施」で、「平成22年度早期実施」としています。

全国での実施は、省令である児童福祉施設最低基準の改正手続き以降となるため、6月頃と考えられます。

全国保育協議会では、すでに1月27日に小川益丸全保協会長、御園愛子全国保育士会会長が、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会委員長および福島みずほ内閣府特命大臣(少子化担当)に対し、意見書を提出し、外部搬入に反対する意見表明を行っていますが、今後の省令改正の手続きにおいて実施されるパブリックコメントに対しても再度、意見提出をする予定です。

各都道府県保育組織におかれましても、子どもの育ちを守る視点から、ぜひパブリックコメントに対し、意見を表明していただきますようお願いいたします。

また省令改正後は、全国的に給食の外部搬入方式の導入は公立保育所においては市町村行政に、私立保育所については各保育所に判断が委ねられることとなります。各地方組織や保育所におかれましては、子どもの育ちを守る視点で組織一体となって、行政等に対し自園調理の堅持を訴えていただくようお願いいたします。

※ 構造改革特別区域推進本部の決定については、首相官邸 HP をご参照ください。

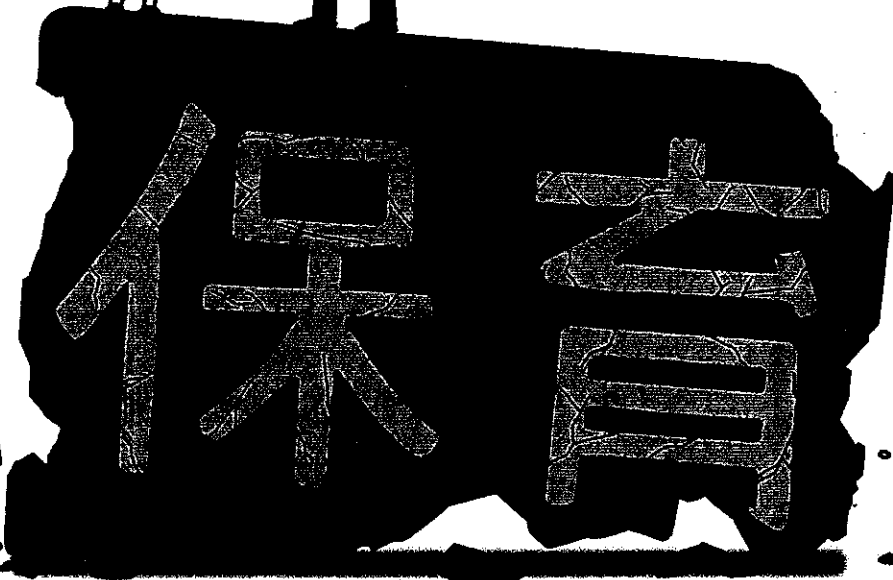
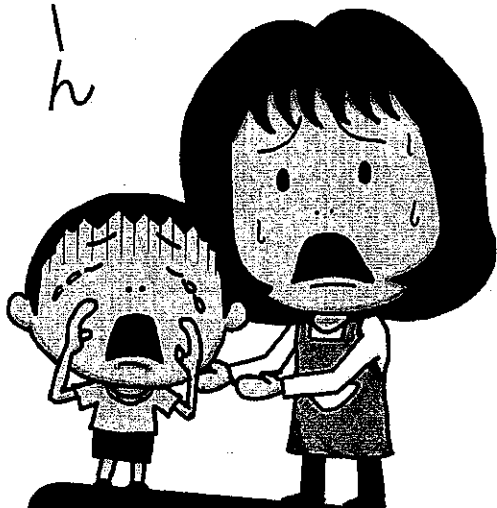
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/100325/taiouhoushin16.pdf>

(首相官邸>会議等一覧>構造改革特別区域推進本部)



『新たな保育制度』では
子どもたちの
健やかな育ちを
守れません！

うわーん



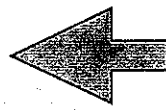
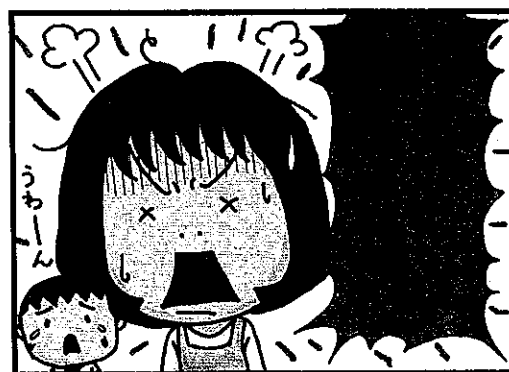
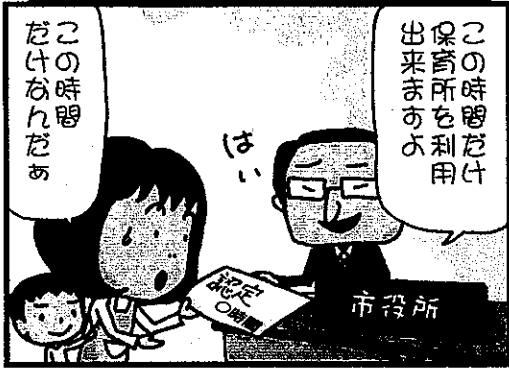
九社連保育協議会
九州私立保育園連盟
日本保育協会九州地区連合会

<お問合せ先>

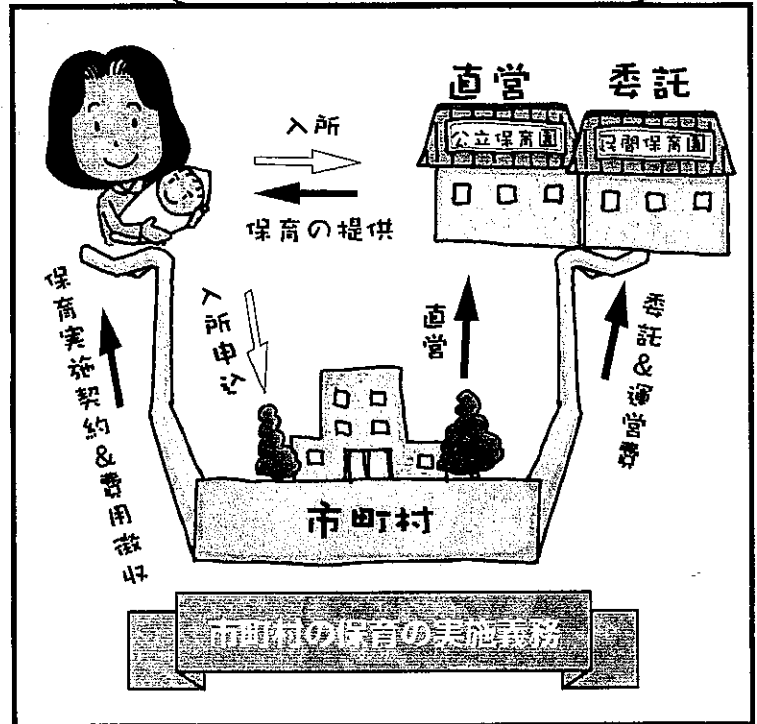
〒810-0062 福岡市中央区荒戸3-3-39 福岡市市民福祉プラザ6階
TEL 092-713-0541 FAX 092-713-0674
ホームページ <http://WWW.hoiku.or.jp> E-mail hoiku@hoiku.or.jp

認定されても入園できるとはかぎりません

新たな制度



今の制度

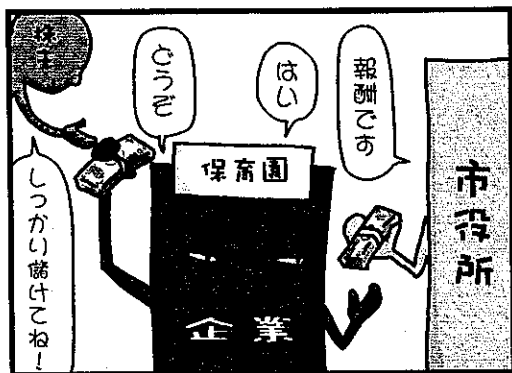
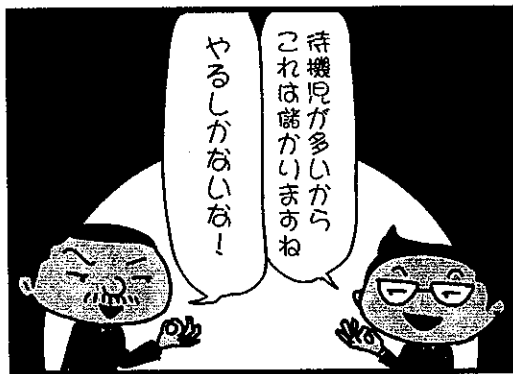


今の制度では、国が最低基準を定め、財源を確保するとともに、市町村が自ら保育園において保育しなければならないとされています。

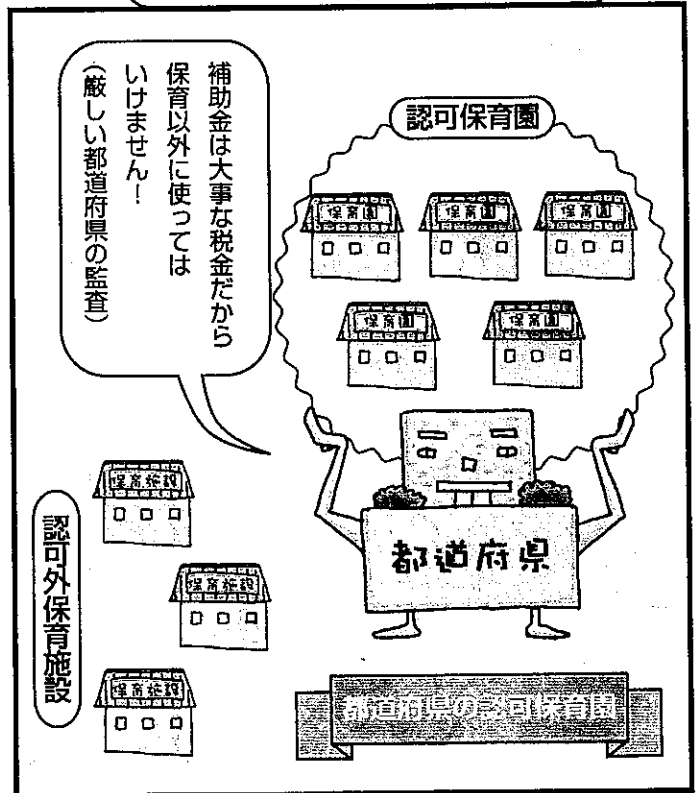
ところが新たな制度では、大幅な見直しが求められている介護制度や障害者自立支援制度と同じ仕組みとなるため、市町村は、保育時間を認定し、認定時間に応じた補助金を補助するだけです。まさしく、保育に対する公的責任の大幅な後退です。

認可制から参入も撤退も自由な指定制へ

新たな制度



今の制度



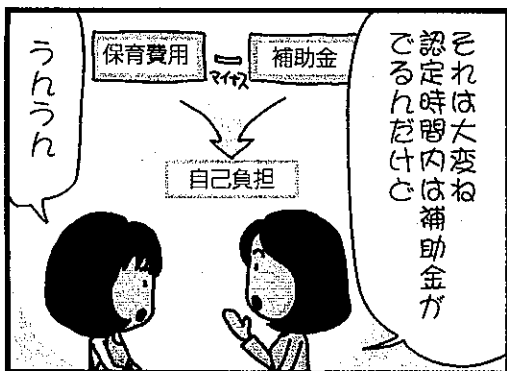
指定制になると、営利を目的とする企業などの参入が促進され、これまで子どもたちのためだけに使われてきた保育の費用が、利益の対象となり、保育が福祉ではなくなってしまいます。

利益をあげるために、保育士のパート化や給食の外部搬入などが進めば、保育の費は大幅に低下します。

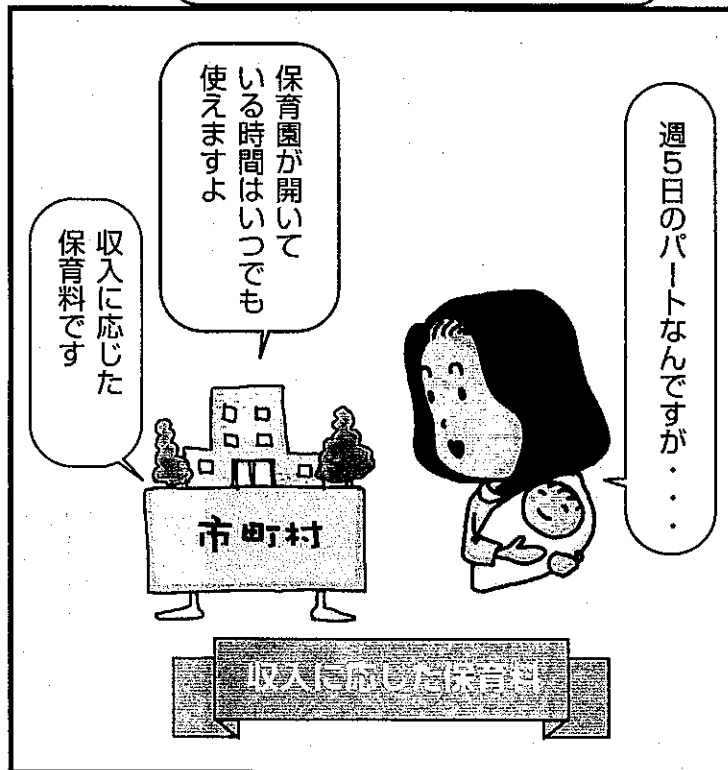
また指定制は、参入も撤退も自由な制度なので、利益をあげられなければ、保育園が突然閉鎖されることも考えられます。

認定された保育時間を超えれば全額自己負担

新たな制度



今の制度



今の制度では、保育園への入園が認められた子どもは、保護者の就労時間の長短に関係なく保育園の開所時間内の保育が認められています。保育料も保護者の所得に応じた負担となっています。

新たな制度では、介護制度や障害者自立支援制度と同じ仕組みとなるため、保護者の就労時間に応じて子どもの保育時間が決められ、認定時間を超えた保育時間分は全額自己負担となります。

保護者の勤務状態や経済的理由から、子どもたちが受ける保育に大きな格差が出てしまいます。

平成 22 年 4 月

都道府県・指定都市保育協議会 会 長 様

大分県大分市大津町 2 - 1 - 4 1

九社連保育協議会 会長 佐藤 成己

福岡県北九州市八幡東区中央 2 - 1 - 1

九州私立保育園連盟 会長 橋原 淳信

福岡県福岡市中央区荒戸 3 - 3 - 3 9

日本保育協会九州地区連合会 会長 永野 繁登

『新たな保育制度』について

陽春の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃より保育施策に対して、ご尽力をいただいていることに、心から感謝申し上げます。

私ども九州保育三団体傘下の保育園は、未来の主権者たる乳幼児期の子どもたち一人ひとりの健やかな成長を願い、日々保育をおこなっているところです。

さて、現在政府において、『新たな保育制度』に関する検討が進められています。そんななか、平成 21 年 12 月 8 日に閣議決定された『明日の安心と成長のための緊急経済対策』において、保育制度への市場原理の導入、直接契約・直接補助方式への転換、指定業者制度導入、といった『新たな保育制度』の方向性が示されました。

このような保育制度になれば、国や市町村の保育に対する公的な責任が大幅に後退し、子どもたちが受ける保育の質が低下します。これでは、全ての国民や地方自治体が望んでいる保育制度改革とは程遠いものとなってしまいます。

九州保育三団体は、『新たな保育制度』に反対を表明するとともに、『保育制度改革』が、真に子どもたち一人ひとりのための保育制度となることを願って、保護者を中心とした一人でも多くの国民の皆様に、今進められている保育制度の見直しを、いかに多くの問題を含んでいるかをご理解いただくためにマンガによるリーフレットを作成・配布することにいたしました。

ご一読いただき、九州保育三団体の取り組みへのご理解とご支援をお願い申し上げます。

新たな保育制度では 子どもたちの健やかな育ちは守れません

—九州の保育三団体は、『新たな保育制度』に断固反対します—

政府は、現行の保育制度では『待機児童』の解消ができないとし、『新たな保育制度』を導入しようとしています。

しかし、『待機児童』や『保育所不足』の状況を改善できない原因は、現行の保育制度に問題があるのではなく、必要な財源を確保し、必要な地域に保育所を整備してこなかった国や厚生労働省が進めてきた政策にあります。このことは、保育所総数の推移を見れば一目瞭然です。

平成 11 年から平成 21 年までの 10 年間に増加した保育所数は、公私立を合わせてわずか 650 ヶ所でした。その一方で入所児童数は、この 10 年間で 304,693 名の大幅な増員となっています。仮に 120 名定員の保育所を 650 ヶ所創設したとすると、78,000 名の増員が可能ですが、残りの 226,693 名の増員の多くは、保育所を増設せずに、既存の保育所の定員増や定員超過で対応してきたこととなります。

ちなみに、『ポストの数ほど保育所を』というスローガンのもと、保育所を増設してきた昭和 45 年から昭和 55 年の 10 年間においては、公私立を合わせて 7,935 ヶ所の認可保育所が増設され、864,721 名の入所児童数の増員が図られました。その差は歴然です。

保育所を増設せず、定員増や定員超過で『待機児童』を解消しようとする政策は、完全に行き詰った状態です。『待機児童』は、必要な地域における認可保育所増設で解消すべきではないでしょうか。

このことから分かるように、これまで『待機児童』が解消されなかったのは、『保育制度』ではなく、まさしく『保育政策』の問題です。

現行の保育制度は、国や市町村の保育実施義務が明確に位置づけられ、『最低基準』により、全国どの地域においても等しく保育の質が保障されています。保育料においても、保護者の所得の格差が、子どもたちの受ける保育の格差につながることはない『応能負担』を原則としています。

まさに、『公的責任』、『最低基準』、『応能負担』という三つの福祉の必要条件を柱とした世界に冠たる保育制度です。

一方、『新たな保育制度』が施行されれば、『公的責任の縮小』、『最低基準の形骸化』、『応益負担』となってしまう、福祉を必要とする子どもの処遇が大幅に後退することになります。これでは、弊害が多く大幅な見直しが望まれている『介護保険制度』や『障害者自立支援制度』の保育制度版と言わざるを得ません。

将来に禍根を残す『新たな保育制度』ではなく、国や市町村の公的責任が明確に位置づけられ、安心して子どもを産み育てられ、そして働き続けることができる『保育制度』の実現を強く要望いたします。

1、保育に対する国や市町村の責任が大幅に後退する —認定されても入園できるとはかぎりません—

新たな保育制度は、市町村が保育の実施義務を負う現行の公的保育制度を解体し、『直接契約』と『直接補助』方式の保育制度へ転換するものです。

この保育制度は、介護保険制度や障害者自立支援制度と同様の仕組みとなることから、市町村は保護者ごとに必要な保育の量を認定し、認定の範囲で実際に利用された時間分に対応する補助金を支払うことが主な義務となります。児童福祉法第24条1項に規定されている保育の実施主体としての市町村の保育の実施義務はなくなってしまう。

入園できる保育園を探すのも、入園のための私的な契約を保育園と結ぶのも、すべて保護者の自己責任となります。保育制度の介護保険化といっても過言ではありません。

2、保育が福祉ではなく、営利を目的としたビジネスの場になる —認可制から参入も撤退も自由な指定制へ—

新たな保育制度では、保育の量的拡大を図るため、これまでの認可制ではなくなります。国が定めた指定基準をクリアすれば、誰でも保育事業に参入できる事業者指定制度となります。

指定を受ければ、営利を目的とする企業も参入することができるようになります。利益を出すために、公費が保育のためだけに使われなくなると、その結果として保育の質が低下することが懸念されています。

また、指定制になれば参入も撤退も自由なため、突然保育園が閉鎖されることも考えられます。

3、家庭の経済的理由から、受けられる保育に格差が生じる —認定された保育時間を超えれば全額自己負担—

これまでの制度では、入園が認められれば、保護者の勤務時間の長短に関係なく、保育園の開所時間内の保育が認められていました。

新たな保育制度になると、『介護保険』と同様の『応益負担』となるため、認定された以上の保育園利用は、全額自己負担が原則となります。

給食費も実費負担と言われています。保護者の経済力により、子どもたちが受ける保育に格差が出るのが予想されます。

生活困窮者や育児力に課題をかかえる保護者等、最も保育園での保育や支援を必要とする家庭が、必要とする保育や支援を受けられなくなる恐れがあります。介護の世界において、介護を受けたくても自己負担分を支払うことができず、介護を我慢しなくてはならないという実態が、そのことを物語っています。

4、最低基準が形骸化されることで保育の質が大幅に低下する —子どもたちの育ちと安全を保障している最低基準が危ない—

『児童福祉施設最低基準』は、保育の質を全国どこの地域でも等しく保つために、国が定めた最低の基準です。職員の配置基準、保育室の面積基準、給食室の必置等が定められています。

『地方分権改革推進委員会』の勧告における保育所最低基準の廃止や地方への権限の委譲、『構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会』における3歳以上の給食の外部搬入の容認、さらには厚生労働省による、東京など待機児童の多い都市部における保育室面積基準の緩和や定員超過の全面的緩和等、最低基準の切り下げにつながる動きが、新たな保育制度と連動するかのようになっています。

最低基準は単なる設置基準ではなく、児童福祉法第24条の市町村の保育実施義務を国が財政的に保障しなければならない根拠となるものです。この大切な基準を『地域主権』や『待機児童解消』の名目で切り下げるということは、今でも『遊ぶところも、食事をするところも、お昼寝をするところも同じ』という保育室の中で生活している子どもたちに対して、より厳しい保育環境を押し付けるものです。

5、一般財源化は、保育に対する国の責任の地方への丸投げ —保育の質において、地域格差が生じる一般財源化—

『地域主権』の名のもとに、民間保育園の保育費用を国庫負担金からはずし、一般財源化しようとする動きがあります。

保育費用が一般財源化されると、地方の財政状況によって、保育の質に格差が出てしまいます。

ほとんどの地方が、財政悪化で苦慮している中での保育費用の一般財源化は、地方における保育行政の質の低下に拍車をかけるものです。

待機児童を解消するとともに、少子化に歯止めをかけるためには、国が財源を保障し、それに基づき市町村が保育所を早急に整備していくことが何よりも大切なことです。